

《論 説》

女性法律家と亡命

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 第一次世界大戦とワイマール憲法
- III ナチスの時代の女性の排除
- IV 戦後の時期
- V むすびー歴史上の女性と専門職

I はじめに

1 序

(1)(a) 2018年4月13日、ドイツの連邦司法省では、ドイツ女性法律家連盟の70周年に関する記念講演が行われた。そして、同連盟が、過去多くの障害にあいながらも、望ましい同権の社会を形成するのに大きな力を果たしたことと、男女同権には、なお残された問題も多いことが指摘された¹⁾。講演したのは、2018年4月に第22代の連邦司法相に就任した Katarina Barleyであった。同じSPD の前連邦司法相 Heiko Maasが、外相になったことから、新連邦司法相となったものである。

2019年6月27日にも、連邦司法大臣の交代があった。比較的短期間で交代し

1) BMJV, 2018.4.13 Katarina Barley anlässlich des 70. Jubiläums des Deutschen Juristinnenbund e.V. „Der Fortschritt ist auch im Recht oft weiblich“.

たのは、Katarina Barley(1968.11.19-) が、2019年の選挙で EU 議会議員となったことによる。ドイツでは、政権交代のない限り、短期間で大臣が交代することは、通常ないからである。新司法大臣は、Christine Lambrecht(1965.6.19-)である²⁾。

いずれも、連邦司法相には、また女性が就任することになったのである。Lambrecht は、戦後、5 人目の女性連邦司法相となった(6 代。順に、第16、18、19、20、22、23代の連邦司法相である)。在任期間が長いことから、1992年から2019年までの27年のうち、およそ20年は女性の連邦司法相だったことになる(後述 V 参照)。

16	Sabine Leutheusser-Schnarrenberger	1992.5.18-1996.1.17	FDP	○4 年
17	Edzard Schmidt-Jortzig	1996.1.17-1998.10.26	FDP	
18	Herta Däubler-Gmelin	1998.10.27-2002.10.22	SPD	○4 年
19	Brigitte Zypries	2002.10.22-2009.10.28	SPD	○7 年
20	Sabine Leutheusser-Schnarrenberger	2009.10.28-2013.12.17	FDP	再任○4 年
21	Heiko Maas	2013.12.17-2018.3.14	SPD	
22	Katarina Barley	2018.3.14-2019.6.27	SPD	○1 年
23	Christine Lambrecht	2019.6.27-	SPD	○新任

戦前の日本の大審院が司法省の監督をうけたように、大陸型の司法では、司

2) BMJV, begrüßt neue Ministerin, 2019.6.27 [Amtswechsel] ドイツの連邦司法相には、女性が就任することが2000年代以降多数となっている。末尾に近時の5 人の女性司法相の経歴を記載した。なお、2019年は、ワイマール憲法制定100 周年である。

2020年 3月 5 日、ドイツの連邦司法省は、ユダヤ系の女性法律家展を催した(Margarete Berent, Marie Munk, Margarete Muehsam など)。17人の女性法律家が、法律学の勉強や職業のために戦いながら、じきにそれを失ったことが述べられている。連邦司法相の Christine Lambrechtによる言及もある。BMJV, Christine Lambrecht bei der Eröffnung der Ausstellung „Jüdische Juristinnen und Juristinnen jüdischer Herkunft“, 2020.3.5.

法省や司法大臣の位置づけは重い。日本の最高裁判所が三権の1つとして、司法のトップとなったのは、戦後のアメリカ型の最上級審をモデルとしたからである。ドイツの連邦司法省も、連邦裁判所(BGH)などの司法行政権を握っており、その地位は高い。司法実務のトップは、むしろ連邦司法省にあることから、女性司法相の存在は、司法の分野における男女同権を象徴している。

このように、今日では、ドイツでも、女性法律家の地位はほぼ確立している。ヨーロッパの他の多くの国でも同様である。しかし、女性法律家の地位が確立するまでには、ヨーロッパでも長い時間を必要とした。そのプロセスには、種々の困難があった。本稿は、こうした女性法律家の生成と迫害のプロセスをドイツを例に検討するものである。ドイツは、現在でも、中央から北部ヨーロッパの中では、女性の社会進出が比較的遅れている方であり、その分析や対策には参考とするべきものが含まれている。

(b) ドイツにおける女性法律家の歴史は、同時に、ユダヤ人や少数者の迫害の歴史でもある。しかも、女性の法律家が出現し始めた時期の直後に、ナチスの時代が重なっている。そして、ユダヤ系法律家には、女性が多かった。いずれも、ナチスに忌避され、1933年のその政権掌握時から、法曹としての資格を急速に剥脱された。

1930年代のドイツの専門職の資格取得では、第一次国家試験に合格後、学位を取得し、第二次国家試験に合格というのが、一般的な順序であった³⁾。1900年代の初めに生まれた者は、1919年のワイマール共和国の成立後、国家試験や学位取得に差別が撤廃されたことから、第二次国家試験によって、1930年代初

3) もちろん、学位を取得しない例も多い。しかし、近代のドイツの法曹資格では、国家試験以外に、大学の学士の資格があったわけではないので、キャリアの形成に積極的な者は、学位を求めたのである。教授職を旨とする場合には取得するのが通常であり、ユダヤ系の者にも、学位取得率は高かった。

戦後は、博士の学位を取得した後に、さらにアメリカでLLMを取得する例が多い。1933年以降、多くのユダヤ系法学者がアメリカに亡命し、アメリカの法律学の水準が高まったことと、国際的観点の重視が戦後の課題となったからである。従前のアメリカからヨーロッパへの留学のコースは、まったく逆転したのである。

めによりやく法曹資格を取得することができた。女性の中からも、修習生となり、試補として採用され、さらに、裁判官に任官する者も出現した。しかし、こうした平等の扱いが制度的に機能したのは、1933年（ナチスの政権掌握）までの数年間にすぎない。1933年から歴史は逆行した。女性は、公務員職からは排除され、さらには弁護士職からも排除されることとなった。啓蒙の時以来重視された平等の観念は捨てられたのである。

しかも、こうした除外は、正面からは排除されない者にとっても、いびつな司法をもたらすことになった。これを契機として、種々の差別（障害や思想・信条ほか）が肯定されたからである。少数者に対する差別や迫害は、共通したものを有しており、外国人だけとか、あるいは女性だけということはない。種々の差別には共通するものがあり、法曹養成にとっても、少数者や弱者を排除することの危険性を示唆するものである。

女性法律家の地位のプロセスの研究によって、法曹養成のどの段階で、どのような差別が行われ、どのように撤廃されていったかが明確になろう。差別の歴史を遡って概観することにもつながる。これにより、法律家養成における男女同権の歴史を見直し、かつ法曹養成の中で、少数者や社会的弱者、障害者などの排除の克服の問題を再考することが可能となる⁴⁾。

4) 各国の普通参政権と女性参政権の開始時期をみると、女性差別は、人種や階級差別よりも根深いものをもっている。啓蒙の精神やフランス革命（人権宣言）でも、男女差別が前提であった（生理的・生物学的な区別を理由とする）。男女平等が唱えられるのは、ドイツでは、ワイマール憲法が最初である。

本稿で引用する文献では、とくによく以下のものを参照することから、以下の略記による。

Deutscher Juristinnenbund (hrsg.), Juristinnen in Deutschland, Die Zeit von 1900 bis 2003 (Schriftenreihe Deutscher Juristinnenbund), 2003, S.13. (以下、DJB ①で引用する)。

Röwekamp, Juristinnen : Lexikon zu Leben und Werk [hrsg. vom Deutschen Juristinnenbund e.V.] 2005. (以下、Röwekamp ① Lebenで引用する)。

Röwekamp, Die ersten deutschen Juristinnen, Eine Geschichte ihrer Professionalisierung und Emanzipation (1900-1945), 2011. (以下、Röwekamp ②で引

(2) 高等教育において、男女の同権が肯定されたのは、ようやく20世紀であり、19世紀は、いまだそのための前奏にすぎなかった。その先駆者というべき者が、以下の著名な者である。いまだに、男女平等の高等教育も存在しない時代であったから、対象となる者は専門職としての法律家ではなく、社会活動家や教育者などとして女性の法的地位向上に尽くしている。女性の専門職が早くに認められたのは、自然科学、とくに医学であり、また分野によっては(文学や宗教家、学者など)先駆者がみられるが、これらについては、末尾で若干ふれるにとどめる。先駆者は、個人的な資質や特別な環境によったのであり、一般的・制度的に、その職についたわけではないからである。

(a) ラウベ (Iduna Laube, 1808.12.13-1870.8.19)

彼女は、1808年に、ザクセンの Altenburg で、法律家の家系に生まれた。初婚のときは、ライプツヒ大学の教授と結婚し、再婚のときには、文筆家の Heinrich Laube と結婚した。1850年から、ウィーンに住み、文学サロンをもった。1866年に、女性の教育や収入獲得の可能性を拡大する目的で設立された Lette-Verein に倣って、ウィーン女性所得協会 (Wiener Frauen-Erwerbsverein) を設立した。この協会は、オーストリアで最大の女性の経済的組織となった。1870年に、ウィーンで亡くなった⁵⁾。

(b) ペリン・グラードンスタイン (Karoline von Perin-Gradenstein, 1808-1888.12.10)

彼女は、1808年に、ウィーンで裕福な家系に生まれた。オーストリアの女権運動のパイオニアとされる。1832年に結婚したが、夫の死後、1845年に、音楽批評家の A.J.Becher と知り合い再婚した。彼は、1848年の革命時、ウィーン政治活動家の幹部であった。彼女も、1848年に、「ウィーンの民主的女性協会」を設立した。これは、オーストリアで最初の女性の政治団体であった。政治的な活動の結果、夫婦ともに逮捕され、1849年に、ミュンヘンに亡命した。彼女

用する)。

Köhler-Lutterbeck/ Siedentopf, Lexikon der 1000 Frauen, 2000.(以下、Lexikon で引用する)。

5) Lexikon, S.201.

は、子どもの監護権を失い、財産も没収され、精神病にかかった。ウィーンに戻るために、彼女は、その政治的言動を撤回した。職業斡旋所を開き、これによるわずかな収入で余生を送った。1888年に、ウィーンで亡くなった⁶⁾。

(c) レヴァルト (Fanny Lewald, 1811.3.24-1889.8.5)

彼女は、1811年に、ケーニヒスベルクでユダヤ系の商人の家系に生まれた。20歳の時に、父の同意をえて、プロテスタントに改宗した。進歩的な文学、たとえば、George Sand や L.Börne、R.Varnhagen などの著作を好み、政治的な文筆家や、当時の著名な女性とも親しくした (B.v.Arnim, F.Hensel, H.Herz)。1842/43 年に、最初の小説 (Clementine und Jenny) を公刊した。そこでは、当時の習わしや女性やユダヤ人の抑圧の問題を扱った。1844年に、家族から独立して、ベルリンに越した。離婚や貧困を扱った本をいくつか出し、注目をうけ、ある本は、4000部も売れた。これは、当時としては大成功といえ、独立して生計をたてるのにも十分であった。ほかにも、政治的な著作があり、そこでは、女権拡張のために、よりよい教育の可能性と労働の条件を主張した。女権運動の第一世代の主導者となった。1855年に、イタリア旅行で1845年に知り合った作家の A.Stahr と結婚した。1889年に、ドレスデンで亡くなった⁷⁾。

2 大学教育の許容

(1) ドイツの女性運動が始まったのは、19世紀の後半からである。19世紀には、女性の精神的な能力は男性よりも劣るとする観念が、まだ一般的であった。小学校の教師を除いて、女性が知的な教育を必要とする職業やアカデミックな職業につくことは、否定されていた。大学どころか、高等教育の入口にあたるギムナジウムに入ることも、男子生徒に限定されていた。女子生徒は、まったく別コースの女学校 (Mädchenschule) に入ることとされ、そこでは「女性の自然的・生物学的に決定された事項」を習うべきものとされたのである。そこで、ギムナジウムにあるような古語や数学などの教科は、教えられなかった。

6) Lexikon, S.276.

7) Lexikon, S.209. 亡命法学者のレヴァルト (Hans Karl Ernst Albrecht Wilhelm Lewald, 1883.5.29-1963.11.10) との関係は、不明である。独法109 号72頁参照。

その当時は、女性には、論理的な思考の能力がないとされたからである⁸⁾。

(2)(a) こうした一般的な状況に対して、まず、女性の高等教育の前提として、1893年に、女学校をギムナジウムのコースに転換することが提言された。同年、ケッター (Hedwig Ketter) は、カールスルーエに女子ギムナジウムを創設した。そして、ここの卒業生には、例外として、大学入学資格試験の受験が認められた。1896年に、6人の卒業生が大学入学資格試験・アビトゥーアに合格した。

入学資格試験に合格しても、ドイツの大学での勉学は、まだ女子学生には閉ざされていた。そこで、希望者は、個別に官庁の特別な許可をえて、ゲスト聴講生 (GasthörerIn) として講義に出席したのである。

(b) ケッター (Hedwig Johann, geb. Reder Ketter (Gotthard Kurland) のペンネームがある), 1851.9.19-1937.1.15)

彼女は、1851年に、Harburg (ハンプルク・ハールブルクは、現在ではハンプルクの一部である) で生まれた。高等女学校 (höhere Töchterschule) を出たが、女性であることから、それ以上の教育をうけることができなかった。そこで、女性のための教育機会を可能とすることを生涯の目的とした。1881年に、雑誌「女性の職業」(Frauenberuf) を創刊した。女性問題に関する月刊誌であった。1887年には、雑誌 Bibliothek der Frauenfrage を創刊した。そこに掲載された論文によって、女子のためのギムナジウムの創設と、女子のためのアビトゥーアを求めた。1888年に、ワイマールに、「改革のためのドイツ女性協会」を創設し、女子の勉学と学問的な職業につくために必要な女子のための公的な許可を探った。1893年に、カールスルーエに、「女子のための教育改革協会」を主導し、その下に、最初の女子のギムナジウムを設立した。1900年には、ベルリン、ケルン、ブレスラウ、ハノーバー、ライプチヒ、ブレーメンにも、女子のギムナジウムを設立した。これらの学校の大半の費用は、協会が負担し

8) DJB ①, S.13. Helene Langeの言による。もっとも、古語の習得をもって知性の証とするのは19世紀的な考え方であり、20世紀に入ると、男女ともに古語の科目は廃止されていった。

た。以下の著作がある。1880年に、ジャーナリストの Julius Ketter と結婚した。1937年に、ベルリンで亡くなった⁹⁾。

Was wird aus unseren Töchtern? 1889.

Was ist Frauenemanzipation? 1890.

(c) サロモン (Alice Salomon, 1872.4.19-1948.8.30)

彼女は、1872年に、ベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。通常の少女の教育をうけた後、家事見習いのお手伝いとなった。1900年に、ドイツ女性協会連盟に入った(後述の Marianne Weber など所属)。多くの活動を行い、のちに会長代理にまでなった。1902年に、アビトゥーアをとらないまま、ベルリン大学で国民経済学や哲学を学んだ。多くの著作をし、その出版物によって認められたのである。1906年には、哲学博士となった(Die Ursachen der ungleichen Entlohnung von Männer- und Frauenarbeit)。1908年に、ベルリン (Schöneberg) に、女学校を設立した。1909年に、国際女性連盟の書記。1914年に、プロテスタントに改宗した。1930年まで、女性教育や各種の女性運動に尽力し、1932年には、プロイセンの国務省から銀メダルをうけ、ベルリン大学からは名誉博士号をうけた。しかし、1933年に、ナチスが政権をとると、活動を制限され、1937年には、アメリカに亡命をよぎなくされた。1948年に、ニューヨークで亡くなった。

3 法学教育の許容

(1)(a) 20世紀の始めに、女子学生に、ようやく大学での正式な勉学が認められ、法律学の勉学も認められた。開始時期には、ラントによってかなりの差異があり、早い方では、バーデンでは1900年に、ついでバイエルンで1903年に、ヴェルテンベルクで1904年であった。つまり、今日では、保守的と思われる南ドイツが、比較的早かったのである。この分野では先進的であったスイスの影響と思われる。

9) DJB ①, S.179. 次の(c) サロモンについては、SachBe, Christoph, Salomon, Alice, NDB 22 (2005), S.389ff.

中部と北ドイツでは遅れて、ザクセンで 1906 年、チューリンゲンで 1907 年、ヘッセンとプロイセンでは 1908 年、メクレンブルクでは、1909年であった¹⁰⁾。

(b) 当初は、女子学生は、たんなる聴講生の扱いであった。1903年の女子聴講生は、法学部では、全国各大学の合計で 12 人のみである(全学部の合計で930 人)。内訳は、ベルリン大学で2人、ボン大学で1人、フライブルク大学2人、ライプツヒ大学2人、マールブルク大学1人、ミュンヘン大学4人である。南ドイツのミュンヘン大学は、意外に多い。現在は、北欧が男女平等の先進国でその影響が大きくなったが、19世紀末には、スイスが先進的であった。

全大学の学部別の比較では、法学部の12人に対し、神学部で15人、医学部で90人、哲学部で774人である。哲学部には、当時まだ未分離の多くの新しい学問領域が含まれている¹¹⁾。

(c) その後の学部別の比較でも、女子学生の数は哲学部や医学部において多い。次頁のグラフは、やや下って1914年(夏学期)、1924/25年(冬学期)、1925/26年(冬学期)の比較である。医学部に女性が多く、あいかわらず哲学部は、最大のグループとなっている。グラフは、まだ諸学問が分離する前のまとめ方であり、哲学部といっても、人文科学も自然科学もかなりの部分の中に包含されている。そこで、哲学部に女子学生が多いのは、総体が大きいことによる。これに対し、医学部は、早くから女子学生が入学を求め、これに応じたことによっている。法学や経済学は、これらに遅れるが、おそらく自然科学よりは多かったと思われる。

哲学部を除いて、1924/25年と1925/26年の比較によると、後者で減少していることが特徴である。第一次世界大戦後のハイパー・インフレの影響と思われる。ハイパー・インフレの最悪期の1923年の影響が、この時期に出たのである。インフレは、男子学生にも影響を与えているが、女子学生への影響はより大きい。戦前は、ドイツでも高額な授業料が徴収されていたからである。経済事情が女子の進学率に対しより直接的な影響を与えることは、わがくににもみ

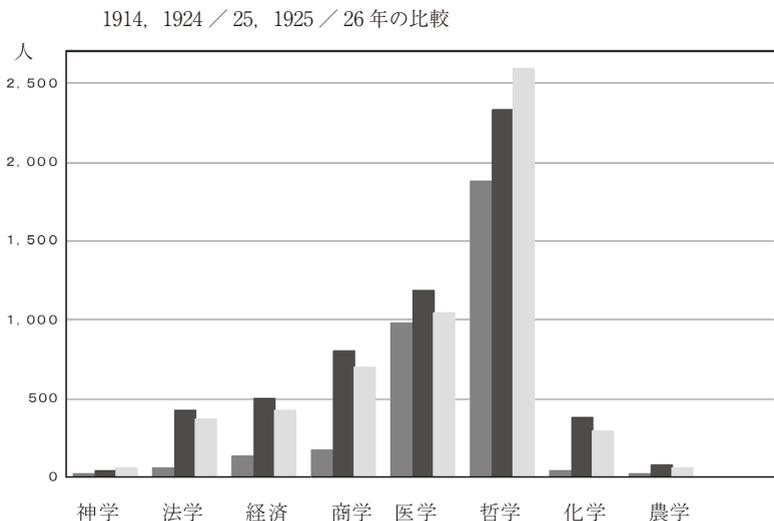
10) DJB①, S.14.

11) Rōwekamp ②, S.108.

られる。経済事情により(家族内の)勉学の調整弁とされることが多いからである。哲学部に、女子学生から望まれる専門ができるのは、ワイマール期からである。

全学部の総数でも、1914年の4095人に対し、1924/25年と1925/26年では、6948人と6938人で、ほとんど増えていない。グラフには、1924/25年と1925/26年しか出ていないが、1923/24年は、9386人で、法学部でも580人で、1920年代の10年間で最大となっている。哲学部で2823人など、ほとどの学部でも最大値になっている¹²⁾。ワイマール共和国成立後の民主化の結果である。

学部別の女子学生数の比較



(2) ヨーロッパの他の国では、女性の大学入学の許容は、もっと早くに行われた。ヨーロッパで最初の女性法律家は、スイスの Emily Kempin-Spyri で、彼女は、1887年に、チューリヒ大学で学位をえて、1891年には、ハピリタチオンをえた。彼女は、ドイツでも活動し、ドイツ法曹大会や女性運動会議に参加

12) Röwekamp ②, S.109.

し、バルリンでは法律相談所を開設した。ドイツ民法典の制定時期で、女性運動にも影響を与えた。しかし、彼女は、精神病を病み、1901年に亡くなっている。

チューリヒ大学が比較的早くに女性の入学を認めたことから、ドイツの女性でも、チューリヒ大学で学んだ者がいる。Ricarda Huchは、1887年から歴史学を学び、1891年に学位をえた。Anita Augspurg と Frieda Duensingは、1897/98 と1902/03 年に、学位をえた。Rosa Luxemburgも、1897年に、国民経済学で学位をえた。

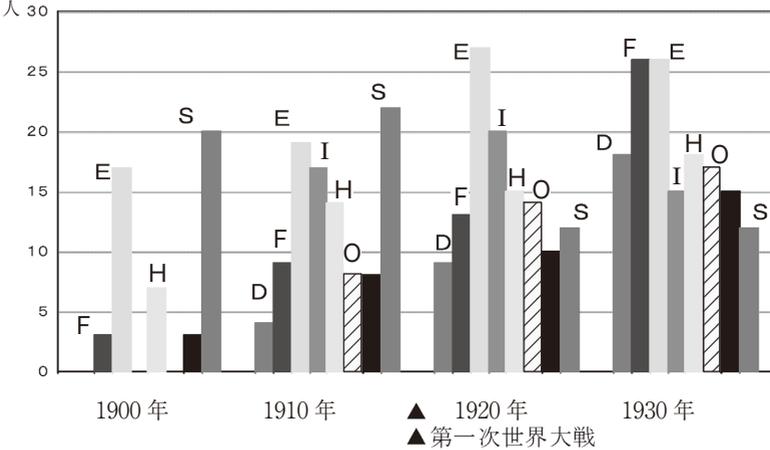
その他の外国では、学位以外に法律職につくことも可能であった。フランスでは、すでに 1900 年に弁護士職につくことが可能となり、ノルウェーでも 1904 年から、女性の弁護士への就任が認められた。オランダでは、1909年に、5 人の女性弁護士が生まれ、ローマ大学でも同年、Teresa Labriola に私講師の資格が認められた¹³⁾。

(3) 初期の女性法律家は、スイスに多くみられる。スイスが比較的早くに法学部への女性の入学を認め、学位の取得も認めたからである。ドイツの女性にも、スイスで資格を取得した者がおり、ドイツ南部地域への影響も大きかった。しかし、スイスでも、司法専門職への女性の進出は遅れた。最初の女性の学位取得者のケンピン・シュプリも、弁護士として活動することはできなかったのである。しかし、彼女にやや遅れて(生年で、わずかに8年)、クラマーは、1900年に、チューリヒで弁護士となった(後述)。

13) Juristinnen in der Schweiz: anders! 2014.

ただし、École normalなどのエリート学校が女性の入学を認めたのは、1972年まで遅れた。

西ヨーロッパ諸国の大学・女性の割合



(グラフは、左から順に、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、オランダ、オーストリア、スウェーデン、スイスである。年度によっては欠けている部分がある)

スイスの大学では、1900年から1910年までは、女性比率が 20 %を超え、スイスは、西ヨーロッパではもっとも女性比率の高い国となった。しかし、第一次世界大戦後（1920年以降）に、他の国はすべて女性比率を上げたが、スイスのみは、逆に 12 %に下げた。これは、他国で女性の高等教育の環境が整ったことから、スイスに流れていた女子学生が、自国の大学を選択できるようになったことによる。とくに、大戦前は、ロシアからスイスに来る女子学生が多かった。たとえば、ベルン大学では、1903年に、35%が女子学生であったが、その中には、スイス人の女子学生は10分の1 しかいなかったのである。

イギリスは、早くからスイスに次いで女性比率が高く、さらに第一次世界大戦後、いちじるしく増加させた。フランスは、1890年代から、lycée や collège での女子の高等教育が行われており、1901年に、すでに 3%を数えていた。ドイツは、1890年代には、高等女学校にアビトール取得のための補助授業が行われるのみで、1900年には、ようやく大学の聴講生が認められ始めたにすぎず、およそ10年の遅れがある。オーストリアは、ドイツよりもやや高めである。ド

イツとオーストリアで増加がいちじるしいのは、1920年代の後半（ワイマール時代）になってからである。第一次世界大戦後のワイマール共和国の時代に、多くの差別が撤廃されたことが大きい。オランダは、当初はフランスよりも進んでいたが、第一次世界大戦後では、微増にとどまった。

イタリアは、1920年に20%であったのが、1930年には、15%に減少している。これは、ファシズムの教育政策を反映しており（ムッソリーニ政権は1922年10月に成立）、ドイツの1930年代の逆行を先取りするものである。

いずれの国でも、第二次世界大戦前は、学生の25%程度が女子比率の最高であり、多くは、10%から20%の間にとどまったのである¹⁴⁾。

(a) ラシュケ (Marie Raschke, 1850.1.29-1935.3.15)

ラシュケは、1850年に、Gaffert (Stolp近郊) で生まれた。1880年に、教員試験に合格し、ベルリンで、高等女学校で教えた。1896年に、ベルリンで、法学部の客員聴講生 (Gasthörerin) として、法律学を学んだ。その後、スイスに行って、1899年に、ベルンで学位をえた。ベルリンに戻って、数多くの権利保護施設を統合して、女性に無償の法的な救済を与えるために、権利保護センター (Centralstelle für Rechtsschutz) を設立した。1908年に、「女性銀行」の監査役会会長となり、1918年に、「女性法律家連盟」(Juristinnenbundes) の創設メンバーとなった。「大衆のための法律誌」(Zeitschrift für populäre Rechtskunde) を発刊し、「女性基金」(Frauenkapital) 誌の主筆もした。1935年に、ベルリンで亡くなった¹⁵⁾。

(b) ケンピン・シュプリ (Emily Kempin-Spyri, 1853.3.18-1901.4.12)

シュプリは、1853年に、St.Gallen で生まれた。スイスで、1884年に、チューリヒ大学法学部で、最初の女性法律学生となり、1887年に、学位もえた (Die Haftung des Verkäufers einer fremden Sache)。しかし、スイス法上、女性は「能動的市民」(Aktivbürger) ではないとして、連邦裁判所まで争ったが、弁

14) Rüegg, Geschichte der Universität in Europa, III (Vom 19.Jh. zum Zweiten Weltkrieg, 1800-1945, 2004, S.210f. スイスの女性法律家については、Juristinnen in der Schweiz: anders!, 2014.

15) Lexikon(前注4)), S.290; Streitbare Juristinnen, S.393.

護士職を否定された。ハビリタチオンの取得や、私講師として、授業をもつことも、当時、チューリヒ大学から認められなかった。1888年に、アメリカに家族とともに移住し、ニューヨークで、1890年に、First Women Law Collegeを創立した。夫の病気により帰国した。1892年から、チューリヒ大学で、最初の私講師として、法律学の授業をもつことを認められた。学位取得時から、約5年を経過している。1896年に、ベルリンの Lessing大学でも教え、ドイツの女性運動とも連携した。しかし、1897年に、病気となり、無能力の宣告をうけ、1901年に、バーゼルの精神病院で亡くなった。著作に、「スイスの将来の私法における妻」(Die Ehefrau im künftigen Privatrecht der Schweiz, 1894)がある¹⁶⁾。

(c) アウグスブルク (Anita Johanna Theodora Sophie Augspurg, 1857.9.22-1943.12.20)

彼女は、1857年に、Verden (an der Aller) で生まれた(ニーダーザクセン北部)。チューリヒ大学で法律学を学び、1903年に、女性参政権のための連盟を創設した。1915年に、ハーグの国際女性会議の発起人、1919年から33年、雑誌 Die Frau im Staatを編集した。1933年に、チューリヒに亡命。1943年に、チューリヒで亡くなった¹⁷⁾。

Die ethische Seite der Frauenfrage, 1894.

Rechtspolitische Schriften (hrsg. v. Henke Christiane), 2013.

16) Lexikon, S.177f. ケンピン・シュブリについては、【体系と変動】437頁。屋敷次郎「法律家としてのエミリー・ケンピン=シュペーリ」一橋論叢126巻第1号37頁。

スイスは、女性参政権の承認が遅く、ようやく1971年に連邦議会で承認されたが、州レベルでは、1991年まで遅れた(他国について、後注43)参照)。その中でも、チューリヒは、比較的男女同権に積極的であり、1970年代には、最初の女性議員が誕生している(Emilie Liberherr, 2024.10.14-2011.1.3)。彼女は、1960年代に、店員のための職業学校の教師をして、1965年に、ベルン大学で学位をえた。1960年代末から、女性参政権のための政治運動を開始。1969年に、活動委員会の長、1970年から94年まで、チューリヒ州議会議員となった。最初の女性議員であった。チューリヒ州選出の連邦議会議員(上院)、女性問題委員会の長ともなった。

17) Streitbare Juristen 1988, 92 (Gerhard Ute); Röwekamp ① Leben, S.20.

(d) マッケンロート・クラマー (Anna Mackenroth-Kramer, 1861.4.9-1936.7.29)

クラマーは、1861年に、ダンチヒで生まれた。父は、工場主であった。スイスに行き、1888年から、国民経済学、ラテン語を、チューリヒ大学で学んだ。1889年から、同大学で法律学を学び、1894年に、同大学で学位をえた。1895年、チューリヒの女子高等学校の教師。弁護士事務所の補助員。1900年に、チューリヒで弁護士となった。ケンピン・シュプリの亡くなる1年前であった。ほぼ10年のタイムラグである。ケンピン・シュプリも病気になるしなければ、求め続けた弁護士職についての可能性は高い。1890年代は、スイスでも、法律職への障害は大きかったのである。1900年は、文字通りの時代の転換点であった。1936年に、Meilenで亡くなった¹⁸⁾。

Zur Geschichte der Handels- und Gewerbefrau, 1894.

Nebengesetze zum schweizerischen Obligationenrecht, 1898.

Über die Rechtsstellung der Frau im Vorentwurf zum Schweizer Civilgesetzbuch, 1901.

(e) ヴュストホーフ (Freda Wuesthoff, 1896.6.16-1956.11.5)

彼女は、1896年に、ライプチヒで生まれた。物理、化学、数学をベルリン、ハイデルベルク、ミュンヘンの各大学で学び、学位をえた。1924年に、砂糖企業の物理部門の責任者となり、ドイツで最初の女性の特許弁護士となった (Patentanwältin)。1926年から、化学者の夫 Franz Wuesthoffとともに、特許事務を行い、とくに植物栽培のための特許に関与した (品質選別法、Sortenschutzrecht)。1933年に、ユダヤ人として公的には職を失ったが、秘密裏に継続した。

第二次世界大戦後は、夫婦ともに、1949年のドイツ特許局の設立まで、植物栽培の研究をした。弁護士実務を再開してから、ミュンヘンで Wuesthoff und Wuesthoff というドイツで最大の事務所となった。広島と長崎への原爆投下への印象から、核兵器に反対し、平和の環 (Friedenskreis) を設立し、核兵器反

18) Röwekamp ① Leben, S.228.

対運動を起こした。1956年に、ミュンヘンで亡くなった¹⁹⁾。

(f) ルックストゥール・タルメッシンガー (Lotti Ruckstuhl-Thalmessinger, 1901.5.2-1988.6.8)

彼女は、1901年に、ドイツ南部のウルムで生まれた。チューリヒで法律学を学び、1930年に、学位をえた。学識女性の連盟 (Verband der Akademikerinnen) に加わり、女性運動に入った。1933年に、弁護士となり、「スイス・カトリック女性連盟」に入り、1948年に、その法律部会を作った。女性の平等と市民的な教育を重視し、1957年に、St.Gallen の女性の選挙権のための協会 (Vereinigung für Frauenstimmrecht) の会長。1960年から68年、「女性選挙権のためのスイス連盟」 (Schweizer Verbandes für das Frauenstimmrecht) の会長。1964年から、「国際女性同盟」 (International Alliance of Women) の理事長。「スイスの女性-カメレオン」 (1976年)、「女性は鎖を飛び出す」 (1986年) などの著作がある。1988年に、スイスの St.Gallenで亡くなった²⁰⁾。

(g) タールマン・アンテネン (Helene Thalmann-Antennen, 1906.3.28-1976.3.21)

彼女は、1906年に、Bielで生まれた。法律学を学び、学位をえた。弁護士資格をとったが、開業したのは、戦後の1950年である。女性運動に入り、1959年から62年の間、「女性学識者のためのスイス連盟」の会長、1965年からは、「女性学識者の国際会議」の中の女性の法的・経済的な地位向上のための委員会に属した。「ベルン女性連盟」 (Bernern Frauenbund) や「スイス女性組織の連合」の法律部会などに属する。著書に、「スイスの女性学識者の今日的状況」 (1950年) がある。その著作の「全労働契約の一般的拘束性」は、1943年に、スイス法律家協会 (Schweizer Juristenverein) の最初の賞をうけた。1971年に、Ida (Somazzi) 賞をうけた。1976年に、ベルンで亡くなった²¹⁾。

(4) 女子学生に大学での法律学の勉学が認められても、ドイツでは、第一次

19) Lexikon, S.399f.

20) Lexikon, S.302.

21) Lexikon, S.364.

および第二次国家試験の受験も、その間の司法研修も、長らく認められなかった。勉学と職とは、必ずしも結合しなかったのである。ドイツの大学教育と法曹養成は、基本的に各ラントの所管事項である。第一次国家試験は、大学の修了試験でもあるから、これが認められなければ、大学の入学だけを認めても、卒業資格は取得できず、大学に入学したことは形式的には無意味となる。これに対して 1900 年代早くに行われたザクセンの議会に対するライプチヒ大学的女子学生の請願は、認められなかったのである。

バイエルンでは、1912年の試験法の改正によって、女性にも第一次国家試験の受験が肯定された。しかし、それに合格しても修習生になることも、修習生として研修をすることも認められなかった。試験に合格した最初の女性 Florentine Neuhaus (Rickmers) は、試験的に (auf Widerruf) 研修を認められながらも、第二次国家試験の受験は認められなかったのである。

プロイセンでは、ワイマール共和国成立後の 1919 年に、第一次国家試験の受験は認められたが、それ以上は、1912年のバイエルンと同じ状況であった²²⁾。

南ドイツのヴェルテンベルクやバーデン、ザクセンの各州だけが例外であり、その他のラントでは、女性が、修習生となることも、司法研修も認められなかった。

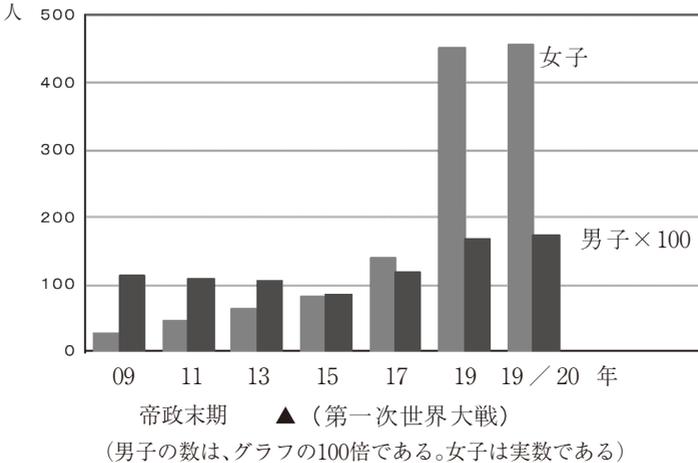
4 女子学生の数の推移

(1)(a) 次頁のグラフは、1910年代のドイツの大学の法学の男女の学生数である (1908-1920年)。法学部の女子学生数が増大したにもかかわらず、大学卒業以降の進路は閉ざされていたのである。1908/09 年に、男子1万1183人と、女子23人であり、比率で0.21%のみである。1919/20 年には、1万7247人と、457人であり、比率で2.58%となった²³⁾。

22) DJB①, S.14.

23) Röwekamp ②, S.99f.

法学部の学生数 1910年代



女子学生数は、第一次世界大戦末期から増加を始めた。もともと少なかったことから、戦争中も減少することはなかった。他方で、男子学生数は、第二次世界大戦の時期には、開戦前からかなり減少したが、第一次世界大戦の間は、必ずしもそう減少していない(上述のグラフ)。開戦当初こそ、減少が目だつたが、その後は、かえって増加している。ひとしく総力戦といっても、第二次世界大戦時とはかなり異なる。そして、大戦終結とともに、学生数はより増加することになるのである。

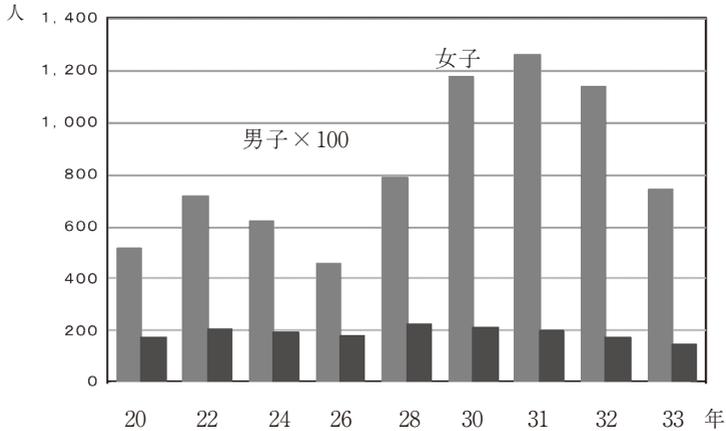
(b) そして、次頁のグラフは、1920年代(おもにワイマール期)のドイツの大学の法学の男女の学生数である(1920-33年)。1902年に、男子学生1万7134人と女子学生510人、比率で2.89%で、1933年に、1万4373と742人、比率で4.91%である。

ワイマール共和国の時代に、女子の学生数は、おおむね増加し、1930年代の初頭には、最大となった。しかし、1932年からは減少し、ナチスの政権獲得の1933年からは、いちじるしく減少したのである。ナチスは、女性の社会進出を嫌ったからである。

男子の学生数は、1928年から1930年までは、2万人台となったが、その後は、

減少した²⁴⁾。

法学部の学生数 1920年代



(男子の数は、グラフの100倍である。女子は実数である)

(c) ボン、ブレスラウ、ミュンヘンなど各大学の女子学生の割合には、大学ごとに、かなりの相違がある。絶対数が少ないことによる相違が現れたものといえる。以下は、1910年代のボン大学の変遷である。

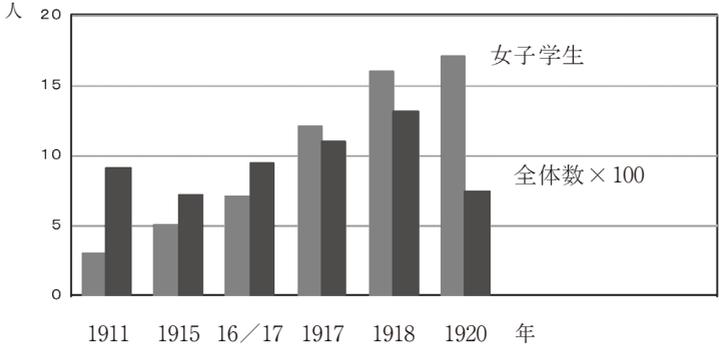
1911年から1920年の間、ボン大学では、女子学生の数は、一貫して増加した。もともと、その割合は、0.3%から、2.3%に増加したにとどまる。

ボン大学全体の学生数は、第一次世界大戦末の1918年に最大となり、1920年には、むしろ減少している。しかし、これはボン大学に特有の現象であり、ブレスラウ、イエナ、キールの諸大学などでは、一貫して増加している。ミュンヘン大学では、やはり1918年が最大であり、1920年には、かなり減少している。戦争のような一般的な原因によるものか、各大学ごとの理由によるものかは不明である(ハイパー・インフレは、1923年)。ミュンヘン大学では、女子学生の数も1918年の21人から、1919/20年の11人に減少している。全体との

24) Röwekamp ②, S.104f.

割合でも、15 %から13 %に減少している²⁵⁾。

ボン大学の学生数の変遷



(男子の数は、グラフの100倍である。女子は実数である)

(2)(a) 女性法律家(法学部の卒業生)は、当初、法曹に固有の職業には就けなかったことから、大学の勉学だけで就ける職業を選択した。すなわち、社会活動、慈善事業にかかわる組織である。Frieda Duensing は、社会的な女性の職業のための高等教育の学校で働き、Camilla Jellinekは、1900年にハイデルベルクに設立された「女性のための法的保護の施設」で活動した。後者は、女性の法的な地位の改善のための組織である。のちに、C.Jellinekは、30年におよぶ女性の権利のための活動と業績から、1930年に、ハイデルベルク大学から名誉博士号をうけた。また、上述のアウグスブルクは、ミュンヘンに建てた写真の作業場でも著名となった(前述3(3)参照)。

(b) 女権運動家(Frauenrechterin)のうち、以下の4人は、著名な学者の配偶者や娘である。以下の者も、社会活動や福祉の分野に関係している。当初は、こうした縁戚や出自が重要であった。女性の社会進出には、まだ個人的資質と環境が必要であったのである。働く場も限られていた。

25) Röwekamp ②, S.100f また、ウィーン大学で、法学部の女子学生の割合が、10%を超えたのは、1931/32年が初めてである。Ib., S.107.

(i) マリアンネ・ウェーバー (Marianne Weber, 1870.8.2-1954.3.12)

彼女は、1870年に、Oerlinghouse (bei Beilefeld) で生まれた。父は、医師であった。1892年に、製図を学ぶために、ベルリンに越したが、社会学者のマックス・ウェーバー (Max Weber, 1864-1920) と結婚し、勉学をやめた。夫とともに、フライブルグ (ブライスガウ)、ついで、ハイデルベルクに移った。1896年に、哲学と国民経済学の勉学を始め、現代社会における女性の地位の研究を始めた。1907年に、法史的な研究 *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung* を公刊した。1898年から、女権運動を始め、女性教育協会のハイデルベルク支部の長となった。雑誌 *Rechtsschutz für Frauen* の共同編者となった。1919年に、G.Bäumerの後継として、ドイツ女性協会連盟 (Bundes Deutscher Frauenverein, BDF) の会長となった。1920年に、夫がなくなっから、その遺作と自伝を出版するために公的な活動から退いた。4人の養子を育て、著述を行った。彼女の家には、2度の大戦の間、多くの知識人や政治家が入り出し、ドイツ知識層の精神的中心となった。ハイデルベルク大学法学部は、彼女に名誉博士号を付与した。1954年に、ハイデルベルクで亡くなった²⁶⁾。

Die Idee der Ehe und der Ehescheidung, 1929.

Erfülltes Leben, 1948.

Die Frauen und die Liebe, 1950.

(ii) カーミラ・イエリネック (Camilla Jellinek, geb. Wertheim, 1860.9.24-1940.10.5) は、女権運動家であり、夫は、著名なユダヤ系の国法学者の G. イエリネック (Georg Jellinek, 1859-1911) である。マリアンネ・ウェーバーとともに、ドイツ女性協会連盟を主導し (1915年に理事)、1930年に、ハイデルベルク大学法学部から名誉博士号をうけた。1940年に、亡くなった²⁷⁾。

26) Lexikon, S.382f.

27) Röwekamp, ① Leben, S.159. Georgとの関係で、Hollerbach, Jellinek, Georg, NDB 10 (1974), S.391. イエリネック夫妻の墓は、ハイデルベルクにある (Bergfriedhof, Heidelberg)。著名な学者の墓が多く、その隣は、スイスの法学者で、チューリヒ私法典の立法者プルンチリで、近くには、チボーや F.リストの墓もある。

(iii) アンナ・ギールケ (Anna von Gierke, 1874.3.14-1943.4.3)

彼女は、1874年に、ブレスラウで生まれた。著名なゲルマニスト Otto v. Gierkeの娘である。1898年に、ベルリンの女学校を指導し、1908年に、ベルリン・シャーロッテンブルクの養育院協会 (Vereins Jugendheim) の長であった。1911年に、養育院や小学校の教員の教育のための社会教育のゼミナールを行った。多くの社会福祉的な組織に属し、ベルリンの Frauenvereineの長となった。1919年に、ドイツ国民党に入った。1933年に、ユダヤ系として、すべての職を解かれた。1943年に、ベルリンで亡くなった²⁸⁾。

(iv) マルグリーテ・ヴォルフ (Marguerite Wolff, 1883.12.10-1964, geb. Jolowicz)

彼女の父 Hermann Jolowicz は、1849年に、ポーゼンの Pleschen で生まれたドイツ系のユダヤ人であった。父は、イギリスの国籍を取得しており、定期的にドイツに旅行する絹取引の商人であった。マルグリーテはロンドンで生まれ、1906年に、著名な私法学者のヴォルフ (Martin Wolff) と結婚した。夫ヴォルフは、ラーベルと同時代人であり、ベルリン大学の教授であったが、ユダヤ系であることから、1930年代に迫害をうけ、マルグリーテに従い、1938年にイギリスに亡命し、同地で 1953 年に死亡した²⁹⁾。彼女も法律書の翻訳などをして

28) Lexikon, S.120.

29) Röwekamp, ① Leben, S.436.ローマ法学者の Herbert Felix Jolowicz (1890-1954) は、その姻戚である。Vgl. Jolowicz, Historical Introduction to the Study of Roman Law, 1932 (1961), p.303 (note 6 a). (Barry Nicholasによる3版がある。2008年)。ちなみに、売買における危険負担では、いわゆる「現物売買説」をとり、同説は、ローマ法学者に支持者が多い (Seckel und Levy, Die Gefahrtragung beim Kauf im klassischen römischen Recht, SZ (Röm.) 47 (1927), 117; Haymann, Periculum est emptoris, SZ (Röm.) 41 (1920), 44 など)。

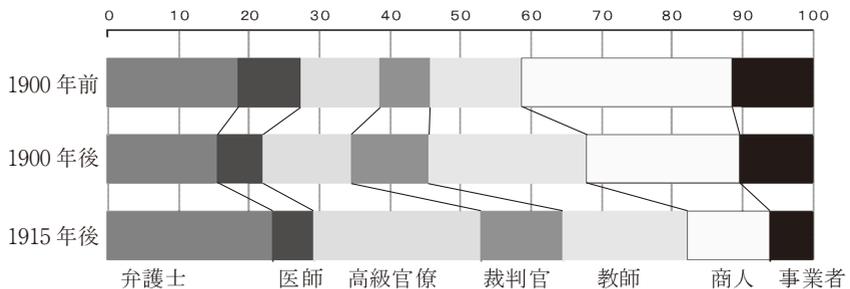
ほかに、法学者のチーテルマン (Ernst Otto Konrad Zitelmann, 1852.8.7-1923.11.28) の姉、Katharina Zitelmann (1844.12.26-1926.2.4, ペンネームとして Katharina Rinhart) は、文筆家であり、遠隔地にも旅行し、1889年からエジプト、インド、中国、日本、アメリカにいき、印象記を書いている。法律家ではないが、日本にもきて、養子に関する著述を残している。Ein Adoptivkind, Die Geschichte eines Japaners,

いる。兄の Jolowicz も、著名なローマ法学者であった。女性運動家にも、ユダヤ系の者の割合と影響はかなり大きい。

(3)(a) 女性の進学率が低かったことから、どの階層の者が大学に入学していたかが問題である。1900年ごろの女子学生の父親の職業は、以下のとおりである。実数で、弁護士23人、医師11人、企業主12人、高級官僚14人、商人37人、教師11人、裁判官9人である。弁護士や医師のような自由業と高級官僚、裁判官、教師は、1900年前には、6割弱であったが、1915年以後には、8割を超えた。半面、1900年前に、3割いた商人階級の出身者は、1915年以後には、1割程度に減少した。その原因としては、ユダヤ系の知識階級が増加したことが大きい。

実数が少ないので、必ずしも確実ではないが、父親が弁護士や医師である者の数が多いが、3割程度で変わらず、高級官僚、裁判官、教師の合計は、4割程度から、3割から5割にまで増加した³⁰⁾。

父親の職業



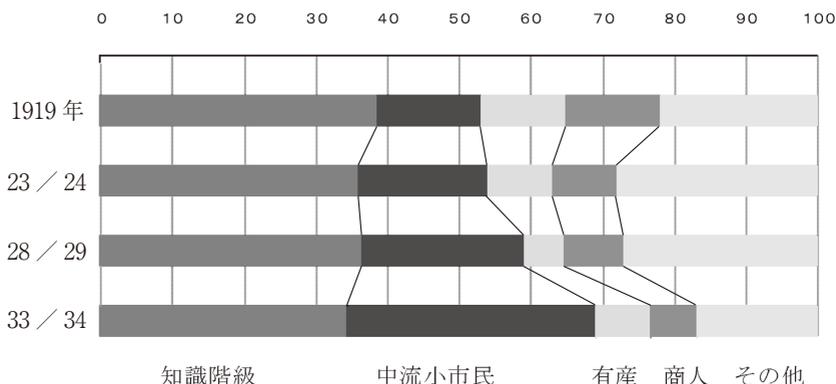
1916. Fränkel, Zitelmann, Otto Konrad, ADB 45 (1900), 361. 拙稿・一橋法学14巻1号39頁参照。明治の比較的早い時期に日本に来た外国人女性では、イサベラ・バード (Bird, Isabella Lucy, 1831-1904) が著名である。イサベラ・バード・日本奥地紀行 (高梨健吉訳、1973年、東洋文庫)。原著は、Unbeaten Tracks in Japan, 1880. 旅行時期は、1878年であり、お雇い外国人でも早い時期の者の来日時期に近い (ボアソナードの来日が1873年。1895年まで)。英国公使パークスや宣教師のヘボンなどとも交流がある。

30) Röwekamp ②, S.113.

(b) 少しあとの時期の 1920 年代以降の、女子学生の社会的な出自（1920年代から30年代前期）は、以下のようになる。基本的な傾向は変わらない（ただし、グラフは、やや抽象的な分類となっている）。

もともと多数を占めていた知識階級の出身者は、ワイマール期を通じて、なお高い割合を占めている。これに対し、第一次世界大戦終結後に、有産階級がかなり没落したこと（戦後のハイパー・インフレは、行為基礎論の出発点となった）、その割合は減少した。商人階級も減少している。他方で、中流の小市民の割合は、2倍以上に拡大し、最大割合を占めるにいたっている。合計すると、6割を超える。具体的な職業は、官吏や教員であると推察されるから、男子学生を含めた全体の出自の傾向とも一致している³¹⁾。

女子学生の社会的な出自



(c) 法学部における女子学生の宗旨では、1928年に、プロテスタントが多く、57.1%で、カトリックが22.2%、ユダヤ教が16.2%ほどとなる。この数字は、おおむね1932年まで変わらない（55.9%、23.9%、15.9%）。しかし、ナチスの政権掌握後の1934年には、それぞれ 68.7%、29.7%、0.3% となっており、ユダヤ系の排斥が顕著である³²⁾。

31) Röwekamp ②, S.116. 男子学生をも含めた全般的な学生の出身階級については、縁戚に関する別稿による。独法107号1頁、50頁参照。

32) Röwekamp ②, S.125.

とくに、初期には、ユダヤ系女性の割合は高かった。1908/09年のプロイセンの大学全体では、プロテスタント、カトリック、ユダヤ教のそれぞれの割合は、74.6%, 7.3%, 18.1%で、ユダヤ教はカトリックよりも多数を占めていた。

1926/27年では、59.1%, 33.0%, 7.9%である。ナチス政権の直前の1932/33年には、62.5%, 29.7%, 7.8%である。1920年代の後半に、法学部には、他学部よりも多数のユダヤ系の学生がいたことがわかる（これは男子学生でも共通する）。その反面、1933年以降、激減した³³⁾。

ユダヤ系女子学生の法学部への傾向は、南部のウィーン大学では、いっそう顕著である。1919年に、31人で、ユダヤ教が過半を占めた(51.7%)。カトリックは23.3%、プロテスタントが18.3%となる。1923/24年によやく人口順にカトリックが多数を占めた(50.5%)。それでもユダヤ教は、38.7%で、プロテスタントの6.3%をはるかに超えている。プロテスタントの女子学生は、北部の大学にいったのである。1933/34年でも、カトリック、ユダヤ教、プロテスタントで、それぞれ63.4%, 20.1%, 1.1%である(オーストリア併合は、1938年)。プロテスタントの女子学生のウィーン大学での割合は、ますます減少したのである³⁴⁾。

なお、ユダヤ系の学生の割合は、大学だけではなく、中等教育でも高い。1900年ごろのベルリンのユダヤ系人口は、4~5%であり、高等女学校(Höhere Mädchenschule)への進学率は、19.4%であったが、フランクフルトの高等女学校では、24%の女子学生がユダヤ系であった³⁵⁾。

(d) 大学教育の前提となるのは初頭・中等教育である。そこで、どこで大学までの初等教育をうけているかの点を、1908/09年のミュンスター大学によってみると、ギムナジウムが圧倒的であり、368人で、RG(Realgymnasium)は55人、ORS(Oberrealschule)は22人となる(法学部、すべて男子)。ちなみに、医学部でも、ギムナジウムが115人、RG、ORSは、10人ずつであるが、哲学部では、ギムナジウムが593人、RG、ORSは、605、29であり、ギムナジウ

33) Röwekamp ②, S.126.

34) Röwekamp ②, S.130.

35) Ib.

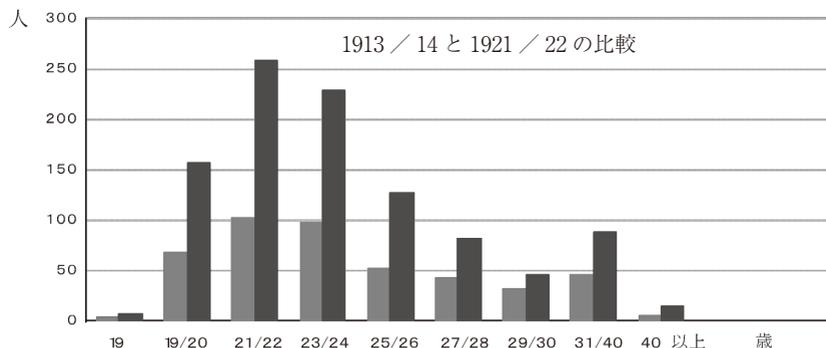
ムよりも、RGの方が多(すべて男子)。

女子学生の進出では、1909年の哲学部が早く、RGが9人で、17人は不明である。法学部では、1909年の1人が、RGを出ている。ギムナジウムの卒業生は、1916/17年の1人が最初である。ちなみに、哲学部では、1909/10年の1人が最初である。

1921年になると、法学部でも、ギムナジウムの卒業生は1人だけで、35人はRGで、1人のORSの卒業生がいるだけである。医学部でも、ギムナジウムの卒業生はなく、31人がRG、3人がORSの卒業生である。哲学部では、それぞれ9人、89人、8人である(120人は不明)。女子学生の大学進学率とギムナジウムへの入学可能性が、かなり密接な関係を有していることと、逆に、それがRGによって、かなりの程度代替されていることがわかる³⁶⁾。女子学生の大学進学率の増加には、ギムナジウムへの進学可能性が制限されている限り、限界があったのである。

(e) さらに、ミュンヘン大学にいた女子学生の年齢をみると、1913/14年と1921/22年の比較で、いずれの年も、21/22歳、23/24歳がもっとも多い。ドイツの学生は、在学年数が長いこともあって、日本よりは年長の者が多い。女子学生にも、その傾向は反映されている³⁷⁾。

女子学生の年齢



36) Röwekamp ②, S.117.

37) Röwekamp ②, S.121.

(4)(a) 地理的な関係を見ると、当時の女子学生は、たいていは、通学する大学を2回変更していた。最初は、生誕地の近くの大学にいき、研修を故郷でするために、最後の大学もそこである。男子学生が4回以上も変わり、近隣の地域や同じところをあまり選択しなかったのとは異なる。当時のユダヤ系学生にも、女子学生に似た傾向がみられることから、移転に伴う負担が大きかったものと推察される。もちろん、属人的な差異があることはいうまでもない。ちなみに、戦後は、住宅事情が悪化したことから、男子学生でも移転数は減少した。

博士の資格は、多くの場合に、当初入学した大学よりも他の大学（とくに大規模大学）でとる傾向がある。もっとも、これは大学に着目した結果ではない。ドイツの大学には、比較的差異がないことから、大学よりも人であり、大規模大学が著名な学者を多く集めるからにすぎない。人に着目した結果である。指導教授が大学を変わることも多いが、その場合に、その後を追って大学が変わる例もある（ラーベルとL.ミッタイスの例や、女子学生でも、Magdalene Schochは、師である Mendelssohn-Bartholdyの移動に伴い、ヴェルツブルク大学から新設のハンブルク大学に移動した）。

また、チュービンゲン、ハイデルベルク、フライブルクなどの大学では、他の土地からくる者が多い。これは、大学にも、比較的大規模で全国区型のものと、小規模で地方区型の差異があることにもとづいている。チュービンゲン大学には、1917年の夏学期と1917/18年の冬学期に、ラインラントからの女子学生1人がきていた。1918年の夏学期には、ブランデンブルクからのもう1人の女子学生がきていた。次の2学期には、エルザス、ラインラントからの女子学生1人ずつがきて、さらにヴェルテンブルクからも2人がきていた。

キール大学でも、初期には、地元の者よりも（Einheimisch）、他の土地（Ortsfremden）からの者が多数きていた。1921年の夏学期に、プロイセンから7人の女子学生がきており、東プロイセンからも1人が、ザクセンから3人、シュレスヴィッヒからは1人、ハノーバーからも1人、ラインラントから2人、リューバックから1人であった。1921/22年の冬学期には、キール大学に、プロイセンから6人、ポーゼンから2人、シュレスヴィッヒから1人、ラインラントから3人であった。

もっとも、ケルン大学の女子学生は、大半がラインラントの出身であった。ボン大学は、もともとプロイセン領ラインラントの唯一の大学であったが、1908/09年の冬学期に、ブランデンブルクからの女子学生1人がおり、1909年の夏学期にはブランデンブルクから1人、ハノーバーから1人が来ており、ラインラントからは1人のみであった。しかし、1909/10年の冬学期から1917年の夏学期まで、ラインラントからの女子学生のみであった。1917年の夏学期に、ザクセンから1人、1918年に、ラインラントから13人の女子学生が入ったが、ほかには、ポンメルンから1人、ポーゼンから1人、ベーメンから1人だけであった。このように、西部地域では、地元の女子学生が圧倒的に多数であった³⁸⁾。

東部のプレスラウ大学でも、女子学生は、おもに地元の出身であった(シレジア)。ケーニヒスベルク大学でも、1908/09年の冬学期から、1914年の夏学期まで、地元の東プロイセンの出身者のみであった。そのあと、西プロイセンやザクセンの学生が増えた。1920年代の最初から、ケーニヒスベルクは、学生が夏学期を過ごすことの多い大学であった。これに対し、イェナ大学は、他の土地からの学生が多かった。ゲッチンゲン大学も同様である。ミュンヘン大学でも、地元の女子学生は少なく、1911年から1916/17年の冬学期まで、バイエルンの女子学生は1人もいなかった。ただし、これは、ミュンヘンでは、女性に対する勉学許可が出ることが遅かったことによる。ミュンヘンでは、1900年に初めて、女子のアビトゥーアが認められたのである。1903年に、最初の8人の合格者がでた³⁹⁾。

(b) 勉学期間にも、男女差がみられ、プロイセンとザクセンでは、多くの場合に6学期、ヴェルテンベルクとバーデン、ヘッセンでは7学期、バイエルンでは8学期であり、授業料は、年額300から500RM(レンテンマルク)であった。

ベルリン、ミュンヘン、ケルンなどの大都市の大学が好まれる傾向がある。もっとも、女子学生が地元志向のために、結果として出身者も多い大都市が増

38) Röwekamp ②, S.133f.

39) Röwekamp ②, S.135f.

えるともいえる。1928年に、法律の女子学生の各14.3%は、ベルリンとケルンで、11.5%はボン、9.2%はフライブルク、7.3%はミュンヘン、6.0%はハイデルベルク、4.1%はハンブルク、3.9%はエルランゲン、3.0%はヴェルツブルク、キール、チュービンゲン、2.8%はマールブルクとイエナ、2.6%はミュンスター、2.4%はゲッチングエンとライプチヒ、2.1%はブレスラウ、1.7%がフランクフルトとケーニヒスベルクの各大学に属した。他方、バルト海沿いのグライフスヴァルト、ロシュトックとハレなどの大学には、女子学生はほとんどいなかった⁴⁰⁾。

II 第一次世界大戦とワイマール憲法

1 ドイツ民法典と女性の地位

(I) ドイツ民法典の制定時に、女権運動家から男女平等についての意見はあったが、1900年に施行された民法典には、ほとんど影響を与えなかった^{41) 42)}。妻の無能力も、日本の明治民法のような広範なものではないが(日民の旧14条以下)、男女差別とみられる規定は、かなり存在する(1354条、夫の住所決定権。1355条、妻は夫の氏を称する。1358条、妻の身体羈絆の約束に対する夫の告知権。1363条、妻の財産への夫の管理権。1376条、夫の処分権。1395条、妻の持参財産の処分への夫の同意権。1396条、同意なき処分の無効。

40) Röwekamp ②, S.137.小規模大学に女子学生が少ないのは当然であるが、地域的な差もみられる。当時は、南ドイツの方が多かったようである。

41) 前述のスイスの Emily Kempin-Spyri も、多少女性運動には影響を与えている。

42) BGBに対しては、著名なギールケやメンガーの反対意見のほか、女性活動家やドイツ語表現に関する言語学的な批判があった(ラテン語概念の翻訳、ドイツ語化)。BGB 制定時の女権活動家の意見については、Hattenhauer, Das BGB in der Zeitung, Fests.f.Hadding, 2004, S.57ff. とくに、S.64ff.

メンガーは、ドイツ民法典草案における既婚女子の雇用関係についても批判している(XLVI)。A.Menger, Das Bürgerliche Recht und die besitzlosen Volksklassen, 4.A., 1904, S.184 (Dienstverträge der verheirateten Frauen)。

1399条、1405条以下は、夫の同意が不要な場合である)。

このうち、1358条は、妻と第三者との間で労務給付の契約をした場合に、これを夫の告知により消滅させるものである。しかし、普通法上の制限、すなわち、妻が保証や債務引受をすることに対する制限、とくに厳格な方式を必要とすることは撤廃された(Rechtswohltaten der Frauen)⁴³⁾。ドイツ民法典では、一般的な方式の欠缺する法律行為の無効のみが定められており、この点では男女差別は存在しない(125条)。

もっとも問題となったのは、妻が自分の卑属以外の者に対する後見人たりえないとした点である(後述(3))。

公法上の制限も残り、女性の参政権は、1919年のワイマール共和国の成立をまつこととなった(後述のワイマール憲法109条2項)。女性官吏に対する差別の禁止も、同憲法128条2項による(これを具体化したのは、1922年7月11日法ほか)。本稿の対象とする女性の裁判官や検察官への任官、弁護士資格の取得は、これに関連することから、ワイマール共和国の成立をまつことなのである⁴⁴⁾。

(2) 第一次世界大戦を契機として、多数の男性が兵役に服し、労働力が減少

43) ドイツで政治上の男女同権が確立するには、ワイマール共和国の成立を待たねばならない。男子の普通選挙は、フランス革命中の1792年を嚆矢とし、王政復古による中断後、1848年に復活した。ドイツでは、1867年の北ドイツ連邦が最初である。アメリカでは1870年、イギリスでは1918年まで遅れた。女子の普通選挙権については、1919年のワイマール憲法が早い。アメリカで、1920年、イギリスで1928年、フランスでは、1945年である。日本では、男子の普通選挙権が1928年、女子は戦後の1945年である。1900年のBGBは、なお保守的な法典だったのである。

ドイツ連邦司法省の次官 Christiane Wirtz は、2017年の演説で、2019年の女性参政権100年の歴史について、これが、1918年に導入され、1919年1月の国民議会で、82%の女性が選挙権を行使し、37人の女性が議員となったことを述べている。それに比して、2017年当時、連邦議会には、234人の女性議員がおり、その割合は、37%であるとする(BMJ, 100 Jahre Frauenwahlrecht, 2017.7.27)。

44) DJB ①, S.15.

したことから、女性は、多くの領域に進出し、司法上の業務にも係わるようになった。1916年の法律によって、裁判上の管理行為 (Gerichtsverwaltung) に係わることが可能となった。まずは、裁判所書記の職である。これは、平時時になっても維持された (DJZ 1917, 128)。しかし、他の職種、たとえば、裁判官や検察官、警察の管理官になるには、まだ時間を要した。

1913/14年の冬学期には、2303人の女性がプロイセンの大学に登録していた。そのうち25人が法学部に属した。1917/18年の冬学期までに、3990人と74人となった (DJZ 1918, 429f., Jurastatistik)⁴⁵⁾。

(3) 法典上の最初の進展は、上述の後見法であった。BGB は、従来男性にのみ認められていた後見の職を女性にも認めた。しかし、1783条は、女性が、被後見人の父以外の者と婚姻したときには、その夫の同意を必要とした。そこで、婚姻していない女性が後見人に指定されていたときには、彼女は、婚姻により解任される可能性がある。女性が既婚の場合にも、彼女は、夫が、後見の同意または継続に対する同意を拒絶したときには、解任される (1887条 2項)。これは、女性が一般的に法律の知識をもたないことを前提としていた。ちなみに、1780条、1781条は、無能力者や禁治産者などの後見人選任を禁止し、1782条は、被後見人の父母によって後見から除斥された者も、後見人たりえないとしていた。

他方で、1786条1項1号は、すべての女性は、その家族状態によらず、後見の引受を拒絶する権利をもつものとする。このように、女性が、後見の引受をみずから考慮できるなら、1783条のような法的な制限を廃止するべきではないのかとの疑問が生じる (Fried Duensing)。そして、廃止は、少年保護法の改正 (JWG 1922.7.7, RGBI. I S.633) によって実現された (1783条、1887条の廃止)。また、後見の引受を拒絶できる権利は、女性だけではなく、男性にも適用されるものとされた⁴⁶⁾。

45) Ib., S.16.

46) Ib. 男女問題に関する民法上の論点が多いが、そのうち夫婦財産制に関しては、別稿による。

1783条「被後見人の父以外の者と婚姻した女を後見人に選任するには、その夫の同意をえることを要する」(のちに、少年保護法48条で廃止された)。

1786条「次に掲げた者は、後見の引受を拒絶することができる。

- 1 2人以上の学齢に達しない子を有し、またはその義務に属する家族の監護に寄り職務の執行が永続してとくに困難なことを疎明した女
- 2 60歳以上の者
- 3～8号は省略」

1887条「後見人に選任された女が婚姻したときには、後見裁判所は、これを解任することができる。

後見人に選任された既婚の女は、夫が後見の受諾もしくは継続に対する同意を拒絶し、または撤回したときは、後見裁判所は、これを解任することを要する。本条は、夫が被後見人の父のときには、これを適用しない」(少年保護法48条で廃止)。

後見人

女 — 夫

| |
| | 同意

被後見人

2 女性団体の統一

(1) ドイツ女性法律家協会(Deutscher Juristinnenverein)の設立

多数の団体が各地に設立されたが、各地の女性団体は、しだいに統一される方向に進み、1890年に、全ドイツ女性教師協会(Allgemeiner Deutscher Lehrerinnenverein)が創設された。女性法律家については、1914年に、ドイツ女性法律家協会(Deutscher Juristinnenverein)が設立された(Deutscher Juristinnenbundの前身)。

協会の正確な設立日は確定的ではない。プロイセンでは、いまだに女性には第一次国家試験も認められず、その他のラントでも、第二次国家試験は認められない時期であった。Margarete Berentと、Margarete Meseritz, Marie

Munkは、ベルリン、フライブルク、ボン、ハイデルベルクなどの各大学で学んだ。この3人は、学位をえた後、ベルリンに戻って、協会を設立した。その目的は、女性法律家の職業的・学問的な勉学の継続の援助を目的とした。さらに、職業的な平等、夫婦や家族法上の差別の撤廃、女性の同権を求め、請願、雑誌記事の掲載、講演などを行った。1919年には、85人のメンバーがいた⁴⁷⁾。

協会には、非正規の会員として、非法曹の女性や、男性もいた。たとえば、Margarete Meseritzの夫である。また、のちの弁護士 Maria Otto は、オブザーバーとして参加した。Margarete Meseritzは、1933年の協会の解散まで、会長であった。

(2) 大きな変化の生じたのは、ワイマール共和国の成立によってである。帝政の崩壊後に、女性の法的・政治的な地位には、大きな変化が生じた。1918年に、女性の参政権が認められた(RGBl.1918 S.1303)。1919年8月11日の憲法(ワイマール憲法)は、109条2項で、男女の平等を謳った。また、128条1項と2項では、すべての市民が公的な職につくことを可能とした。1922年からは、女性も国家試験をうけ、法律職につくことが可能となった。高位の公務員になることも可能となったのである。

3 ワイマール共和国の時代

(1) ワイマール憲法は、総論において、人間の平等を謳い、さらに各論において、種々の差別を禁止した。男女差別は、出自による差別とともに禁じられた⁴⁸⁾。

ワイマール憲法109条「(1) すべてのドイツ人は、法の下で平等である。

(2) 男性と女性は、原則として同一の公民的な権利と義務を有する。

(3) 出生または門地による公法上の特権と不利益的な取扱は廃止される。貴族の称号は氏名の一部としてのみ許され、また、今後、これを授与する

47) DJB ①, S.16.

48) Ib. この109条1項、2項は、現行の基本法3条1項、2項に受け継がれている。

ことは許されない。

- (4) 称号は、官職または職業を表示するときにだけ、これを授与することが許される。学位はこれによる影響をうけない。
- (5) 勲章と名誉章 (Ehrenzeichen) は、国家がこれを授与することは認めない。
- (6) いかなるドイツ人も、外国の政府から称号や勲章をうけてはならない。

128 条「(1) すべての市民は、ひとしく、法律の定めるところにより、能力と資格に応じて公職につくことができる。

(2) 女性の公務員に対するすべての例外規定は、廃止される。

(3) 公務員に関する基礎的事項は、ライヒ法により、規定される」。

(2)(a) ワイマール憲法109 条の影響から、すべての政党から女性の議員が誕生した。公職や裁判官職、弁護士職が女性に開放された。しかし、反対もあったし、個別の法律の改正まで4 年を要し、事実上の障害も残った。また、連邦憲法の男女平等規定が、ただちに各ラントの法律にまで影響を与えたわけではなく、個別の修正は、各ラントの立法活動によったのである。

こうして、女性は、理論的には平等の地位を獲得したが、事実上は、団体や組合から排除されていた。また、戦後の復員や経済危機に伴い、数百万人の女性が解雇された。

1913年に、博士の学位をとって卒業した女性は、ドイツで12人のみであった。しかし、法律を学ぶ女性は、増加した。1914年には、57人のみであったが、1917/18 年には74人、1919年には、450 人、1920年には505 人となった。また、1920年には、多くの女性団体の協力によって、女性の司法研修を可能とする法提案が国民議会で行われた⁴⁹⁾。

プロイセンの議会でも、司法研修に関する同様の要求が出された。しかし、最大のラントであるプロイセンでは、女性が修習生としての地位をえる権利は、

49) DJB ①, S.18.

否定された。もともと、行政や司法の現場では、実質的な研修を認める例が多く、採用もかなり行われた。むしろ議会が女性進出へのネックとなった。

ライヒ議会では、刑法学者で議員のラートブルフと Marie Juchacz は、1920年に、裁判所構成法と弁護士法を憲法109条に適合させる法案の提案を行った。同じく1920年に、32人の女性議員が、女性にも国家試験の受験を認める法案を政府に求めた。立法提案は、大きな反響を起こした。しかし、ドイツ裁判官連盟(Deutscher Richterbund)は、なお懐疑的であった⁵⁰⁾。

ドイツ裁判官連盟は、1921年に、再度の意見を表明し、250対5で、弁護士職、裁判官職の、女性への解放に反対した(DRiZ 1921, 196ff)。ドイツ弁護士会も同様の立場であった(45対22)⁵¹⁾。

(b) Marie Juchacz (geb.Gohlke, 1879.3.15-1956.1.28)は、1879年に、Warthe近郊のランズベルクで生まれた。社会活動家、女権運動家である。小学校を出たあと女中や労働者、看護人、仕立屋などをし、仕立屋の夫と離婚した。SPDに参加し、のちの大統領 Friedrich Ebertの秘書となった。女性雑誌の Die Gleichheit の編集もした。1919年に、労働者の社会福祉協会(AWO = Arbeiterwohlfahrt)を創設し、指導した。1921年に、ドイツ社会福祉協会(DV = Deutschen Vereins für öffentliche und private Fürsorge)の長。ナチスの時代には、ドイツの膨張に従って、ナチスを避け、ザール、エルザス、フランス、アメリカと次々に亡命した。1949年まで、アメリカに留まった。その後、帰国し、1956年に、デュッセルドルフで亡くなった。今日でも、ワイマール国民議会の最初の37人の女性議員の1人として知られている。

(3) 男女平等を目的とする法律以前から、若干の女性は、特例として実務研修を行った。1919年に、バーデンでは司法研修生となることができ、プロイセンでも、実務研修生(Rechtspraktikantin)となることが認められた場合がある(多くの場合に、研修場所は司法省など政府機関のみである。後述のモッセ

50) Ib., S.19.

51) Ib., S.21.

参照)。バイエルンは、第二次国家試験を女性に認めるには、ドイツでもっとも遅れた。後述のマリア・オットーも、例外として認められたにすぎない(例外として、国家試験を認められた)。これらは、特別の許可によっていたのである。いわゆる待機地位の女性(Warteposition)である。

さらに、法律の上では、司法職では、男女の差別がないこととなっても、弁護士職を認めるにとどまり、裁判官職では異なっていた。若干の州でのみ男女平等が肯定され、他の州では、女性は、裁判官にはなれなかった。法と現実とは異なったのである。これは、法学部の女子学生の数にも影響を与えた。しかし、弁護士職が女性にも解放されたことから、女性弁護士は、1922年から1933年の間にいちじるしく増加した⁵²⁾。こうした憲法とは異なる事実上の男女差別は、ユダヤ系法律家の差別とも共通する。

(4) ドイツで最初的女性弁護士は、Maria Ottoで、1922年7月11日に、ミュンヘンのI,IIラント裁判所から、弁護士職の許可をえた。Ann Seloが、2番目であった。以下、Elisabeth Kohnが1928年、Christine Schwarzmeierが1929年であった。Margarete Berentは、プロイセンで、1925年3月に、弁護士となった。

女性法律家には、学位をとる例が多いが、そのおりの博士論文は公刊されていない例も多い。また、ドイツの大学は転学が自由であるから、男子学生では4か所も大学を変わることが多い。とくに帝政期やワイマール期には多かった(戦後はやや減少)。しかし、女子学生では減少し、2か所ぐらいのことが多い(前述)。オットーは4か所であるが、初期であり、おそらく男子学生の慣例に倣ったのであろう。また、ワイマール期に早くに弁護士となった女性には、ユダヤ系の者が多かった点が特徴である。

(a) オットー (Maria Otto, 1892.8.6-1977.12.20)

オットーは、ドイツで最初的女性弁護士である。1892年に、上ファルツのWeidenで生まれた。父は、工場長であった。1912年から、ヴェルツブルク、ミュ

52) DJB ④, S.22.

ンヘン、バルリン、ライプチッヒの各大学で学び、1916年に、高等司法官・行政官のための試験に合格。1920年に、ヴェルツブルク大学で学位をえた (Der internationale Rechtsschutz gegen unlauteren Wettbewerb, 1921.未 公 刊)。1922年に、第二次国家試験に合格 (女性に法律職を認めるライヒ法の可決前の特例)。同年、弁護士職の許可をえた。これにより、ドイツで最初的女性弁護士となったのである。ミュンヘンで弁護士となった。ナチスの時代に弁護士を続けたかは不明である。1974年に引退した。1977年に、ミュンヘンで亡くなった⁵³⁾。

(b) コーン (Elisabeth Kohn, 1902.2.11-1941.11.?)

コーンは、1902年に、ミュンヘンで、ユダヤ系の家系に生まれた。ミュンヘン大学で、法律学、哲学、心理学を学び、1924年に、学位をえた (Meinongs Wertlehre in der Entwicklung, 1924)。1925年に、第一次国家試験、1928年に、第二次国家試験に合格。ミュンヘンで弁護士となった (Dr. Max Hirschberg, Dr. Philipp Löwenfeld の事務所。1933年8月5日に弁護士職の禁止をうけた。1941年に、リガの強制収容所に収用された。同年11月に、強制収容所で亡くなった⁵⁴⁾。

(c) ベーレント (Margarete Berent, 1887.7.9-1965.6.23)

ベーレントは、1887年に、バルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1906年に、女性教師試験に合格し、短期間、高等女学校で教えた。バルリン大学、エルランゲン大学で、法律学を学び、1911年に、レフェレンダー試験に合格し、1914年に、学位をえた (Die Zugewinstgemeinschaft der Ehegatten, 1914)。成績は、magna cum laude.学位をとったのは、当時第二次国家試験の受験が認められなかったからである。1922年に、プロイセンで、女性として初めて第二次国家試験の受験を認められた。1925年に、第二次国家試験に合格し、プロイセンで最初的女性弁護士となった。家族法と離婚法を専門とした。

53) Röwekamp ① Leben, S.282; Ramge Thomas, Die Kandidatin (in) Anwaltsblatt 2010, 315f. M.オッターについては、【体系と変動】438頁。

54) Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung, 2. A. 1990, S.250.

1925年に、ドイツ・女性学識者連盟を結成、創設者の1人となる。「女性弁護士国際組織」の会長となった。1933年に、ユダヤ人であることから、弁護士職を禁じられた。ナチスの時代に、「ユダヤ人女性連盟」(Jüdisches Frauenbund)や「プロイセンにおけるユダヤ共同体のラント連盟」の理事となった。1939年に、チリに亡命、1941年に、アメリカに渡り、ニューヨーク大学で法律学を学ぶ。ゼロからの出発となった。1949年に、ニューヨークで弁護士となった。すでに、62歳であった。1965年に、ニューヨークで亡くなった⁵⁵⁾。女性法律家は、比較的帰国する傾向があるが、彼女は帰国しなかった。

(5)(a) ドイツで最初の女性裁判官については諸説がある。裁判官職についても、司法行政に携わることが多く、必ずしも法廷に立ったとはいえない場合もある(そこで定義の仕方により説は異なってくる)。狭義の裁判官の方がやや遅い。おおむね1920年代の末である。差別意識の強い当事者との関係が考慮されたのである。

従来は、Marie Munkが最初に司法職についたとされる。最初の女性裁判官は、プロイセンで誕生した。彼女は、1924年1月7日に、第二次国家試験に、プロイセンでは初めて女性として合格して、同年、試補(Assessor)となった。キャリアの開始は、1924年とされるが、実際には、プロイセン司法省に就職した。しかし、第一次世界大戦後のハイパー・インフレによるマルクの下落の時期で、数カ月後に解雇され、1924年に、ベルリンで最初の女性弁護士となった。1929年に、ようやく裁判官となり、シャーロットテンブルク区裁の補助裁判官となり、1930年8月11日に、プロイセン司法大臣の Schmidt から、ベルリンのラント裁判所Ⅲの裁判官、およびシャーロットテンブルク区裁判官として任命され

55) Röwekamp ① Leben, 36; Göppinger, a.a.O., S. 268; Lexikon, S.46f.; Streitbare Juristinnen, S.73. ベーレントについては、BMJ, Rede der Bundesministerin der Justiz und für Verbraucherschutz Christine Lambrecht bei der Eröffnung der Ausstellung „Jüdische Juristinnen und Juristinnen jüdischer Herkunft“(前注2)参照)でも言及している。

た。これは、ドイツでは、6人目の女性裁判官であった⁵⁶⁾。

それより前に、Käthe Gaebelは、1927年に、ダンチヒで、裁判官資格で、高等司法官となり、ザクセンにも、1926年に、高等司法官がいた⁵⁷⁾。

最初の女性裁判官は、Maria Hagemeyerである。彼女は、1924年10月9日に、プロイセンで、第二次国家試験に合格し、同10月14日に、試補となった。試験成績がよかったので、プロイセン司法省で司法行政の職をえた。そして、1927年5月16日に、ポンのラント裁判所および区裁判所の裁判官となったのである(当初補助業務)。1928年6月1日に正式に裁判官となった(ラント裁判官と区裁判官)。なお、1926年と27年にも、いくつかのOLG 地区で、裁判官職についている。初期の女性裁判官は、職業制限から就職するのに困難であった例が多く、しかも、就職したのが、やっと1920年代の後半であったことから、1933年のナチスの政権掌握によって短期間で職を失った。在職しえたのは、ワイマル期の後半、数年に限られている⁵⁸⁾。

つぎの女性裁判官は、Gertrud Cichoriusであり、1929年1月1日に、ケムニッツのラント裁判所で裁判官となり、1934年には、ドレスデンの区裁判所の裁判官となった。1897年に生まれ、1924年12月13日にドレスデンで第二次国家試験に合格、1925年に、女性向けの学校(Sozial Frauenschule)に勤め、1928年から弁護士の業務も行い、1年後、裁判官職についたのである。そして、第3の女性裁判官は、ライプツヒの Gertrud Mayであった⁵⁹⁾。

(b) 1933年4月までに、プロイセンでは、6人の女性裁判官と6人の女性事務官が誕生した。ザクセンでは、5人であり、1929年から、2人のラント裁判官がいた(ライプツヒとケムニッツ)。1930年には、ケムニッツの区裁判所の裁判官が、1932年には、ドレスデンの区裁判官が生まれた。バーデンでは、1931年に、マンハイムの区裁判官と司法行政に携わる女性裁判官が生まれた。

56) Röwekamp ②, S.453. Lambrecht (前注2)の文献)は、Munkがドイツで最初の女性裁判官とする。

57) Ib.

58) Ib., S.454.

59) Röwekamp ②, S.455.

ヴェルテンベルクでも、女性裁判官が1人、ハンブルクでは、司法行政の高等官の女性が3人である。チューリンゲンでは、補助裁判官の女性が1人である。

1933年には、全国で、12人の女性裁判官と13人の女性補助裁判官がいた（ライヒ統計では、36人とするが、一致しない。行政職についている裁判官も算定しているのであろう）。第二次国家試験に合格した試補は、224人である。ただし、1933年にナチスが政権を獲得してからは、減少に転じた⁶⁰⁾。

ベルリン高裁区域の女性裁判官（1931—34年）

1931年	32年	33年	34年
2	5	4	2

(Röwekamp②, S.451.)

(c)(i) ムンク (Marie Munk, 1885.7.4-1978.1.17)

ムンクは、1885年に、ベルリンで法律家でユダヤ系の家系に生まれた。父は、ラント裁判所の所長 (Wilhelm Munk) であった。高等女学校、女性教員学校、幼稚園の女性教員学校、ベルリンの社会人女学校 (Alice Salomo) に通った。1907年から、ベルリン、フライブルク (ブライスガウ)、ボン、ハイデルベルクの各大学で法律学、哲学、心理学、論理学を学び、1911年に、ハイデルベルク大学で学位をえた (Die widerrechtliche Drohung des § 123 BGB in ihrem Verhältnis zu Erpressung und Nötigung, 1911)。プロイセンで最初の女性の法学の学位であった。Ernst Zitelmannの下で、無給の助手。1914年から、第一次世界大戦の間、ドイツ赤十字で活動。ベルリンの社会局、「女性局」(Nationaler Frauendienst)などで働いた。1919年に、ライヒ司法大臣 Eugen Schiffer のレフェレンダーとなった。1920年に、第二次国家試験に合格した。

1924年に、ベルリンの宮廷裁判所で最初の女性試補となったが、政府の節減政策から解雇され、弁護士となった。1929年に、Berlin-Charlottenburgの区裁判所とラント裁判所の裁判官となった (Amtsgericht, LG Berlin)。ドイツで最初の女性裁判官の1人であった。1920年から33年に、「ドイツ女性法律家協会」

60) Röwekamp ②, S.451.

(Deutscher Juristinnenverein) の理事や副会長をした。1930年から33年は、「ドイツ有職女性協会」(Deutscher Verein berufstätiger Frauen) の会長。家族法に関する多数の論文がある。

Recht und Rechtsverfolgung im Familienrecht, 1929.

Reminiscences of a Pioneer Woman Judge in Pre-Hitler-Germany, 1945.

1933年に、ナチスが政権を掌握すると、ユダヤ系であることから、司法職を免職になった。そこで、1933年から、犯罪をおかした少年のための刑務所や収容施設で働いた。1936年に、アメリカに亡命した。1939年に、マサチューセッツの Maryland 大学の客員教授。1943年に、アメリカの市民権を取得し、弁護士となった。1945年に、上記の「ヒトラー登場前の女性裁判官の追憶」を出版した。1953年に、ハーバード大学で、員外教授となった。1978年に、アメリカ (Cambridge) で亡くなった⁶¹⁾。

(ii) サムロン (Else Samulon, 1898.9.20-1944)

サムロンは、1898年に、Graudenzでユダヤ系の家系に生まれた。第一次国家試験、第二次国家試験に合格し、裁判官となったが、1933年に、解雇、1944年に、アウシュヴィッツで亡くなった⁶²⁾。

(iii) コフカ (Elsa Koffka, 1901.6.22-1994.2.18)

コフカは、1901年に、プロイセンのポーゼン (Wronke) で生まれた。父は、法律家であった (Otto Koffka, 1906 年に、ベルリンでラント裁判所の所長)。母は、Carla であった。1920年から、ベルリン大学とチュービンゲン大学 (1学期のみ) で法律学を学び、1924年に、第一次国家試験に合格し、1925年に、学位をえた (Zur Lehre vom Urheberrecht am Film, 1925)。師は、ユダヤ系法学者の Martin Wolff であった。ベルリン大学法学部で学位をえた最初の女性であった。教授の Eduard Kohlrausch, James Goldschmidt, W. H. Karl Klee などの下で、助手となった。ドイツの大学で助手となった最初の女性でもあった。1928年に、第二次国家試験に合格。ハビリタチオンを取得するために、ロ

61) Röwekamp ① Leben, S.275; Lexikon, S.253; Streitbare Juristinnen, S.73.

62) Göppinger, a.a.O. (前注54)), S.258.

シュトック大学で私講師をした。ハビリタチオンなしに大学で刑法の講義をした最初の女性でもあった。

1929年に、ベルリンの宮廷裁判所で、補助裁判官 (Hilfsrichterin)。ベルリンのラント裁判所の民事部でも勤務した。1931年には、ベルリン大学が、実務の法律家に委託した演習講義をも引き受けた。これをうけた最初の女性でもある。99人の受講生がおり、他の5人の講師の中では最大数であった。しかし、祖父の1人がユダヤ人であることから、1935年に、司法職から締め出され、1939年に、弁護士代理人となり (Rechtsanwaltsvertreterin)、出征した兄弟の Otto Koffkaの弁護士事務所に勤めた。アーリア人でないとされ、女性でもあることから、弁護士にはなれなかった。

戦後の1947年に、ベルリンで、弁護士と公証人となることが可能となった。戦前にナチスとの関係がなかったことと、裁判官の不足から、裁判官職につくことを求められた。ソ連占領地区のドイツ司法行政の教育部門 (Deutsche Zentralverwaltung der Justiz) の参与となった。ベルリン大学の講義も委嘱された。その後、東ドイツの司法行政から離れたが、東側には弁護士事務所の顧客がなかったので、西側に引っ越した。1949年に、ラント裁判官 (Landgerichtsrat)。1952年に、ベルリンの連邦裁判所 (BGH) の裁判官 (Bundesrichterin) となった。1967年に引退し、1994年に、ハノーバーで亡くなった。ちなみに、BGHは、カールスルーエにあるが、第5刑事部のみは、当初ベルリンにおかれ、再統一後はライプチヒにおかれている (5. Strafsenat, Villa Sack, Leipzig)。

1921年から36年のドイツ学識女性連盟 (Deutscher Akademischer Frauenbund) の会員、ドイツ女性法律家協会 (Deutscher Juristinnen-Verein) の会員、戦後は、ドイツ法律家連盟 (Deutscher Juristinnenbundes, 1961年から)、ドイツ女性連盟 (Deutscher Frauenbund) などの会員である⁶³⁾。

以下の共著書がある。

Kommentar zum Luftverkehrsgesetz und Warschauer Abkommen. (1.

63) Röwekamp ① Leben, S.187.

Abkommen zur Vereinheitlichung des Luftprivatrechts) nebst den wichtigsten Nebenbestimmungen, 1937. (Georg Bodenstern と共著)
 Neue Rechtskartei für Berlin und Brandenburg. (Enthält sämtliche Rechtsvorschriften der Alliierten, des Magistrats Berlin und der Provinzialverwaltung Brandenburg), 1946. (Eduard Kohlrausch と共編)
 Empfiehlt es sich, dass der Gesetzgeber die Fragen der ärztlichen Aufklärungspflicht regelt? (Referat sowie Diskussionsbeiträge und Beschluss), 1964. (Paul Bockelmann と共著)

(iv) 別のコフカがいる。こちらは、男性である (Friedrich Koffka, 1888.4.22-1951.11.5)。縁戚関係は不明である。F.コフカは、1888年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。父は法律家であった (Emil Koffka)。心理学者の兄弟がいる (Kurt Koffka)。ベルリン大学で法律学を学び、1910年に、第一次国家試験に合格、1914年に、第二次国家試験に合格。第一次世界大戦中に、看護兵を志願した。1919年に、プロイセンの司法省に勤めた。1921年に、Berlin-Charlottenburg の区裁判官。1927年に、ベルリンの宮廷裁判所の補助裁判官。1930年に、宮廷裁判所の裁判官。1933年の公務員法 (Die Gesetze zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums) に該当して、休職となった。同年、前線兵とされた。ユダヤ人の祖父母が3 人いることから、1937年に、解雇。イギリスに亡命した。そこでも拘禁され、書記や配達人などをし、1942年からは、ユダヤ人救済のイギリス基金の援助をうけた。1945年に、BBC のアナウンサーや講師をした。Die Zeitung のジャーナリストや執筆もした。1951年に、ロンドンで亡くなった。

(v) クロヤンカー (Edith Krojanker, geb. Epstein, 1905.4.5-?)

クロヤンカーは、1905年に、東プロイセンの Eydtkuhen で、ユダヤ系の家系に生まれた。ケーニヒスベルク、ベルリンの両大学で法律学を学び、1927年に、第一次国家試験、1929年に、ケーニヒスベルク大学で学位をえて (Sittenwidrige abstrakte Verträge, 1929. 未公刊)、1932年に、第二次国家試験に合格。ベルリンのラント裁判所の陪席裁判官となったが、1933年に、ユダ

ヤ人であることから解雇され、イギリスに亡命した。1935年に、パレスチナに亡命、1949年に、イスラエルで弁護士資格をえた。1971年に、引退した⁶⁴⁾。

(6)(a) 法曹資格が制限されていたことから、裁判官としての資格を有しても、行政職で役人として勤務する女性もいた。ザクセンでも、私的な契約にもとづき、1人の女性が裁判官職のまま働いていた。

行政的な勤務では、プロイセン司法省でも、女性法律家がいた。ベルリンの警察本部の劇場部(Theaterabteilung)では、未成年者保護対策の女性試補がいた。プロイセンの内務省では、Anna Meyerが、福祉局で勤務していた。1929年に、ライヒ司法省では、補助試補の女性がいたが、プロイセンの司法省には、1人もいなかった。ベルリンでは、すでに120人の女性が試補として仕事をしていた。各部門の長による相違が大きい時代であった。

こうした行政的あるいは管理的な業務につく女性法律家は、女性弁護士、女性裁判官よりも多く、1925年に、55人がいた。1933年には、252人であった。1930年の女性裁判官は、74人にまで増加した。そのうちの4人は、区裁判所とラント裁判所で、通常の裁判官をしていた。また、4人は、補助裁判官。他の66人は、試補であった。1933年に、人数は減少する。それでも、36人がいた。

女性法律家の学術的な活動もある。ハイデルベルクの33回のドイツ法曹大会(DJT)では、Marie Munkの報告があり、リューベックの36回DJT大会でも、Emmy Rebstein-Metzgerの意見報告があった⁶⁵⁾。

(b) 同じく行政的な仕事をしていた女性でも、以下の(i)(ii)(iii)は、ユダヤ人として、1933年に解雇された。これに対し、(iv)(v)は、ナチス的傾向をもつ女性であり、1930年代にかなり出世している。(iv)は、戦後も政府の役人であったが、(v)は、弁護士となった。(vi)も、当初は行政職についたが、ナチスの時代には離職し亡命した。(vii)は、行政職の後、弁護士となり、ナチスに反対し、戦後、行政職に復帰した。

64) Röwekamp ① Leben, S.209.

65) DJB①, S.22f.

(i) マイヤー (Anna Meyer, 1882.7.27-1937.5.11)

1905年から、ベルリン大学で法律学を学んだ。1910年に、神経病になり、勉学を中止した。1914年に、勉学を再開し、1917年に、ベルリン大学で学位をえた (Die Begriffe Störung und Störer im Besitz und Eigentumsrecht, 1917)。後見のための協会の長となり、1920年に、ベルリンの市会議員、ソーシャルワーカーとなった。1923年に、プロイセンの福祉局の補助員、1926年に、政府顧問官、1928年に、再度ベルリンの市会議員。1933年に、半ユダヤ人として解職された。ソーシャルワーカーとなった。1937年に、ベルリンで亡くなった⁶⁶⁾。

(ii) モッセ (Martha Mosse, 1884.5.29-1977.9.2)

このモッセは、日本に来たお雇い外国人のモッセ (Albert Mosse) の長女である。1884年に、ベルリンで生まれた。1886年から1890年に、一家とともに日本に滞在。帰国後、ベルリンからケーニヒスベルクに行き、親のモッセ (裁判官) はそこの大学や高等女学校などで教えた (1902年まで)。1907年に、一家は、ベルリンに戻った。彼女は、女学校を出て、孤児保護の施設に勤務。1916年から、ハイデルベルク大学とベルリン大学で、法学部の聴講生となった。正規の卒業はしなかったが、学位論文を書くことを認められ (子の扶養請求権 Über den Erziehungsanspruch des Kindes, 1920)、法学博士の学位をえた。Berlin-Schöneberg の区裁判所で 6か月の特別研修を認められ (ベルリンの宮廷裁判所の長官の許可による)、プロイセンの福祉省で、法律職についた。

ワイマール共和国の成立時であり、1922年に、Carl Severing (1875-1952, SPD の政治家で、1920-1926 年、プロイセンの内務大臣として警察改革を行った。のち1928-1930 年にライヒ内務大臣) の招請で、ベルリンの警察本部に勤めた。劇場部門で、上演や公演のさいに子どもを保護する事業に従事した。1926年から1933年まで警察理事官 (Polizeiratin)。女性として最初の警察理事官であった。1933年のクーデター (プロイセン・ショック。ヒンデンブルクによる大統領権限の濫用) まで、プロイセンは、民主主義政権の下にあったからである。1933年 (解雇) から43年、ベルリンのユダヤ人団体に勤務。1943年に、

66) Röwekamp ① Leben, S.247.

Theresienstadtの収容所に収監された。Auschwitz 収容所に送られなかったのは、日本大使館の関係者の関与による（父モッセの功績から、SSの上層部に異議を述べたからという）。戦後の1945年に、司法顧問官となったが、ソ連により解雇。ニュルンベルク裁判では証人を勤めた。1948年に、ベルリンの警察本部の警察理事官に復帰。1953年に引退。1977年に、ベルリンで亡くなった⁶⁷⁾。

(iii) プロスカウアー (Erna Proskauer, geb. Aronsohn, 1903.8.5-2001.1.18)

プロスカウアーは、1903年に、プロイセンの Bromberg で、ユダヤ系の家系に生まれた。1922年から、ベルリン大学で法律学を学び、第一次国家試験に合格、1930年に、第二次国家試験に合格し、公務員となった。1933年に、ユダヤ人として解雇。フランスに亡命した。1934年に、パレスチナに亡命。臨時の仕事をした。1953年に、帰国し、ベルリンで弁護士となった。2001年に、ベルリンで亡くなった⁶⁸⁾。

(iv) ペーターセン (Käthe Petersen, 1903.5.13-1981.1.10)

ペーターセンは、1903年に、Elmshornで生まれた。1923年から、ギーセン、フライブルク (ブライスガウ)、ハンブルクの各大学で、法律学を学んだ。1926年に、第一次国家試験、1930年に、第二次国家試験に合格した。1934年に、精神病や反社会的女性の強制不妊の集団管理人。ナチスの優性思想にもとづくものであった。1938年に、市参事会員、1943年に、ラントの社会局長、1949年に、上級政府顧問、1954年に、政府理事官となった。1981年に、ハンブルクで亡くなった。

(v) シュミットダマー (Anna Schmidtdammer, geb. Kottenhoff,

67) Göppinger, a.a.O. (前注54), S.352; Röwekamp ① Leben, S. 267; Jens Dobler, Biografie Martha Mosse (1884-1977) (www.lesbengeschichte.deによる。これは、レズビアン の歴史 Lesbengeschichte のサイトである。Marthaは、1920年代には、Erna Sprenger とパートナーであったとされる)。父モッセについては、独法103号35頁注9 参照。

68) Röwekamp ① Leben, S.310.

次のPetersenについては、Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich 2003, 455f.; Röwekamp ① Leben, S.289.

1907.11.24-1969)

シュミットダマーは、1907年に、Hagen-Haspe で生まれた。父は、工場主であった。1932年から、インスブルック、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1935年に、第一次国家試験に合格、1936年に、ベルリン大学の Reinhard Höhnの助手となった。1937年に、ナチスに加入。ハイデルベルク大学で学位をえた (Der Staat im Recht, 1939)。1938年に、ライヒ参与代理 (stellvertretende Reichsreferentin)、ブランデンブルクの大管区長、1941年に、ドイツ学生連盟の事務局長、ザルツブルクの大管区長、1942年に、すべての職を離れた。1957年に、第二次国家試験に合格。1958年に、弁護士。1969年に、デュッセルドルフで亡くなった⁶⁹⁾。

(vi) アブラハム (Edith Abraham, 1896.10.11-?)

アブラハムは、1896年に、シュテッティンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1916年から、ベルリン、ミュンヘン、エルランゲンの各大学で法律学を学び、1920年に、エルランゲン大学で学位をえた (Das Gemeindeerbschaftsvermögen nach schweizerischem Familienrecht, 1920)。1921年に、ニュルンベルクの市の社会局の官吏となり、1922年に、同市の市役所職員、1927年に、行政視察官、1933年に、休職を命じられ、1940年に、アメリカに亡命した。以後は不明である。

(vii) ベーニッシュ (Dorothea (Theanolte) Bähnisch, 1899.4.25-1973.7.9)

ベーニッシュは、1899年に、シレジアの Beuthenで生まれた。父は、ギムナジウム教員の Franz Nolteであった。ミュンスター大学で法律学を学び、1922年に、第一次国家試験に合格、ザクセン・アンハルトの Merseburgで修習生となった。1926年に、第二次国家試験に合格、プロイセンで行政職で試補となった。おもに警察本部に勤務し、政府顧問官となった。1927年に、Albrecht Bähnisch と結婚し退職した。1931年に、ナチスに反対する書籍を出す出版社を設立、夫とともに、1933年に、ベルリンで弁護士事務所を開設した。

69) Röwekamp ① Leben, S.364.

次のAbraham については、Röwekamp① Leben, S.11.

1939年から、抵抗運動グループに属した。

戦後は、行政職に復帰し、ハノーバー政庁の長となった(1959年まで)。ドイツで政庁の長となった最初の女性であった。その後も、1964年まで、ニーダーザクセン州の次官や連邦に対する州代表として働いた。1946年に、ドイツ女性クラブ(Club deutscher Frauen)を設立した。1948年に、「女性の声」(Die Stimme der Frau)誌を発刊した(のちにFür Sie)。1949年に、ドイツ女性の環(Deutscher Frauenring)を設立リーダーとなった。1973年に、ハノーバーで亡くなった。

4 反動の時代

(1)(a) ワイマール期末期に近い1929年でも、女性裁判官も試補もいなかった州がある。たとえば、オルデンブルク、ハンブルク、バイエルンなどの各州であった。1931年に、ハンブルクでは、Cläre Meyerは、1930年に大国家試験(第二次国家試験に相当)に合格して、同州の司法職最初の女性試補となった。ハンブルクでは、1924年と31年の間に、14人の女性が、大国家試験に合格しているが、行政職につく場合には、おもに福祉局であった。3人のみが、弁護士となり、他の者については不明である。

ワイマール期の初期は、女性にとっては、トップでも司法研修に入ることはむずかしい時代であった。Margarethe Freiin von Erffaは、1924年に第一次国家試験に、1927年に、第二次国家試験に合格した、弁護士になり、バイエルンで司法職を求めたが、拒絶された。女性は、後見や遺産、登記などの職に限定され、民事、刑事の裁判官たらないとされたのである。書面による理由も与えられなかった。そこで、彼女は、ベルリンにいて、ライヒ司法省で職をえたのである⁷⁰⁾。

ナチスによる反動のあった1933年までに、Maria Otto, Anna Selo, Freiin von Erffaのほか、16人の女性が、バイエルンで、第二次国家試験に合格した。1931年が最後で、1932年と33年には、受験者の中に女性はいなかった。1930年

70) DJB①, S.23f.

に、ナチスは全国で第2党となったが、バイエルンはその強固な地盤であった。バイエルンで最初の女性裁判官は、戦後の1946年であった⁷¹⁾。19世紀に先進地域であったバイエルンは、もっとも保守的な地域となったのである。

以下の者では、1899年生まれのエルフアを除き、戦前には、公務員とはなれず、弁護士または弁護士の補助職となった。公証人となったのは、戦後の1947年以降である。ドイツには、公証人のほかに、弁護士と兼任の公証人弁護士がいる地域があることから、最初の女性公証人は、必ずしも特定できない。狭義の女性公証人は、戦後と推察される。

(b) エルフア (Margarethe von Erffa, 1899.11.3-1964.4.13)

エルフアは、1899年に、Meiningen で生まれた。1920年にアビトゥーアを取得し、イエナ大学で、数学と物理学を学んだ。さらに、フライブルク (ブライスガウ) とミュンヘン大学で法学を学んだ。1924年に、第一次国家試験に合格、1924年に、ミュンヘンの女性のための社会人学校 (soziale Frauenschule) で、家族法の私講師となった (28年まで)。1925年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学で学位をえて、1927年に、第二次国家試験に合格。同年、弁護士となった。1929年に、ライヒ司法省の補助員となった。1932年に、ベルリンの弁護士事務所に勤務。1949年に、公証人となった⁷²⁾。1964年に、亡くなった。最初とはいえないが、初期の女性公証人の1人である。

(c) ブーリング (Emma Magdalene (Emmalene) Bulling, 1900.3.21-1959.7.31)

ブーリングは、1900年に、ブレーメンで生まれた。父も法律家であった。1920年から、哲学と法学を、ハイデルベルク、ミュンヘン、デットモルト、フライブルク (ブライスガウ) の各大学で学んだ。1925年に、第一次国家試験に合格し、1927年に学位をえた (Das Registerpfandrecht nach dem Entwurf eines Gesetzes betr. Einführung des Registerpfandrechts vom 30. Januar

71) Ib., S.25. ワイマール共和国の時代には、SPD による安定政権が続いたプロイセンの地域が、女性解放に関してもっとも先進的な地域であった。

ドイツの公証人弁護士については、【専門家】155頁以下参照。

72) Röwekamp ① Leben, S.98.

1926, 1927.公刊されていない)。師は、エルランゲン大学の Bernhard Kübler であった。1929年に、第二次国家試験に合格し、ブレーメンで弁護士となった。1947年に、アメリカの占領軍政府から弁護士の許可をえた。1947年に、公証人となった。1950年に、後見裁判所の裁判官、1952年に区裁判官、1953年に、ハンブルクの高裁裁判官、ブレーメンのラント裁判所裁判官などをした。1959年に、ブレーメンで亡くなった⁷³⁾。

(d) コルデス (Maria Cordes, 1905.9.3-1993)

コルデスは、1905年にハンブルクで生まれた。父はプロテスタントの牧師であった。1926年から、ライプツヒ大学で法律学を学び、1929年に、第一次国家試験に合格、1931年に、ライプツヒ大学で学位をえて (Die derogatorische Kraft des Reichsrechts gegenüber dem Landesrecht, 1931.公刊されていない)、1934年に、第二次国家試験に合格した。1934年に、ナチス法律家連盟のメンバーとなり、ドレスデンで弁護士となった。1946年から50年まで、Radebergの区裁判所で名誉職の裁判官。その間、Klotzscheaの市会議員、1947年に公証人となった。1993年にライプツヒで亡くなった。

(e) 後述するプラウシュニッツ (Alice Prausnitz) も、戦後の1948年に、公証人となっている。1951年からは、裁判官である (Ⅲ 3 (4)(b))。

(f) シルマッハー (Ella Schirmacher, 1905.3.7-2003.4.1)

シルマッハーは、1905年に、西プロイセンの Thornで生まれた。父は警察官であった。1926年から、ケーニヒスベルク、ハイデルベルク、キールの各大学で法律学、経済学を学び、1930年に、第一次国家試験に合格、1931年にハイデルベルク大学で学位を取得 (Höheres Interesse der Kunst im Sinne der Gewerbeordnung und der Nebengesetze, 1932)、ニューヨークの社会活動学校 (New York School of Social Work) で学び、アメリカ、シカゴの少年裁判所で実務研修をした。1934年に第二次国家試験に合格。アメリカに研究旅行をし、1935年に、シルマッハー弁護士事務所の補助員となった。1938年に、外国

73) Röwekamp ① Leben, S.65.

次の(d)Cordes については、Ib., S.72.また、(f)Schirmacher については、Röwekamp①, Leben, S.358.

為替の相談員 (Devisenberaterin)。1945年に市長代理、1948年に弁護士、1958年に公証人となった。2003年に、ベルリンで亡くなった。

(2) 公務員法の中の女性差別

(a) ワイマール憲法にもかかわらず、公務員法では、公的な男女の雇用が別々に規定されていたことから、高級公務員の職の中で、女性の雇用には、特別な困難があった。とくに、独身規定 (Zölibatsklauseln) によって、婚姻後は、女性には、別のルールが適用された。これについて、ライヒ大審院は、ラント法の規定がワイマール憲法128条2項に反することを述べている (RGZ 102,145; RGZ 106, 154)。「この規定は、即時の直接効を伴った、女性公務員に対する例外規定の禁止規定である」。ライヒ法は、ラント法を破った (ワイマール憲法13条1項)。しかし、形式的な平等にもかかわらず、差別的な規定も慣行も残っていたのである。

その第1が、Doppelverdienern (二重所得者) の概念である。これは、女性公務員の解雇のために、新たな法的な基礎を与えた。ライヒの人員削減法 (1923.10.27, RGBL. S.999) は、婚姻した女性公務員の規定の中で、女性公務員を差別していた (Personal-Abbau-Verordnung)。当局の裁量で、その経済的地位が安定していると想定できる女性公務員を、1か月の告知期間をもって解雇できるものとしていた。告知期間の変動はあったものの、差別は残ったのである⁷⁴⁾。

第2に、1932年には、新たな女性公務員に対する特則ができた。これは、憲法改正もできる多数決議によるものであった (ワイマール憲法76条)。婚姻した女性公務員は、使用者の特定の申立で、いつでも解雇可能になった。さらに、女性公務員の経済的地位が、家族扶養可能な収入の高まで保障されているとみられる場合には、申立も不要であった。

こうした法の変更によって、第二次国家試験に合格した女性法律家が増加したのに反し、実際に雇用される女性裁判官の数は、1930年と33年の間、減少し

74) DJB①, S.25.

たのである。のちの憲法裁判所裁判官の Erna Scheffler は、1928年に、離婚したことで、裁判官となれたのである⁷⁵⁾。ナチスの差別立法に先立って、すでに不平等条項が存在したのである。

(b) シェッフラー (Erna Scheffler, geb.Friedenthal, 1893.9.21-1983.5.22)

彼女は、1893年に、ブレスラウでユダヤ系の家庭に生まれた。父は工場主であった(1904年に死亡)。1910年に、Ratiborのギムナジウムの通学生として、アビトゥーアに合格し、ハイデルベルク、ミュンヘン、ベルリン、ブレスラウの各大学で法律学を学び、1914年に学位をえた。まず、弁護士となり、1916年からは、ドイツ占領下のベルギーの民事部門で補助試補となった。1921年に、第一次国家試験に、1925年に、第二次国家試験に合格。弁護士となった。1928年に、ベルリンの区裁判所、ラント裁判所で勤務。1932年に、Berlin-Mitteの区裁判所の判事となった。しかし、1933年のナチスの政権獲得により、半ユダヤ人として失職した。

戦後の1945年から、ベルリンのラント裁判所の部長、1948年に、デュッセルドルフ行政裁判所の部長、1951年に、カールスルーエの連邦憲法裁判所で、最初の女性裁判官となった。連邦の最高裁のレベルでは、クルメや Gerda Krüger-Nieland に次ぐ女性裁判官である。1959年に再任されて1963年まで勤めた。1950年に、フランクフルト(マイン)で行われたドイツ法曹大会で、基本法117条に関する報告を行った(3条2項の「男女は平等である。Männer und Frauen sind gleichberechtigt」に反する法律に関する)。1957年に、男女平等法(Gleichberechtigungsgesetz)が成立した。法律家のF.Haslacherとの結婚で、娘をえた。離婚し、1945年に、法律家のGeorg Schefflerと再婚した。1983年に、ロンドンで亡くなった。ドイツ・アカデミカー連盟の会長をした⁷⁶⁾。

75) Ib., S.26. 近時、Hansen, Erna Scheffler (1893-1983), Erste Richterin am Bundesverfassungsgericht und Wegbereiterin eine geschlechterergerechten Gesellschaft, 2019がある。

76) 顕彰記事がある。Würdigung JZ 1973, 605 (Zweigert). 追悼記事は、Nachruf JZ 1983, 721 (Heck Karl)。また、Die Juristinnen Deutschlands, 3.Aufl., 1998, S.183 (Jaeger Renate); DJB ① S.197ff.; Röwekamp① Leben, S.348; Lexikon, S.311f.

Die Gleichberechtigung der Frau, 1951.

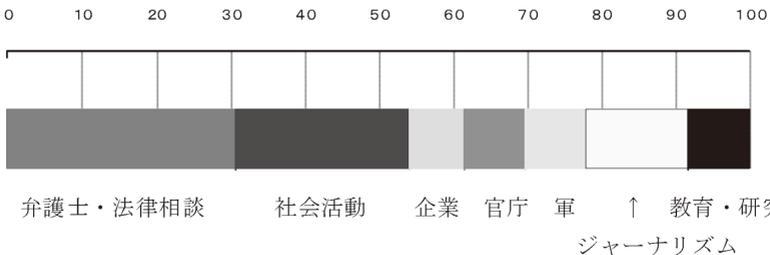
Die Stellung der Frau in Familie und Gesellschaft im Wandel der Rechtsordnung seit 1918, 1970.

(3) 女子学生の進路

1917年までの、女性法律家の職業、大学卒業後の進路である。法律専門職への就職は少なかったのである。当初は、社会活動が大半であった(弁護士が18、法律相談所27、社会活動34、商業や企業11、行政12)。

女性法律家の職でもっとも多いのは、弁護士・法律相談であるが、そのうち、弁護士業務は18で、法律相談が27であるから、後者の方が多い。ボランティア的なものだとすると、むしろ社会活動に入れるべきかもしれない⁷⁷⁾。

女性法律家の職業 (1917年まで)



軍関係というのは、軍事関係の官庁や関連会社である。当時は、女性労働や女性のための福祉の部局がそこに属したのである。あるいは穀物や油の調達局である。また、ライヒ穀物会社 (Reichsgetreide Gesellschaft)、中央買入会社 (Zentral-Einkaufsgesellschaft)、戦時給油会社 (Kriegs-Schmierölgesellschaft)、代替石炭会社 (Ersatzkohlen-Gesellschaft) などの半官の会社に勤務する場合もあった。

77) Röwekamp ②, S.378.

Ⅲ ナチスの時代の女性の排除

1 ナチスの女性差別

(1)(a) ナチスの時代には、男女の同権は大幅に後退した。女性は、公的生活から排除され、積極的参政権を失った。アカデミックな教育も制限された。女性医師や女教師には、まだ存在の余地があったが、女性法律家には、ほとんど存在の余地がなかった。多くの女性法律家は、職を失った。公務員となるだけでなく、弁護士職も制限された。

1933年6月30日の公務員法の改正(RGBl I S.433)では、ナチスの観念から女性に不利な法が定められた。雇用する官庁は、女性公務員を、夫が期限なしの公務員の時には、任意に解雇できるものとされた。被用者保険法(AVG, Angestelltenversicherungsgesetz) 8条による補償も行われぬ。さらに、同法は、性によって区別された賃金体系をも肯定した。

さらに、女性は、35歳にならないと、公務員にはなりえなかった。そこで、弁護士と結婚した試補の Meier-Scherlingにも、公務員となる選択権はなかった。彼女は、弁護士にしかなれなかった。Theanoltte Bähnischは、結婚したことで、高等行政職から締め出された。結婚か仕事かの選択をせまられたのである(前述Ⅱ 3(6)(b)(vii)参照)。

1937年の公務員法(RGBl I S.39)も、女性公務員に対する1933年法の規定を引き継いだ。こうした制限は、ナチスの全期間 1945年まで継続し、一部は戦後までも残存した。そこで、Erna Schefflerは、1950年の38回のドイツ法曹大会(DJT, Frankfurt am Main)において、不平等と違憲の状態を指摘した。すでに戦後2回目の大会の時期であった(1回目は、1949年のケルン大会であった)⁷⁸⁾。

Magdalene Schochは、ドイツで最初にハビリタチオンを取得した女性法律

78) DJB ①, S.26. また、Scheffler による戦後の違憲の指摘については、Ib, S.27.

家であり、ハンブルク大学の外務政治研究所長であったが、ドイツから亡命することになったのである。

このようなナチスのユダヤ人、女性、その他の障害者への差別は、かなり大規模なものであったから、1933年には、大量の亡命が発生した。司法職から5%以上の、また弁護士職からは4割以上の人員が一挙に失われたことから、司法の現場には大幅な混乱が生じた。とくに、ユダヤ系の弁護士職への進出がいちじるしかったからである。亡命は、社会的に上層部とされる部分から先に生じたのであり、司法や行政にも停滞が生じた。しかも、間隙は、未経験で無能なナチスの信奉者により占められたことから、司法や行政の劣化は避けられなかった。身びいきと不透明な人事が行われ、これは戦後もナチスの影響が残る原因となった。また、しばしば矛盾した命令が発せられる原因ともなった。地域による相違もみられる。

(b) ナチスの女性政策については、地域研究もある。すなわち、コブレンツとトリアーのラント裁判所のナチスの人事政策については、従来、裁判官と検察官のみが検討されていた。女性については、裁判官や検察官の妻としてのみ付加的に言及され、人格としては無視された。父親や夫の職業的、社会的地位との仲介的機能のみに意味がもたされていた。

1920年代から、女性は、自分の職業によって社会的地位を獲得しており、しだいに出自による社会的地位から解放されていた。戦後は、社会的な独立性が、社会的な出自以上に重要となった。職場結婚があることから、裁判官の妻の中でも、20年代と30年代に婚姻した者の5人は、みずからも完全法律家であった。女性法律家の中には、学位をもつ者もいた。女性の学位は、第2次国家試験よりも早くに認められていたからである。

20世紀の最初から、女性は、ドイツの多くのラントで、法学教育を認められたが、ワイマール憲法により初めて、公的な職につくことが可能となった。そして、女性公務員についての除外規定が廃止された。1922年7月1日の司法職への女性の許可に関するライヒ法は、憲法規範として法を改正した。この時から、女性裁判官が生まれたが、法の外からの差別もあり、数は限定的であった。1928年の例では、第二次国家試験で、gut の成績をとって、ケルンのラント裁

判所で裁判官となった者が、そこで女性裁判官と知り合い、1930年に結婚した。しかし、同じ裁判所で同時に夫婦が裁判官でいることは、部が異なっても許されなかったのである⁷⁹⁾。

(2) ショー (Magdalene Schoch, 1897.2.15-1987)

ショーは、1897年にヴェルツブルクで生まれた。父は商人であった。ミュンヘン大学とヴェルツブルク大学で法律学を学び、1921年に、ヴェルツブルク大学で学位をえた (Die Zwangsliquidation feindlicher Gesellschaften durch das englische Handelsamt, 1921)。指導教授は、Albrecht Mendelssohn Bartholdy であった。設立後間もないハンブルク大学で、Mendelssohnの助手となり、のち外国法、国際私法、訴訟法のゼミナールの補助員。1928年には、イギリスにも留学した。1932年に、ハビリタチオンを取得 (Klagbarkeit, Prozessanspruch und Beweis im Licht des internationales Rechts)。ドイツで最初の女性私講師となった。1933年に、Mendelssohn は解雇され、イギリスに亡命。ショーは、1934年に、ロックフェラー奨学金を取得し、アメリカに留学。1935年に帰国した。1936年に、師の Mendelssohn は、オックスフォードで亡くなった。ショーは、ナチスに迎合せず、1937年に、アメリカに亡命した。1945年まで、ハーバード大学で、Griswold教授の助手をした。彼女は、アメリカで、最初の女性私講師となった。1945年から、ワシントンの FEA (Foreign Economic Administration) で、部門長、のち部長となった。戦後、ハンブルク大学は、彼女に教授として帰国することを求めたが拒絶。のちアメリカ図書館 (Amerika-Bibliothek) の館長となった。1987年に亡くなった⁸⁰⁾。

79) Ministerium der Justiz, Rheinland-Pflaz, Justiz im Dritten Reich, Justizverwaltung, Rechtsprechung und Strafvollzug auf dem Gebiet des heutigen Landes Rheinland-Pflaz, Teil 1, 1995, S.280ff.事実上の差別の例である。

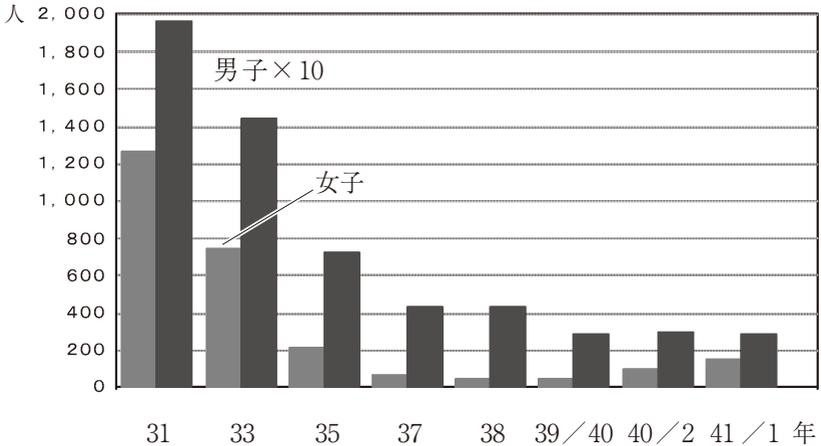
80) Röwekamp ① Leben, S.368; Zum Gedenken an Magdalene Schoch (hrsg. v. Krause/Nicolaysen), 2008. また、Röwekamp ②, S.507 によれば、Schoch は、最初の女性の私講師となり、女性の私講師は、1933年まで、ハンブルク大学の彼女のみであった。もっとも、女性法律家で、大学で教えた者はいる。独法109 号 78頁参照。

(3) ナチスの時代の法学部の学生の数(1931-1942)

(a) ナチスの時代の法学部の学生の数は、以下のグラフのようになる。ワイマール共和国末期の1931年に、男子は1万9581人、女子は1258人で、最大数であった(女子の割合は、6.04%)。以後おおむね減少する一方である。女子学生の割合は、1938年には、0.98%にまで減少した(実数で42人)。しかし、その後、増加に転じ、1941/1年には、4.83%(実数で144人)となった。

1933年以降、女子学生の数は、いちじるしく減少した。男子学生も、戦争の激化とともに、いちじるしく減少している。しかも、減少が1941年まで、ほぼ継続したのに比すると(実数で、2837人に減少)、女子学生では、1940年以降は、わずかとはいえ増加していることが注目される。就業者の場合には、多くの分野に、戦争のために男手が不足することを補う必要から女性割合が増加することがあった。就学の場合には、必ずしも増加する必要はないが、それでも法学への需要が高まっていたものと思われる⁸¹⁾。

法学の学生数 1930年代



△
(男子の数は、グラフの10倍である。女子は実数である)

81) Röwekamp ②, S.721f.

(b) ミュンヘン大学の非アーリア系の学生数は、1934/35年に、86人で、そのうち女子学生の割合は29%で、全学生に対する女子学生の割合は、19.31%である。この割合は、1936年でも、あまり変化はない。すなわち、30.7%と18.22%である。ただし、非アーリア人の数は、52人に減少している。非アーリア人というのは、おおむねユダヤ系ということである。つまり、ユダヤ系では、女子学生の割合は、全体の場合に比して、10%程度高かったのである⁸²⁾。逆に、アーリア系の女子学生の比率は、より低くなるだろう。

2 女性法律家の運命

(1) 公職からのユダヤ系の差別(解雇)やユダヤ人に対する弁護士代理権の禁止は、1933年5月9日に出された。ユダヤ系女性も対象であった。ナチスはユダヤ系の差別を行ったが、第一次世界大戦時に元帥であった大統領のヒンデンブルクは多少これに抵抗し、第一次世界大戦に従事した者は例外とされた。そこで、これをヒンデンブルク条項による例外という(Hindenburg-Ausnahmen)。この例外で、ユダヤ人弁護士の60%が、またユダヤ人裁判官と検察官の50%は、当初は職にとどまった。

地域研究によると、ミュンヘンのOLG 地域では、以下の割合であった⁸³⁾。すなわち、ユダヤ系弁護士の数は、ミュンヘンとニュルンベルクの大都市に多かった。バイエルン全体の弁護士(2473人)のうち、440人のユダヤ系弁護士がいたが、その約半分201人は、ヒンデンブルク条項の適用をうけたのである(ミュンヘンOLG 管内だと、1301人の弁護士のうち、ユダヤ系の者は217人、ヒンデンブルク条項の適用をうけた者は130人)。中堅の弁護士が多く、みずから第一次世界大戦に従軍した者も多かったからである。しかし、年長者には、その適用はほとんどなかった。

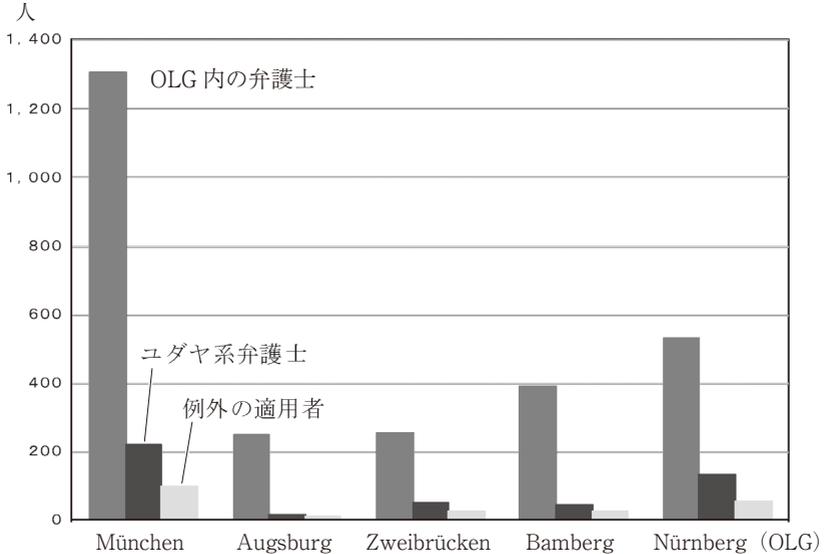
また、多くの女性にも例外規定の適用がないことから、女性にはいっそう過酷な結果となった。みずからが軍務に服したこと、あるいは父または息子を第

82) Röwekamp ②, S.721.

83) Röwekamp ②, S.650.

一次世界大戦で失った者（さらに帝政期に公務員であった者）が例外とされるが、女性に司法職が解放されたのは、1920年代以降であり、みずから軍務に服することも、長期の公職の経験もありえなかったからである⁸⁴⁾。

バイエルンの弁護士におけるヒンデンブルク条項の適用



(2) 以下で、若干の女性法律家を概観することによって、1933年を境にして、その職業的転回をみることにしよう。そのうち、(b)以下は、弁護士職を中断す

84) Röwekamp ②, S.651.ヒンデンブルク条項による例外はかなり複雑で、帝政下の公務員のほか、(a)1914年の開戦時から従軍した者、その後、従軍した者、(b)父や息子が戦死した者を区別し、これらにあたる場合でも、(c)共産主義者を除外していた。本文のグラフでは、(a)(b)を合算した。

公務員職に差別がなくなったのはワイマール期であるから、公務員条項は、ユダヤ系にはあまり適用されず、司法職の差別がなくなったのも帝政末期からであるから、ユダヤ系法曹は、みずからが従軍した場合のほかは、あまり例外規定の適用をうけることはなかった。

ことをやむなくされた。女性とユダヤ人は、1933年の公務員法によって、もっとも被害をうけたグループである。後者の多くは、亡命した。また、戦時中の学位論文には、未公開のものが多い。物資不足の結果であるが、その後の戦災によって失われたものも多い。

以下の(p)のシモンズは、ライヒ大審院長の娘であるが、その夫のフーバーは、キール学派の学者であり、戦争中は、いわば特権階級であった。戦後夫が職を失ったことから、弁護士をして家計を支えた。戦争中も、弁護士をすることはできたようである。

(a) シュルツ (Anna Schultz, 1874.9.10-1948)

シュルツは、1874年に、Rega近郊の Treptowで生まれた。父は、執行官であった。1904年から、ボン、ハイデルベルク、ヴェルツブルクの各大学で法律学を学んだ。1907年に、中間試験に合格 (Zwischenprüfung)。1908年に、ハイデルベルク大学で学位をえた (Der strafrechtliche Schutz des Kindes, 1908)。リューベックの法情報の提供所の補助員をした。1910年に、フランクフルトの権利保護施設の長、1928年に、市参事会員、1933年に、フランクフルトの社会福祉局長、1934年に、年金生活を強要された。1937年に、法律相談員となる許可をえた。1941年に引退。1948年に、フランクフルト (マイン) で亡くなった⁸⁵⁾。

(b) ベス (Marianne Beth, geb. Weisl, 1890.3.6-1984.8.19)

ベスは、1890年に、ウィーンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、法律家であった。オリент学を学び、1912年に、ウィーン大学で哲学博士の学位をえた。1919年に、ウィーン大学で、法律学を学んだ。1921年に法学博士の学位をえた。裁判所の通訳となり、1929年に、ウィーンで弁護士となった。オーストリアで最初の法学博士で、かつ最初の弁護士でもあった。オーストリア併合の1938年に、弁護士リストから名前を抹消された。同年、アメリカに亡命した。1939年から42年、オレゴン州ポートランドの Reed カレッジで、社会学とドイツ語の私講師となった。1955年に、Universal Translation Bureauの所長代理となった。1984年に、ニュージャージーで亡くなった⁸⁶⁾。

85) Röwekamp ① Leben, S.384.

86) Röwekamp ① Leben, S.41.

Das Recht der Frau, 1925.

Neues Eherecht, 1925.

(c) プルム (Maria Plum, 1894.2.15-1961.7.6)

プルムは、1894年に、ベルリンで生まれた。父は、工場主であった。1918年に、ベルリンの商業学校をでて、フランクフルト (マイン) でアビトゥーアを取得。フランクフルト、ベルリン、フライブルク (ブライスガウ) の各大学で法律学を学んだ。1923年に、フライブルク大学で政治学の学位をえた (Die staatssozialistische Idee in der neuen Sozialdemokratie, 1923)。1924年に、第一次国家試験に、1927年に、第二次国家試験に合格。弁護士となった。1933年以降の状況は不明である。1961年に、交通事故で亡くなった⁸⁷⁾。

(d) シュミット (Aenne Kurowski-Schmitz, 1894.3.26-1968.11.13)

シュミットは、1894年に、Sankt Toenis (Krefeld 近郊の) で生まれた。1914年から、ミュンヘン大学で数学と自然科学を学んだ。1914年に、フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、ボンの各大学で法律学を学び、1919年に、ボン大学で学位をえて (Das Recht der fränkischen Königin, 1919,未公刊)、第一次国家試験にも合格、1924年に、第二次国家試験に合格。1925年に、Danzigで弁護士となった。1933年以降の状況は不明である。1955年に、バーゼルで領事となった。1960年に、アムステルダムの領事、ロスアンゼルス領事もした。1968年に、亡くなった⁸⁸⁾。

(e) セルバス (Ilse Schmelzeisen-Servaes, geb. Servaes, 1894.10.18-?)

セルバスは、1894年に、コブレンツ近郊の Pfaffendorf で生まれた。キール、フライブルク (ブライスガウ) の両大学で法律学を学び、1922年に、キール大学で学位をえた (Die gegenwärtige Rechtslage des Inventars bei der landwirtschaftlichen Pacht unter besonderer Berücksichtigung der Geldentwertung, 1922)。1923年に、第一次国家試験、1927年に、第二次国家試験に合格し、ベルリンで弁護士となった。1934年に、家族法、少年法、人口政策上の法的問題、社会福祉法、保護法の委員会の委員。2人の夫 (Waasと

87) Röwekamp ① Leben, S.302.

88) Röwekamp ① Leben, S.215.

Eben) に死別した⁸⁹⁾。その後の消息は不明である。

(f) カッツ (Hanna Katz, 1895.10.23-1982.7.28)

カッツは、1895年に、ユダヤ系の家庭に生まれた。1915年から、ベルリン大学で法律学を学び、1922年に、学位をえた (Lücken im Arbeitsvertrage, 1922)。1925年に、第一次国家試験に、1930年に、第二次国家試験に合格し、ベルリンで弁護士となった。1938年に、弁護士資格を剥脱された。1941年に、アメリカに亡命。コロンビア大学で法律学を学び、1944年に、法学士 (LL. B.)。1947年に、ニューヨーク州の弁護士資格をえた。1982年に、亡くなった⁹⁰⁾。

(g) セロ (Anna Stewart, geb.Selo, 1896.12.29-1969.1.13)

セロは、1896年に、Sonneberg でユダヤ系の家系に生まれた。ミュンヘン大学で法律学を学び、1922年に、第一次国家試験、1925年に、第二次国家試験に合格。1926年に、ミュンヘンで弁護士となった。1933年に、イギリスに亡命した。ドイツ語の教師などをした。1969年に、イギリスのプリストルで亡くなった⁹¹⁾。

(h) ブラウン (Emilie Melchior-Braun, geb. Melchior, 1897.12.3-?)

ブラウンは、1897年に、ハンブルクで、ユダヤ系の家系に生まれた。1917年から、歴史、国民経済学をハイデルベルク大学で学んだ。1918年に、ベルリン大学で法律学を学んだ。1922年に、第一次国家試験、1926年に、第二次国家試験に合格。1932年に、弁護士の資格をえた。1933年に、弁護士資格を剥脱された。フランスに亡命、逮捕され、地下活動に入った。1950年に、イスラエルに亡命した⁹²⁾。

(i) メツガー (Emmy Rebstein-Metzger, geb. Rebstein, 1898.3.6-1967)

メツガーは、1898年に、Ravensburgで生まれた。フライブルク (ブライスガウ)、チュービンゲン、キール、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1922年に、第一次国家試験に合格、1924年に、フライブルク大学で学位をえた

89) Röwekamp ① Leben, S.362.

90) Röwekamp ① Leben, S.168.

91) Röwekamp ① Leben, S.420.

92) Röwekamp ① Leben, S.254.

(Zivilrechtliche Untersuchungen über Pflegekinderverhältnisse, 1924)。1925年に、第二次国家試験に合格し、弁護士となった。1930年代の状況は不明である。1967年に、亡くなった⁹³⁾。

(j) ケスラー (Ella Kessler-Reis, 1899.1.13-1944)

ケスラーは、1899年に、シュトゥットガルトで、ユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、第一次国家試験に合格、学位をえて、第二次国家試験に合格し、1932年に、シュトゥットガルトで弁護士となった。1933年に、弁護士資格を失った。ユダヤ中央協会 (Jüdischer Zentralverein) の秘書。1942年に、Theresienstadtの強制収容所に送られ、1944年に、アウシュビッツに移送され、同年に、そこで亡くなった⁹⁴⁾。

(k) フランク (Hedwig Brann-Frank, 1899.9.14-1978.10)

フランクは、1899年に、フランクフルト (マイン) でユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1919年から、ゲッチンゲン、フランクフルトの両大学で法律学を学んだ。1922年に、第一次国家試験、1926年に、第二次国家試験に合格し、1929年に、常勤の区裁判官とラント裁判官に任命された。1930年に、フランクフルト・ラント裁判所の裁判官となった。1933年に、解雇。1934年に、バーゼル大学で法律学を学び、1937年に、同大学で学位をえた。1939年に、エルサレムに亡命し、同年11月にアメリカに移った。1940年に、オハイオのシンシナチ大学で法律学を学び、1942年に、法学士となった。1944年に、イリノイ州の弁護士となった。1978年に、シカゴで亡くなった⁹⁵⁾。

(l) アウエルバッハ (Ella Georgine Auerbach, 1900.1.5-1999.4.20)

アウエルバッハは、1900年に、フランクフルト (マイン) でユダヤ系の家系に生まれた。父は、裁判官であった (Ernst Levi)。フランクフルト大学、ハイデルベルク大学で法律学を学び、1922年に、第一次国家試験に、1928年に、第二次国家試験に合格し、弁護士となった。1933年に、弁護士資格を剥脱され、1939年に、イギリスに亡命した。1940年に、アメリカに渡り、秘書や社会活動

93) Rówekamp ① Leben, S.323.

94) Göppinger, a.a.O. (前注54), S.249.

95) Rówekamp ① Leben, S.57.

を行った。1999年に、ニューヨークで亡くなった⁹⁶⁾。

(m) グリュエネヴァルト (Betty Hinden, geb. Gruenewald, 1902.11.5-?)

グリュエネヴァルトは、1902年に、Königshütte で、ユダヤ系の家系に生まれた。1922年に大学入学資格をえて、商業に従事した。1926年から、ハイデルベルク、ケルン、ボンの各大学で、法律学を学び、1929年に、第一次国家試験に合格し、1932年に、ケルン大学で学位をえた (Die Bedeutung der Deliktsfähigkeit des Verletzten für die Verteidigung aus § 254 BGB, 1932)。1933年に、解雇。弁護士事務所勤務。1935年に、パレスチナに亡命。1948年に、イスラエルの司法省で秘書、1954年に、弁護士資格をえた⁹⁷⁾。

(n) クレッツマー (Lilli Kretzmer, geb. Cohen, 1900.6.29-1996.3.7)

クレッツマーは、1900年に、Münchengladbach で、ユダヤ系の家系に生まれた。ボン大学で法律学を学び、ユダヤ女性の国際会議の会長となった。1933年に、イギリス、次いでアメリカに亡命した。1946年に、移民局 (Immigration and Naturalization Office) の理事、1949年に、難民問題を専門とする弁護士となった。1996年に、アメリカの Sarasota で亡くなった⁹⁸⁾。

(o) マルクス (Anna Theresia Marx, 1902.11.13-1979)

マルクスは、1902年に、Geisingen でユダヤ系の家系に生まれた。1921年からヴェルツブルク、フライブルク (ブライスガウ) の両大学で法律学を学んだ。1924年に、第一次国家試験に合格、フライブルク大学で学位をえて、第二次国家試験に合格した。カールスルーエで弁護士となった。1933年に、弁護士資格を剥脱された。簿記係となり、1939年に、アメリカに亡命した。ソーシャルワーカーとなった。1979年に、シカゴで亡くなった⁹⁹⁾。

(p) シモンズ (Tula Huber-Simons, geb.Simons, 1905.3.3-2000.7.19)

(i) シモンズは、1905年に、Meinigenで生まれた。父は、法律家で、外務大臣、ライヒ大審院長であった。1925年に、ハイデルベルク大学で、歴史、

96) Röwekamp ① Leben, S.17.

97) Köbler, Wer war wer. これについて、【法律家の歴史】706頁参照。

98) Röwekamp ① Leben, S.207.

99) Röwekamp ① Leben, S.245.

哲学、国民経済学を学んだ。1926年に、ハイデルベルク、ミュンヘン、ベルリン、ボンの各大学で、法律学を学んだ。1929年に、第一次国家試験、1930年にボン大学で学位をえた(Der Aufbau der Kohlenwirtschaft nach dem Kohlenwirtschaftsgesetz vom 23. 3. 1919, 1930)。1933年に、第二次国家試験に合格。キール学派の法学者 Ernst Rudolf Huber と結婚した。夫に従い、1937年にライプツヒで弁護士、また、1941年にシュトラスブルクで弁護士となった。戦前のエリート女性であり、弁護士職の制限はなかった。戦後、夫が公法の教授職を解雇されたことから、1945年から、シュヴァルツヴァルトで弁護士をして、家族を支えた。1985年に、引退した。2000年に、フライブルク(ブライスガウ)で亡くなった¹⁰⁰⁾。

(ii) その夫の Ernst Rudolf Huber (1903.6.8-1990.10.28) は、1903年に、Idar-Oberstein (Birkenfeld) で、バーデンの古い商人の家系に生まれた。父も商人であった。プロテスタントであった。1921年から、歴史、文学、哲学、国民経済学を、チュービンゲン大学で学んだ。インフレのため勉学を中断し、父の店舗で働いた。1922年から、ミュンヘン大学と、ボン大学で法律学を学んだ。ボンでは、Erich KaufmannとCarl Schmittに学び、とくに Carl Schmitt とは長い親交があった。第一次国家試験に合格し、1926年には、ボン大学で、Carl Schmittの下で学位をえた (sehr gut)。1928年に、Carl Schmittがベルリンに移った後、ボン大学の補助員となった (Heinrich Göppert)。ここで、Tulaと知り合う。1930年に、第二次国家試験に合格し、同年ボン大学の助手。1931年に、Heinrich Göppertの下でハピリタチオンを取得した (国法、行政法、国家教会法など)。ビスマルク帝国をモデルとした権威主義的な指導者国家を目的とした。1932年に、Carl Schmittの提案により、Papen とSchleicher内閣の政策助言者となる (社会民主主義的なプロイセンのラント議会に対するライヒ防衛)。1933年に、キール大学で、解雇された Walther Schückingの代講をした。同年、キール大学の正教授 (ほかのキール学派は、Georg Dahm, Karl Larenz, Karl Michaelis, Franz Wieacker, Karl August Eckhardt, Paul Ritterbusch,

100) Röwekamp① Leben, S.148.

Friedrich Schaffstein, Wolfgang Siebert など)。1937年に、ライプツヒ大学教授、1941年に、シュトラスブルク大学教授。1944年に、ライン東岸に逃亡し、1944年に、ハイデルベルク大学で講義をもった。

敗戦後の1945年に、解雇された。家族は、妻の Tula Huber-Simonsが支えた。シュヴァルツヴァルトの Neustadt の(ナチス)検証委員会では、付和雷同者(Mitläufer(4))とされた。1950年の非ナチ手続でも同様とされた。1952年に、Wieackerのあっせんにより、フライブルク大学で講義をもった。1955年に、ドイツ国法学者連盟に加入(Vereinigung der deutschen Staatsrechtslehrer)。1957年に、Wilhelmshaven-Rüstersielの社会学専門大学の教授。1961年に、ミュンスター大学への招聘は失敗した。1962年に、Wilhelmshavenの大学が併合されたことから、ゲッチンゲン大学の教授となり、1968年に、定年となった。1990年に、フライブルク(ブライスガウ)で亡くなった。1956年に、フライブルク大学から名誉教授号をうけた。1963年に、ゲッチンゲンの学術アカデミー会員。業績は多いが、本稿では省略する。1947年までに、17冊、151論文がある¹⁰¹⁾。

(q) アーメルン (Elsbeth von Ameln, 1905.6.16-?)

アーメルンは、1905年に、ケルンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、法律家であった。1925年から、マールブルク大学、ケルン大学で法律学を学び、1929年に、第一次国家試験に合格し、1933年に、ケルン大学で学位をえた(Der Gerichtshelfer, 1933. 未刊)。1934年に、第二次国家試験に合格した。亡命し、1945年に、アメリカで弁護士となった。専門は、刑法である¹⁰²⁾。

Rückblick auf ein bewegtes Leben, 1985.

101) Festschrift (hrsg. v. Forsthoff /Weber /Wieacker), 1973.追悼記事として、Nachruf NJW 1991, 893 (Simon W.); Würdigung FAZ 07. 06. 2003 (Stolleis); Stolleis, M., Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 229, 280, 347f.; Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, 2003, 272; Die Juristen der Universität Bonn (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, S.368.

102) Röwekamp① Leben, S.13.

(r) ノイマン (Hilde Neumann, geb. Rosenfeld, 1905.4.13-1959.9.11)

ノイマンは、1905年に、ユダヤ系の家系に生まれた。父は弁護士であった (Kurt Rosenfeld)。フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、ボン各大学で法律学を学び、1925年に、SPD に入党。第一次国家試験、第二次国家試験に合格し、1932年に、弁護士資格をえた。1933年に、フランスに亡命した。1935年に、ソ連の法律を学んだ。1936年に、ドイツ共産党に入党。1940年に、アメリカに亡命。ジャーナリストとなった。1947年に、ドイツに帰国。社会主義統一党 (SED) の中央委員会の司法参与となった。1949年に、ソ連地域のベルリンのラント裁判所の所長。1950年に、東ドイツの市庁部長。1953年に、雑誌 *Neue Justiz* の主編集者となった。1959年に、亡くなった¹⁰³⁾。

(s) ツェルニック (Clementine Zernik, geb. Bloch, 1905.9.28-1996.12.31)

ツェルニックは、1905年に、ウィーンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、士官であった。1930年に、ウィーン大学で学位をえて、1938年に、弁護士となった。同年、弁護士許可を取り消され、アメリカに亡命。通訳となった。1939年に、コロンビア大学で、ラテン語とドイツ語を学んだ。1941年に、文学修士となった (Master of Arts, MA)。イギリスの情報部 (British Information Service) に勤務。1946年に、国連救済機関 (UN-Relief and Rehabilitation Administration)。1947-1975 の間も、国連に勤めた。オーストリア研究所 (Austrian Institute) にも勤務した。1996年に、ニューヨークで亡くなった¹⁰⁴⁾。

(t) シルマッハー (Ella Schirmacher, geb. Drescher, 1905.3.7-2003.4.1)

シルマッハーは、1905年に、西プロイセンの Thorn で生まれた。父は、警察官であった。1926年から、ケーニヒスベルク、ハイデルベルク、キールの各大学で法律学を学んだ。1930年に、第一次国家試験に合格、1931年に、ハイデルベルク大学で学位をえて (Höheres Interesse der Kunst im Sinne der Gewerbeordnung und der Nebengesetze, 1932)、ニューヨークのソーシャルワークの学校で過ごした。シカゴの少年裁判所で実務を研修した。1934年に、

103) Röwekamp① *Leben*, S.280.

104) Röwekamp① *Leben*, S.447.

第二次国家試験に合格。アメリカに勉学旅行にいった。1935年に、Schirmacher 弁護士事務所の補助員、1938年に、外国為替の相談員、1945年に、州大臣の代理人、1948年に、弁護士となった。1958年に公証人となった。2003年に、ベルリンで亡くなった¹⁰⁵⁾。

(u) ボルクマン (Maria Borgmann, 1906.7.22-1996.6.21)

ボルクマンは、1906年に、ルールの Mühlheim で生まれた。1929年から、ミュンスター、ボン、ケルンの各大学で、法律学を学んだ。1933年に、第一次国家試験、1936年に、第二次国家試験に合格、同年、Xantenの弁護士事務所で共同経営者となった。1937年に、デュッセルドルフのライン地方州政府の補助員となった。ボーフムで、経済法律家となった。

1946年に、デュイスブルクの区裁判所の試補となった。1951年に、司法職を休職 (区裁判官)。ルールの Mülheimの Thyssen商事会社の支配人となった (1972年まで)。1967年に、弁護士の許可をえて、Xantenで弁護士となった。1996年に、亡くなった¹⁰⁶⁾。

(v) ガレリック (Marta Garelik, geb. Friedländer, 1906.12.26-1996.4.21)

ガレリックは、1906年に、ウィーンでユダヤ系の家系に生まれた。1928年から、ウィーン大学で法律学を学び、1932年に学位をえた。1933年に、ウィーンで、弁護士となった。1938年に、イギリスに亡命、アイルランドをへて、アメリカに渡った。事業者となった。1996年に、シャーロッテで亡くなった¹⁰⁷⁾。

(w) エールリッヒ (Ruth Ehrlich, 1907.11.9-?)

エールリッヒは、1907年に、エッセンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、商人であった。1927年から、哲学、教育学をボン大学で学んだ。1927年に、ボン、ハイデルベルク、フランクフルト (マイン) 大学で、法律学を学んだ。1932年に、第一次国家試験に合格。1933年に、解雇。1934年に、ベルリンのユダヤ団体の秘書となった。1941年に、アメリカに亡命。工場に勤めた。1943年に、コスト分析者となった。1958年に、シカゴ大学で法律学を学び、1962年に、

105) Röwekamp① Leben, S.358.

106) Röwekamp① Leben, S.54.

107) Röwekamp① Leben, S.110.

イリノイ州の弁護士資格をえた。著名な法社会学者のエールリッヒ（同人は独身）との関係は不明である¹⁰⁸⁾。

(x) コットラー (Liselotte Kottler, geb. Schirmer, 1909.6.26-2003.3.25)

コットラーは、1909年に、Schmalkaldenで生まれた。1928年から、マールブルク、ミュンヘン、フランクフルト（マイン）、イエナの各大学で法律学を学び、1932年に、第一次国家試験に合格、1933年に、イエナ大学で学位をえて、1935年に、第二次国家試験に合格。1945年に、カッセルのラントの貯蓄銀行に勤務。戦後の1946年に、弁護士となった。2003年に、Schmalkaldenで亡くなった¹⁰⁹⁾。

(y) ディエマー (Emmy Diemer-Nicolaus, 1910.1.31-2008.1.1)

ディエマーは、1910年に、ギーセンで生まれた。父は建築家であった。1929年から、ギーセン大学で、国民経済学と法律学を学んだ。1936年に、第一次国家試験に合格し、1937年に学位をえて、IGファルベン社の法務部門に勤務した。1944年に、第二次国家試験に合格。1946年に、弁護士の資格をえた。民主人民党 (DVP) に入党。シュトットガルトの市議会議員、1949年に、バーデン・ヴュルテンベルク州のラント議会議員。1957年から72年まで、連邦議会議員、1972年に引退し、2008年に、シュトットガルトで亡くなった¹¹⁰⁾。

(z) フリーデマン (Maria Friedemann, 1912.5.22-?)

フリーデマンは、1912年に、シュトットガルトで生まれた。父は、弁護士であった。1931年から、チュービンゲン、フライブルク（ブライスガウ）の両大学で法律学を学んだが、1933年に、勉学を中断。秘書となった。1940年に、チュービンゲン大学で、法律学を学んだ。1943年に、同大学で、学位を取得 (Schadensersatzansprüche des Hilfeleistungspflichtigen, 1943.未公刊)。1945年に、第二次国家試験に合格し、区裁判官、司法省勤務。1945年には、バーデン・ヴュルテンベルク州の制憲議会議員もした。バーデン・ヴュルテンベルク州のラント議会議員、シュトットガルトで弁護士となった。1964年に引退¹¹¹⁾。

108) Röwekamp① Leben, S.88; Göppinger, aa.O.(前注54)), S.276.

109) Röwekamp① Leben, S.202.

110) Röwekamp① Leben, S.75.

111) Röwekamp① Leben, S.107.

Friede und Gerechtigkeit durch das Befreiungsgesetz? 1947.

(za) ギエルス (Erika Giers, 1913.7.10-1945.4.8)

ギエルスは、1913年に、マグデブルクで生まれた。1932年からミュンスター大学で法律学を学び、第一次国家試験、第二次国家試験に合格、1941年に、Hennstedt で、ライヒ労働局の弁護士、1942年に、グラーツ大学で学位をえた。1945年に、空襲のために死亡¹¹²⁾。

3 法曹の中の女性の扱い

(1)(a) ナチスの時代には、公的な雇用における女性の排除と並んで、理由のない排除も行われた。女性試補は、裁判官となる機会をえられず、多くの場合に視察官 (Inspektor) と位置づけられた。Helga Einsele は、第一次国家試験後、1935年に、既婚女性として修習生にもなれなかった。学問的な補助作業者として、望まない道に行かされた。その活躍は、戦後にもちこされた。

(b) アインゼレ (Helga Einsele, geb. Hackmann, 1910.6.9-2005.2.13)

彼女は、1910年に、ハレ近郊の Dölau で生まれた。プロテスタントであった。父は、ギムナジウムの校長 Friedrich Hackmann であった。母も、小学校の教師であった。母は教育を重視し、また定職につくことを重要としていた。母も女権運動のメンバーであった。1929年に、アビトゥーアを取得し、ケーニヒスベルク、ブレスラウ、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。ハイデルベルク大学では、ラートブルフに学んだ。1935年に、第一次国家試験に合格したが、女性ということと政治的理由から、司法研修に入れなかった。ハイデルベルク大学のラートブルフの下で学位 (Das Frauengericht in New York, 1939) をえて、第二次国家試験に合格した。夫婦とも職をえられず、オーストリアで暮らした。

1947年に、ヘッセン州の首相 Georg August Zinn から、ヘッセンの女子刑務所 (Frauenvollzugsanstalt) の長に任命され、1975年までの間に、種々の改革をした。たとえば、刑務所の中に母子家庭 (Mutter-und-Kind-Haus) の制度を

112) Röwekamp① Leben, S.119.

導入したり、女子服役囚の子どもを自動的に施設に入れなかったこと、公務員が服役囚をお前呼び (duzen) しないこと、普通の服を着せるなどのモデルを探った。彼女の任期中、再犯率はいちじるしく減少した。当時の連邦大統領 Gustav Heinemann の妻 Hilda Heinemann の後援があった。のちのフランクフルトの検察官のバウアー (Fritz Max Bauer, 1903.7.16-1968.7.1) の下で働いたこともある。1969年に、人道主義協会から、フリッツ・バウアー賞を授与された。人道的な刑事施設の改良から、ほかにも多くの賞をうけた (Humanitären Preis など)。政府理事官 (Regierungsdirektorin)。1975年に、定年となり、フランクフルト大学から刑事学の名誉教授号をうけた。1980年代には、平和運動にも加わった。2005年に、フランクフルト (マイン) で亡くなった。専門は、刑事処罰法、刑事学である¹¹³⁾。

Das Verbrechen Verbrecher einzusperrern, 1970.

Einsele Helga/Feige Johannes/Müller-Dietz Heinz, Die Reform der lebenslangen Freiheitsstrafe, 1972.

Anlaufstelle für straffällig gewordene Frauen, 1980.

Frauen im Strafvollzug, 1982.

Mein Leben mit Frauen in Haft, 1994.

(c) ヴァルツ (Hanna Walz, geb. Kegel, 1918.11.28 – 1997.12.17)

ヴァルツは、1918年に、Templin/Uckermark (北ブランデンブルク) で生まれた。1937年に、チュービンゲン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1948年に、学位をえた (ルターに関する論文)。1954年に、フルダで、1958年に、ヘッ

113) Streitbare Juristinnen, S.187. Rowekamp, Juristinnen, S.91; Nachruf NJW 2005,1333 (Haseimer). 祝賀論文集もある。Schwimmen gegen den Strom um der Überzeugung willen (hrsg. v. Maelicke Bernd/Simmedinger Renate), Festschrift, 1990. 追悼記事として、Nachruf NJW 2005, 1333 (Haseimer, Winfried). Röwekamp ① Leben, S.91.

F.バウアーは、ナチス犯罪の追求で著名である。彼については、著名なテキストに関する別稿で扱う。大学と法律家の歴史 (下・2020年) 567 頁。

次のWalzについては、DBE Bd.10 (1999), S.326.

センのラント議会議員となり地域政治に関わった。1967年に、ラントの政党の議長、1969年に、連邦議会議員。1973年に、ヨーロッパ議会の議員ともなった（エネルギーと研究委員会の委員長）。1997年に、フルダで亡くなった。比較法のケーゲル（1912-2006,【法学上の発見】60頁）との関係は明らかではない。

(2) ナチスの観念によれば、司法は、男性的なもの (Sache der Männer) とされる。そこで、裁判に女性を関与させることは、重大な不正 (Unrecht) であるとされたのである (ラント裁判所長の Dietrich の言)。男性性の強調は、法曹養成法にも影響している¹¹⁴⁾。

第二次国家試験に合格した女性は、弁護士にはなれたが、とくに刑事事件に関与することは制限された。女性法律家は、3 グループに分けられた¹¹⁵⁾。

- 1 1935年に、裁判官となっていた者
- 2 裁判所試補で、(a) 1935年に、3年以上司法実務にあった者
(b) 同年に、3年以下の者
- 3 第二次国家試験に合格したが、実質的に司法実務にない者

第1グループの者は、女性裁判官としてとどまることができたが、その数は、公務員職の回復法で減少した。また、残った女性裁判官も、通常の訴訟手続ではなく、破産や非訟事件の手続を担当させられたのである。第2(b)、第3グループの者は、裁判官になることはなかった。

ライヒ司法大臣は、1935年9月17日に、OLG 長官と検事総長に対し、裁判官や検察官に女性を任命することを将来的に不可能にするものと命じた。もともと、この命令は、1936年1月10日の告示で緩和され、特段の困難がある場合には、裁判所試補への任命は、限定的な数に限り、また過去3年継続して職務にあり、かつその解雇が経済的にとくに困難な場合には、任命も可能とされている。

1936年に、総統代理のボルマンは、ヒトラーの命令として、女性は裁判官に

114) パーラントやナチスの高官が、こうした国家や国家組織、ひいては司法の男性性 (Männlichkeit) を強調し、1934年12月20日の弁護士法の改正で、女性を排除したことについては、【体系と変動】444頁以下参照。

115) DJB ①,S.27f.

も弁護士にもなれず、女性は、行政や管理部門にだけおかれるべきことを司法大臣に指示している¹¹⁶⁾。

(3) そして、1940年代の戦争(1939年9月にポーランド進攻、1941年6月、独ソ戦の勃発)の激化によって、男性の数の減少にもかかわらず、1942年1月16日に、ライヒ司法大臣は、女性を、後見裁判官や、遺産裁判官、破産裁判官とすることを否定している。しかし、1942年3月27日には、非訟事件手続に女性を任命できるとしている。このように、ナチスの方針は、複数の指揮系統から行われ、合理性と一貫性に欠ける点に特徴がある。地位争いが激しく、重複するポストも新設されたからである。

女性の裁判所試補を裁判官から排除したのに対し、女性を弁護士職から完全に排除することはナチスでも容易ではなかった。少なくとも法律によって性差別をすることはできなかった。関係する者が多数だからである。ナチスによる種々の法改正においても、正面から女性を排除する規定をおくことはなく、多くは古典的な方法として間接的な差別が行われた。もっとも効果的な女性の排除は、試験雇用の形式で行われた。許可の申請に関し、ライヒ司法大臣が決定することにして、結局、女性にはその許可が与えられなかったのである。

弁護士事務所で、共同経営している妻として、あるいは補助員として働く女性には、兵役に服した弁護士を代替することができた。代替は、弁護士が、夫、父、兄弟などの近親者である場合には、公的に認められた。しかし、その近親者の死亡によって、代替する権利は消滅した。代替人となった女性には、夫の戦死の場合でも弁護士職の継続は認められなかったのである¹¹⁷⁾。

(4)(a) 人種上の差別は、公務員、裁判官、弁護士のすべてについて行われた。ユダヤ系の者は、すべてを否定された。

まず、1933年4月7日の公務員職の回復法では、ユダヤ系の者は公職から解雇された。そして、約1か月後に、弁護士法が改正され(1933,47 RGBL I S.188)、

116) DJB ①, S.28f.

117) *Ib.*, S.29ff.

弁護士職も制限された。制限はしだいに強化され、1938年10月には、最後の1700人のユダヤ系（とされる）の者が排除されたのである¹¹⁸⁾。

著名な者では、Marie Munkと Cläre Meyerが、裁判官職を解雇され、ベルリンでは、Erna Schefflerも裁判官職を失った。Alice Prausnitz は、正式に公職の任命を受けることができなかった。バイエルンでも、Margarete Berentなどは、弁護士の職を失った¹¹⁹⁾。

(b) プラウシュニッツ (Alice Prausnitz, 1906.3.26-1996.10.30)

プラウシュニッツは、1906年に、モーリシャス島中央の都市 Curepipe で生まれた。1926年から、ハンブルク、ミュンヘン、ジュネーブ、キールの各大学で法律学を学び、1929年に、第一次国家試験、1933年に、第二次国家試験に合格。すでに、ナチスの政権掌握時であり、公職につく資格をえたのみで、半ユダヤ人として試補のまま解雇された。1945年に、弁護士、1948年に、公証人となった。1951年に、ハンブルクの裁判官、1952年に、ラント裁判官となり、1974年に引退した。1996年に、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の Plön で亡くなった¹²⁰⁾。O.プラウシュニッツ (Otto Karl Felix Wilhelm Prausnitz, 改名して Otto Charles Giles, 1904.7.1-1980.10) の縁戚である。

(5)(a) 個人的に女性差別が行われただけではなく、女性団体への弾圧も行われた。女性法律家協会も、1933年に、解散させられた。男性の法律家の団体は、ナチス法律家連盟への加入が強制されたが、女性団体には、解散が強いられたのである。ただし、女性法律家は、これによりナチスに協力することを免れた。

118) Göppinger(前注54)), S.94f; DJB①, S.31f.人によっては、1933年に、弁護士の半分近くは、ユダヤ人あるいはその関係者であったといわれる (Göppinger, S.90; Gruchmann, S.157f.) ことから、その排除は、司法の性質を根本的に変えるものであった。

119) DJB ①, S.32.

120) Röwekamp① Leben, S.307.なお、1945年までに死亡した者のリストは、Göppinger(前注54)), S.219ff. 女性法律家の記録は、必ずしも十分ではない。自殺者は、S.230ff. 強制収容所に送られた者は、S.237ff. 亡命者は、S.265ff. O.Prausnitz については、独法109号82頁参照。

ナチスにとっては皮肉なことに、戦後の活躍には望ましい結果となった。

(b) ゲットマン (Hildegard Gethmann, 1903.10.18-1988.12.19)

ゲットマンは、1903年に生まれた。ベルリン大学で、銀行論、法学を学んだ。1930年に、第一次国家試験、1934年に、第二次国家試験に合格。ドルトムントで弁護士、公証人となった。1933年以降の状況は不明。1948年に、ドイツ女性法律家連盟 (Deutscher Juristinnenbund) の戦後の創始者の1人となった¹²¹⁾。1988年に亡くなった。

(c) 女性団体の多くも、戦後再建された。早いものでは、1948年に、ヴェストファーレンの女性法律家協会の設立である。当初はわずか、7人で発足し、中心は、弁護士の Hildegard Gethmann のほか6人であった。連邦共和国 (西ドイツ) 成立後には、女性法律家協会も発足した¹²²⁾。

IV 戦後の時期

1 1945年以後の女性法律家

(1) 西側の女性法律家

(a) Munk, Berent, Meseritzなど、女性法律家協会のかつての創設メンバーは、1933年以降、亡命して、戦後も帰国しなかった。ドイツに残った者も、職を失い、司法職にかかわりえなかった。しかし、戦後の司法界では、ナチスに関係のない法律家が求められた。その最初の需要は、軍事法廷であった。皮肉にも、戦前の司法から遠ざけられた女性法律家は、信頼された。ナチス犯罪に加担する機会がなかったからである。

(b) メゼリッツ (Margarete Meseritz-Edelheim, 1891.9.18- 1975.5.26)

メゼリッツは、1891年に生まれた。1913年に、エルランゲン大学で学位をえ

121) 追悼記事として、Nachruf NJW 1989, 2043 (Sedemund-Treiber Antje). 顕彰記事は、Juristinnen in Deutschland 1998, 207 (Lieber Dorotea). DJB ①.S.219ff.; Röwekamp① Leben, S.116.

122) DJB ①, S.35.

て (Das Pressdelikt als Begehungsform der gemeinen Delikte, 1913)、1914年に、ドイツ女性法律家連盟の創設者の1人となった。1919年ごろ、Edelheimと結婚し、のちに、Muehsamと再婚。1975年に亡くなった。1933年後に亡命し帰国しなかった。亡命後の詳細は明らかではない¹²³⁾。Margaret Meseritzのほか、Margaret Muehsam-Edelheim (再婚の夫と前婚の夫の姓)、あるいはMargaret Muehsamで記されることもある (連邦司法省、前注2) 参照)。

(c) 女性法律家は、かつて区裁判所、ラント裁判所、高裁、政党にもいた。多くの者は、1933年以降、職を失い、また夫を戦争で失った。戦後、家族を支える経済的な必要があったことから、司法職に復帰した者は多い¹²⁴⁾。

西ドイツで最初の女性の弁護士会長となった Fettweis は、1938年に法曹資格をえたことから、戦後早い時期に弁護士職を開始することができた。

フェットヴァイス (Karola Fettweis, 1909.12.14- 1994.5.17) は、1909年に、エッセンで生まれた。父は商人であった。1929年から、フライブルク (ブライスガウ) 大学で、哲学を学んだ。1930年から、ハンブルク、フライブルク、マールブルクで法律学を学んだ。1933年に、第一次国家試験に合格、フライブルク大学で、学位をえた (Der örtlich beschränkte Besitzstand an einer Warenausstattung, 1940)。1938年に、第二次国家試験に合格。1946年に、弁護士の許可をえた。フライブルクの弁護士事務所 (Kanzlei Plum Freiburg) の弁護士。西ドイツで最初の女性の弁護士会長となった。1994年に、フライブルク (ブライスガウ) で亡くなった¹²⁵⁾。

123) DJB ①, S.33, 再婚の夫 Paul Mühsam (1876.7.17-1960.3.11) は、ブランデンブルクでユダヤ系の家系に生まれ、文筆家の Erich Mühsam の従兄弟であった。フライブルク (ブライスガウ)、ミュンヘン、ライプツヒヒ、ベルリンの各大学で法律学を学び、1905年に、Görlitz で弁護士となった。1920年に、公証人。1933年に、パレスチナに亡命し、文筆家となり、1960年に、エルサレムで亡くなった。Tao - Der Sinn des Lebens, 1931) のほか、自伝 (Ich bin ein Mensch gewesen, 1989) がある。

124) Ib., S.33f.

125) Röwekamp① Leben, S.104.

(2) 東ドイツの女性法律家

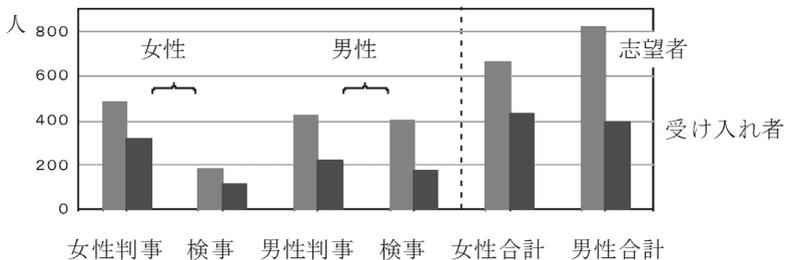
(a) 東ドイツ (DDR) には、西側と比較すると、とくに女性法律家の割合が高かった。1948年には、すでに100人の女性裁判官と検察官がいた。東ドイツの設立時に裁判官と検察官の14%が女性であった。すなわち、裁判官の15.3%と検察官の12.3%である。

東ドイツの裁判官で、女性の割合が高かったのは、厳格にナチス経験者を排除したからである(再統一後に引き継がれた者にも女性が多い。後グラフ参照)。ナチスの時代に、女性は司法職から除外されていたために、新規の採用も復帰も容易であった。

また、東ドイツでは、その成立時だけではなく、その後も女性の比率は高かったのである。1960年に、1076人の法律家のうち、327人が女性、すなわち、30.4%である。当時の西ドイツでは、女性は裁判官の4%のみであった。ただし、東ドイツでも、高位者になるほど女性数は少なかった。区裁判所の裁判官で、男性は51.1%であったが、部長クラスでは、女性は23.2%にとどまった。

1986年の最高裁の裁判官では、27%が女性であった(東西の再統一は、1990年)。1989年の区裁判所では、女性が52.9%で、県裁判所では45.1%であった。234人の区裁判所の部長のうち女性は89人で38%、198人の県裁判所の部長で、女性は71人で36%であった¹²⁶⁾。

再統一後に引き継がれた法曹の割合



(b) 東ドイツの司法で、女性の割合が高かった理由には、沿革のほか、女

126) DJB ①, S.37, S.44ff.

性問題に国家的に取り組んでいたこと、法律家として女性の増加を推進し、旧来の官僚システムを抑制する目的があったことなども指摘されている。

女性の解放は、1945年から積極的に開始された。また、東ドイツでは、人口が少なかったことから(1990年に1600万人)、働く女性の割合が高く、1989年に、女性は、労働者の48.8%であった。男女はほぼ同比率で、就労年齢の女性の91%は、働いていた。そして、女性の90%は、最低1人の子どもを産んでいた。これに対し、西ドイツでは、働く女性の割合は、55%であり、労働者の38.8%にすぎなかった。こうした状況を背景に、東ドイツでは、男女の関係は、社会的に決定されるものとして、女性問題も、国家的に組織的に解決するものとされたのである。

東ドイツの末期、1990年(同年、東西の統一)の統計では、1493人の裁判官がいた(最高裁に58人、県裁判所に324人、区裁判所に1111人)。検察官は1237人であった(最高検に119人、県に336人、区に782人)、弁護士は592人(弁護士団 Kollegienに572人、個人で20人)で、公証人が453人であった¹²⁷⁾。もっとも、イデオロギーの変更や審査のために、統一時に引退する者も多かった。

東ドイツ憲法(1949.10.7, GBLS.5)7条は、男女の一般的な平等だけでなく、18条において、男女間においても、同一労働・同一賃金の原則を保障していた。

また、第一子に、出産補助金1000マルクを出すことや、育児休暇、子どもの病気のさいの休暇なども保障されていた。1974年から、単身で子を育てる者にも有利な改革が行われ、託児所や幼稚園も整備された。年金計算、その他でも、手厚い保護が行われたのである¹²⁸⁾。

(c) 東ドイツの女性法律家は、支配政党であるSED 政権の幹部となることも多かった。この場合には、いわば社会的なエリートであった。ただし、3つの世代を区別することができる。

(i) 最古参の場合は、東ドイツ末期の1989年に、すでに60歳から80歳であった女性法律家で、積極的な活動家に属することが多い。彼女らは、戦前は、

127) Ib., S.47ff.

128) Ib., S.50f., S.52.

反ナチスであり、1945年から50年代に、反ファシズムの活動家であった。後述のベンヤミンが代表である（ほかに、前述のノイマン、Ⅲ 2(2)(r)）。

1945年から49年に、司法から、ナチスの関係者が排除され、1948年までに、1万2985人が司法職から解雇された。1945年末まででも、1945年前に在職していた裁判官と検察官の80%は、すでに解雇されていた。そして、解雇者の代わりに、新しい社会的・政治的勢力が生じた。労働者を中心として裁判官の速成のコースができた。そして、コースの25~30%は女性であった。ベンヤミンも、積極的に、女性を用いた。その組織がドイツ民主女性連盟である。

(ii) 中間世代は、1989年に、50歳から60歳の者である。ナチスの時代に生まれた者であり、戦後に、司法職をスタートさせたものである。当初から、東ドイツの教育をうけ、党に忠実な世代である。

(iii) 若い世代は、1989年に、30歳から45歳の者である。彼女らは、東ドイツで生まれ、育っている。ドイツの東西分割や冷戦は、生まれたときからの前提であった。

このうち、第1世代と第2世代は、東ドイツの終焉とともに、司法職を継続することはできず、第3世代のみが統一後の連邦ドイツで司法職につくことになった¹²⁹⁾。

(d) ベンヤミン (Hilde Benjamin, geb.Lange, 1902.2.5-1989.4.18)

彼女は、1902年に、Bernburg (a.d.Saale) で生まれた。法律学を学んだ時から、社会主義学生連盟に加わった。法学を学んだ後、1926年に、医師で共産党員の Georg Benjamin と結婚した。1933年に、夫は、拘束され、1942年に、Sachsenhausen の収容所で殺害された。夫婦には、息子が1人いた。1927年に、彼女も共産党に入り、1933年まで、弁護士をした。同年、弁護士の資格を失った。戦後、ベルリンで検事となり、1947年に、ソ連地区の中央ドイツ司法行政部に属した。共産主義者の人民裁判官の教育の責任者となり、ブルジョア的法律家の排除を行った。1949年から53年、DDR の最高裁の副長官、刑事第1部の裁判長となった。厳格な判決のため、赤いヒルデ (rote Hilde) の異名をとっ

129) Ib., S.54ff., S.59.

た。1953年から67年に、DDR の司法大臣。その後、ポツダムの教育機関で、司法職の歴史の講義をした。その後は、SED の中央委員会の委員。東ドイツ崩壊の直前、1989年に、ベルリンで亡くなった¹³⁰⁾。

2 裁判官

(1) 以下は、ワイマール共和国の時代に、裁判官となったが、ナチスの時代に、退職をよぎなくされたり、差別をうけた者である。1903年に生まれた者は、第一次世界大戦後の女性解放をうけ、ようやく1933年ごろが、第二次国家試験に合格する時期であったことから、その後、ナチス政権の下では、任官することもできなかった。在職していても解雇され、弁護士となった者や亡命した者もいる。亡命したり、死亡した者を除くと、多くの者は、戦後、裁判官として復帰した。

少数ながら、ナチスの時代に、裁判官としての職務を継続できた女性もいる。女性裁判官では例外であるが、ナチスに加入した者もいる ((c)のハーゲマイヤー)。ナチスに加入すれば、女性でも、当然に裁判官を継続できたのかどうかは不明である。男性裁判官でも、ナチスに加入した者は多い。消極的なナチスの加入者は、戦後も裁判官職を継続しているが、最上級審である連邦裁判官となるには、かなりの障害があるとされてきた。戦後司法とナチスとの関係は、2010年代に、連邦司法省による再検証が行われている¹³¹⁾。

130) Ib., S.58f. Benjamin については、Röwekamp① Leben, S.28ff. 簡単に【法実務家】271 頁、277 頁。

マルクス主義の哲学者ベンヤミン (Walter Bendix Schoenflies Benjamin, 1892.7.15-1940.9.26) とは、関係がない。彼は、1892年にベルリンでユダヤ系の家庭に生まれた。ベルリン、フライブルク、ミュンヘン、ベルンの各大学で哲学を学ぶ。1919年に学位。多くの著述や翻訳をした。1940年に、スペインに亡命する途中、ピレネー山中で自殺 (他殺説もある)。DBE 1 (1995), 423; GND: 118509039.

131) 戦後司法とナチスとの関係の再検証については、すでに別稿で簡単にふれたことがある (一橋法学11巻3 号746 頁)。2012年1 月11日、連邦司法省は、過去のナチス犯罪の再検討のための学術的な独立委員会を設立し、ポツダム大学の Manfred

(a) リューデルス (Marie-Elisabeth Lüders, 1878.6.25-1966.3.23)

彼女は、1878年に、ベルリンで生まれた。父 Philipp Ernst Lüdersは、プロイセンの政府顧問官であり、農業改革者であった。彼女は、ヘッセンの女学校に通い、1902年からは、私的な福祉センター (Zentrale für private Fürsorge) で働いた。1908年に、ブレスラウで行われたドイツ女性協会連盟の総会で、女中の給与に関するパターナルな意見を述べた。ほかにも、女性に不利な政治的・法的なルールに反対する国際組織にも加わった。

1909年から、ベルリン大学で、国法学を学んで、1912年に学位をえた。ドイツの大学で政治学の博士となった最初の女性となった。ついで、社会活動に関する多くの地位につき、1916年には、戦時省で、女性労働に関する部門の長となった。1919年に、DDP の代議士となった。1920年代には、最初のドイツの女性法律家として、Munkや Berent, Edelheim-Meseritz とともに、活動した。ワイマール共和国の夫婦財産法の改正にも関わった。ライヒ議会では、女性に法律の国家試験資格を認め、法律職を付与するよう演説した。1922年の裁判所構成法の改正に寄与し、女性が裁判官、弁護士、行政職、検察官となれることとなった。1926年に、Agnes von Zahn-HarnackやMargarete von Wrangellとともに、ドイツ女性学識者連盟を設立した (Deutscher Akademikerinnenbund)。連盟は、ナチスの時代に解散し、彼女も逼塞したが、1949年に、連盟を再建し、それ以後、西ベルリンで公職についた。DJT の代表委員ともなった。1966年に、

Görtemaker (現代史教授、近代ドイツ史の多くの著作があり、軍事史の専門家でもある) とマールブルク大学の Christoph Safferling (刑法・刑訴法、国際刑法、国際法教授、多くの学術的著作のほか、戦争犯罪訴訟、ニュルンベルク原則の研究でも知られる) に対し、ナチスの過去犯罪の再検討を委嘱した。彼らは、独立委員会において、とくに戦後の 1950 年代と60年代に連邦司法省の中で、人的、専門的、政治的なナチスとの継続性があったかについて歴史的な研究を行うこととされた。Vgl. Görtemaker und Safferling (hrsg.), Die Rosenberg, Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Vergangenheit- eine Bestandsaufnahme, 2013.一橋法学12巻3号105頁およびその注69をも参照。Vgl. BMJ, Einsetzung einer unabhängigen wissenschaftlichen Kommission beim Bundesministerium der Justiz zur Aufarbeitung der NS-Vergangenheit, 11.01.2012.

ベルリンで亡くなった¹³²⁾。

Volksdienst der Frau, 1937.

Als Abgeordnete in Bonn, Politische Studien, 1963 (152), S.692ff. などがある。

(b) ハール (Margarete Harr, 1895.7.17-1937.7.5)

ハールは、1895年に、Siegenで生まれた。父は、銀行の頭取であった。1920年から、ミュンスター、マールブルクの両大学で法律学を学び、1924年に、第一次国家試験、同年にマールブルク大学で学位をえて (Die wesentliche Verbindung von Bestandteilen und die Art ihrer Begründung, 1925.未公刊)、1929年に、第二次国家試験に合格。1932年に、補助裁判官、1933年に弁護士となった。1937年に、亡くなった¹³³⁾。

(c) ハーゲマイヤー (Maria Johanna Hagemeyer, 1896.4.17-1991.12.1)

ハーゲマイヤーは、1896年に、ケルンで生まれた。父は、枢密政府顧問官であった。1916年から、ボン大学で法律学を学び、1920年に、第一次国家試験に合格、1922年に学位をえて、1924年に、第二次国家試験に合格した。ベルリンの司法省の補助員となった。1927年に、ボンで区裁判官およびラント裁判官 (Gerichtsricherin)。1928年に、ボンで区裁判官およびラント裁判官 (Gerichtsratin)、1933年に、ナチスに加入。戦後の1950年に、高裁裁判官となった。司法省に勤務。1953年に、ケルンのラント裁判所長となった。1958年に引退。1991年に、亡くなった¹³⁴⁾。

(d) ゼルベルト (Elisabeth Selbert, geb. Martha Elisabeth Rohde, 1896.9.22-1986.6.9)

彼女は、1896年に、カッセルで生まれた。父は、刑務官 (Justizwachmeister) であった。商社や郵便局に勤務した後、ワイマール共和国の成立後、政治活動に入り、女性問題や平等について多くの記事を書いた。1920年に、ライヒ女性会議の代表となった (Reichsfrauenkonferenz)。1920年に、Adam Selbertと結

132) DJB ①, S.191ff.; Röwekamp① Leben, S. 235.

133) Köbler, wer war wer (前注97) 参照)。

134) Röwekamp① Leben, S.123.

婚した。電信の職についていたが、法学を志し、アビトゥーアを通信教育で取得した。

彼女は、マールブルク、ゲッチングンの各大学で法律学を学んだ。マールブルク大学では、ただ1人の女性であり、ゲッチングン大学では、300人のうち、女性は5人のみであった。1929年に、第一次国家試験に合格、1930年にゲッチングン大学の Oertmann の下で学位をえた (Ehezerrüttung als Scheidungsgrund, 1930)。その論文で、有責主義につき論じ、女性は離婚のさいにしばしば無権利になるとして批判した。離婚手続からの過失の分離、破綻主義を主張した。この主張は、戦後、1977年の夫婦法改正のおりに実現された。1933年に、ライヒ議会におけるヘッセンの候補となったが、選出されなかった。ナチスの時代に、夫が職を失い、保護拘束されたことから、彼女は、1934年に、第二次国家試験に合格し、弁護士資格を申請した。しかし、ナチスは女性を司法職から排除する方針を示した。おりから、Otto Palandtは、カッセルのラント地裁の所長から、ライヒ試験委員会の長となっていた。1934年7月22日の新司法試験法が施行され、同年12月20日には、弁護士法の改正も行われた。1935年以降は、女性の弁護士申請は認められなくなった。彼女の申請も承認されないはずであったが、ナチスの地区指導部に反して、高裁はこれを許可した。旅行中の長官の代理をした年長の部長が許可したのである。そこで、彼女は、1934年に、弁護士を開業した。例外的なことであり、これにより、政治的に職をえられない夫に代わって、敗戦まで家族を支えたのである。

1945年に、ヘッセンの制憲議会の議員、1946年から58年の間、ヘッセンの議員であった。1948年には、議会委員となり、ドイツ基本法の起草にかかわった。とくにドイツ基本法の平等規定の制定に功があり、基本法の生みの親の1人とされる。女権運動にも尽くした。ドイツ女性連盟 (Deutsche Juristinnenbund) のメンバーである。1986年、カッセルで亡くなった¹³⁵⁾。1956年に、連邦の功勞勲章をうけた。

135) DJB①, S.203ff.; Nachruf NJW 1986, 2301 (Ley Richard); Streitbare Juristen 1988, 427 (Meyer Birgit); Würdigung in Betrifft Justiz 1997, 158; Röwekamp ① Leben, S.395.

(e) クルメ (Elisabeth Krumme, 1897.10.6-1984.2.11)

クルメは、1897年に、生まれた。1923年に、裁判官となった。1929年に、エッセンのラント裁判所の裁判官。1948年に、ハムの高裁 (OLG) の裁判官、ケルン高裁の裁判官。1950年に、連邦裁判所 (BGH) の裁判官となった (カールスルーエの第4 刑事部)。最初の女性のBGHの裁判官であった。連邦憲法裁判所や、他の連邦の上告裁判所を通じて、上告裁判所の最初の女性裁判官でもある。1984年に、亡くなった¹³⁶⁾。

(f) ベーニッシュ (Theanolte Bähnisch, geb. Dorothea Nolte, 1899.4.25-1973.7.9)

彼女は、1899年に、Beuthen で生まれた。ミュンスター大学で法律学を学び、1922年に、レフェレンダー試験に合格。プロイセンで最初の女性の行政レフェレンダー (Verwaltungsreferendarin) となった。1926年から、ベルリン警察の中核で働いた。1927年に、法律家と結婚し、2 子を出産した。1930年に、メルセブルクの行政部理事、1931年に、Freiheit出版社を設立、結婚以後、生まれた姓を維持するために、名前とともに Theanolteを用いた。夫が地方長官をナチスにより免官となつてから、夫婦で、ベルリンにおいて弁護士をした。1946年に、ハノーバーで政府首相、ドイツの行政の歴史で最初の女性の長であった。1949年に、ドイツ女性の環 (Deutscher Frauenring) の会長、1959年に、ニーダーザクセン州の次官 (連邦への州代表) となった。1973年に、ハノーバーで亡くなった¹³⁷⁾。

(g) ブーリング (Emma Magdalene (Emmalene) Bulling, 1900.3.21-1959.7.31)

ブーリングは、1900年に、ブレーメンで生まれた。父も法律家であった。1920年から、哲学、法律学を、ハイデルベルク、ミュンヘン、Detmold、フライブルク (ブライスガウ) の各大学で学び、1925年に、第一次国家試験に合格、1927年に、エルランゲン大学で学位をえた (指導教授は Bernhard

136) Röwekamp① Leben, S.214; Lexikon, S.189f.

137) DJB①, S.209ff.; Röwekamp① Leben, 24; Juristinnen in Deutschland 1998, 197 (Fels Orla-Maria, Bähnischの娘である). Lexikon, S.36.

Küblerで、論文は Das Registerpfandrecht nach dem Entwurf eines Gesetzes betr. Einführung des Registerpfandrechts vom 30. Januar 1926, 1927. 未公刊)。1929年に、第二次国家試験に合格。ブレーメンで弁護士となった。1947年に、アメリカ占領軍政府から弁護士の資格をえた。同年、公証人、1950年に、後見裁判所の裁判官、1952年に、区裁判官、1953年に、ハンブルク高裁の裁判官、ブレーメンのラント裁判所の裁判官などをした。1959年に、ブレーメンで亡くなった¹³⁸⁾。

(h) ローマイヤー (Elsa-Brühnhild Lohmeyer, 1901.3.26-1994.9)

ローマイヤーは、1901年に、ポーゼンで生まれた。父は、企業主であった。1921年から、グライフスヴァルト、ベルリンの両大学で法学を学び、1927年に、第一次国家試験、1932年に、第二次国家試験に合格。1933年に、解雇された。弁護士となる。1953年に、ベルリンで裁判官となった。1954年に、ラントの社会裁判所の裁判官。1994年に、ベルリンで亡くなった¹³⁹⁾。

(i) シュヴァルトツハウプト (Elisabeth Schwarzhaupt, 1901.1.7-1986.10.29)

彼女は、1901年に、フランクフルト (マイン) で生まれた。父は、上級学事顧問官の Wilhelmであった。1922年に、アビトゥーアを取得し、フランクフルト大学で法学を学び、1930年に、第二次国家試験に合格、同年学位もえた (Fremdwährungsklauseln nach deutschem Schuldrecht)。1932年まで、フランクフルトの女性保護施設 (Rechtsschutzstelle für Frauen) で相談員となった。1932年に、ドルトムントとフランクフルトで補助裁判官。1933年に、ナチスによって解雇された。ベルリンのドイツ年金者連盟で働き、その後、ベルリンのプロテスタント教会の事務局で働いた。1947年に、フランクフルトに戻り、1953年までプロテスタント教会の外務部で働き、最後はプロテスタントの女性労働部の長や上級宗務院理事となった。1945年から、CDU の党员。1953年に、連邦議会議員。1961年から66年の間、アデナウアー政権の連邦健康省の大臣となった。ドイツの連邦大臣となった最初の女性であった。1965年に、連邦功労章の大十字章をうけた最初の女性でもある。1986年に、フランクフルトで亡く

138) Röwekamp① Leben, S.65.

139) Röwekamp① Leben, S.223.

なった¹⁴⁰⁾。

(j) ゲラー (Elisabeth Geller, 1901.6.25-?)

ゲラーは、1901年に、Adenauで生まれた。父は法律家であった。1921年にアビトゥーアを取得し、秘書。1923年から、マールブルク、ミュンヘン、フライブルク(ブライスガウ)、ボン各大学で法律学を学び、1927年に、第一次国家試験、1928年に、ボン大学で学位をえて(Die Haftung der offenen Handelsgesellschafter, 1928.未公開)、1931年に、第二次国家試験に合格。Wuppertal-Barmenの区裁判所で無償の勤務をした。1933年に、弁護士資格をえて、Wuppertal-Elberfeldで弁護士となった。ナチスに入党。

1946年に、Geraの法務部に勤務。1946年に、Wuppertalのラント裁判所の代理裁判官となった。1950年に、Wuppertalの区裁判所の裁判官。1966年に、引退した¹⁴¹⁾。

(k) ヘルドリッチ (Marie-Luise Eberth-Heldrich, geb. Biergans, 1903.1.24-1995.2.28)

エバース・ヘルドリッチは、1903年に、Landsberg am Lechで生まれた。父は、将校であった。1919年に、スイスでアビトゥーアを取得。1920年に、ドイツのアビトゥーアを取得。ハレ大学とミュンヘン大学で法律学を学んだ。1924年に、第一次国家試験に合格、1926年に、ミュンヘン大学で政治学博士となった(Das Wohnungswesen in einem ländlichen Bezirk, 1926)。1927年に、第二次国家試験に合格、1945年に、ミュンヘンの少年局、1947年に、バイエルの裁判官となった。1965年に、高裁裁判官(Oberamtsrichterin)。1967年に引退した。1995年に、ミュンヘンで亡くなった¹⁴²⁾。

(l) フォーグル (Annie Vogl, 1903.6.22-1964.8.20)

フォーグルは、1903年に、バーメンのPlan bei Tachauで生まれた。プラハ大学で法律学を学び、学位をえて、裁判官となった。心理学と教育学を学んだ。1938年に、解雇された。Reichenbergの女性のための社会・教育職の施設の創

140) DJB①, S. 213ff., Röwekamp① Leben, S.391.

141) Röwekamp① Leben, S.114.

142) Röwekamp① Leben, S.87.

設者である。1945年に、追放された。ニュルンベルク近郊の Gredingで、難民救済のための教育機関を設立した。1949年に、連邦難民省の理事官となった。1964年に、ボンで亡くなった¹⁴³⁾。

(m) ヨルク (Marion Gräfin Yorck von Wartenburg, 1904.6.4-?)

ヨルクは、1904年に、ベルリンで生まれた (Berlin-Grunewald)。父は、上級政府顧問官であった。1923年から、ベルリン大学で法律学を学び、1927年に、第一次国家試験に合格、1928年に、ブレスラウ大学で学位をえた (Gehört der Tarifvertrag ins öffentliche Recht? 1928)。1944年に、逮捕された。

1945年に、ベルリンの社会局の部門長となった。1947年に、第二次国家試験に合格。Moabitの刑事裁判所の裁判官となった。夫 (Peter Graf Yorck von Wartenburg) も法律家である¹⁴⁴⁾。著書に、Die Stärke der Stille, 1998 がある。

(n) シュヴァルツ (Johanna Runckel-Storch, geb. Schwarz, 1904.2.21-1995.10.20)

シュヴァルツは、1904年に、Hoyerswerda で生まれた。1926年から、ベルリン大学とゲッチンゲン大学で法律学を学んだ。1931年に、第一次国家試験、1933年に、第二次国家試験に合格し、ゲッチンゲン大学で学位をえた (Die Anerkennung ausländischer Staatsakte, 1933. 未公刊)。1945年に、マールブルクで区裁判官となった。1995年に、Goslarで亡くなった¹⁴⁵⁾。

(o) コルデス (Maria Cordes, 1905.9.3-1993)

コルデスは、1905年に、ハンブルクで生まれた。父は、プロテスタントの牧師であった。1926年から、ライプツヒ大学で法律学を学んだ。1929年に、第一次国家試験に合格、1931年に学位をえて (Die derogatorische Kraft des Reichsrechts gegenüber dem Landesrecht, 1931.未公刊)、1934年に、第二次国家試験に合格。同年、ナチスの法律家連盟に加入 (nationalsozialistischer Rechtswahrerbund, NSRB)。1934年に、弁護士の許可をえて、ドレスデンで弁護士となった。女性でも、ナチスに入れば、弁護士になれた例である。

戦後の1946年に、Radebergの区裁判所で、名誉職の裁判官。同年から、

143) Köbler, Wer war wer (前注97) 参照)。

144) Röwekamp① Leben, S.444.

145) Röwekamp① Leben, S.330.

Klotzsche の都市議員 (民主自由党)、1947年に公証人となった。1993年に、ライプチヒで亡くなった¹⁴⁶⁾。

(p) ライマー (Hedwig Maier-Reimer, geb. Reimer, 1905.1.20-?)

ライマーは、1905年に、ベルリンで生まれた。父は、司法顧問官であった。1924年に、保護司の教育をうけた。1926年に、ベルリンの養護施設の教員となった。1927年に、プロイセンの文化省の英才試験 (Begabtenprüfung) に合格 [大学入学資格の代替試験]、ベルリン、ハイデルベルクの両大学で法律学を学んだ。1931年に、第一次国家試験に合格、ベルリン大学の助手となり、1933年に、学位をえた (Staatliche Einwirkungen auf Geldforderungen, 1933.未公開)。1935年に、第二次国家試験に合格。ベルリンのカルテル行政事務所 (Kartell-Verwaltungsbüro) に勤務、1939年に、弁護士代理、1945年に、チュービンゲンの占領問題のための研究所で、翻訳者、研究員となった。1955年に、チュービンゲンの裁判官、1960年ごろ、シュトゥットガルトの高裁の裁判官となった。1969年に、コブレンツの国際仲裁裁判所の裁判官 (1979年まで)。1970年に引退した¹⁴⁷⁾。

Empfiehl es sich Gründe und Folgen der Ehescheidung neu zu regeln?
1970.

(q) レーヴィ (Käthe Manasse-Loewy, geb. Loewy, 1905.2.7-1994.7.2)

レーヴィは、1905年に、ベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1924年から、法律学と国民経済学を、フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、ボンの各大学で学び、1928年に、第一次国家試験に合格、1930年に、ベルリン大学で学位をえた (Die Vermutung, 1931)。1932年に、第二次国家試験に合格したが、1933年に休職となる。ベルリンの弁護士事務所で補助員となった。1938年に、パレスチナに亡命し、語学教師となった。1949年に、ハンブルクの社会局の学術職員となった。1952年に、ハンブルクのラント裁判所の裁判官。1962年に、ラント裁判所の部長、1973年に、引退した。1994年に、ハンブルクで亡くなった¹⁴⁸⁾。

146) Röwekamp① Leben, S.72.

147) Röwekamp① Leben, S.232.

(2) 以下の世代では、戦前は、ほぼ弁護士かその補助員の経験しがなく、戦後、裁判官となった者が多い。戦後は、しばしば、連邦裁判官を輩出した世代でもある¹⁴⁹⁾。(n)ツヴァイアーのように、2006年まで存在したバイエルン最高裁の裁判官となった者もいる(【法実務家】248頁参照)。

(a) シェーリング (Anne-Gudrun Meier-Scherling, 1906.7.26-2002.1.26)

シェーリングは、1906年に、Stendal/Altmark で生まれた。父も裁判官であった。フライブルク、キール、ベルリンの各大学で法律学を学び、1931年に、ベルリン大学で学位をえて弁護士となり、1933年に、弁護士の Heinz Meier と結婚した(同人は、ソ連に抑留中に死亡)。戦後の1950年に、東ドイツから、西側に移った。ドルトムントのラント裁判官、ハムの高裁の裁判官をして、1955年に、設立されたばかりの連邦労働裁判所の最初の女性裁判官となり、1971年に引退した。2002年に、カッセルで亡くなった¹⁵⁰⁾。

(b) シュミット (Charlotte Schmitt, 1909-1989)

彼女は、1909年に、ベルリンで法律家の家系に生まれた。父も法律家であった(のちに、ハム高裁の部長)。ベルリン大学で、生物学と哲学を学んだ後、法律学を学び、1936年に、第一次国家試験に合格、1940年に、第二次国家試験に合格し、職能団体で働いた。戦後の1946年に、Berlin-Weißenseeで、弁護士事務所に勤めた。西ベルリンに越して、行政職。1952年に、ラント裁判所の裁判官となり、1953年に、連邦行政裁判所の最初の女性裁判官となった。1958年に、ドイツで最初のその女性部長裁判官となった。夫も裁判官 R.Schmittである。1989年に、ベルリンで亡くなった¹⁵¹⁾。

(c) クリュウガー (Gerda Krüger-Nieland, 1910.6.22-2000.9.23)

クリューガー・ニーラントは、1910年に、ブレーメンで生まれた。父は、裁判官であった。ライプツヒ大学で法律学を学び、1933年に、第一次国家試験、

148) Ehemann Jurist (Fritz Manasse); Röwekamp① Leben, S.236.

149) 戦後の女性の連邦裁判官については、包括的に別稿で扱う予定である。本稿は、必ずしも網羅的なものではない。

150) Röwekamp① Leben, S.251.

151) Lexikon, S.319f.; Röwekamp① Leben, S.366.

1938年に、第二次国家試験に合格し、法律顧問となった。1939年に、弁護士代理。1946年に、弁護士の資格をえた。1951年に、BGH の裁判官となった。2人目の女性裁判官である。1965年に部長判事となった。2000年に、カールスルーエで亡くなった。専門は、著作権法である¹⁵²⁾。

25 Jahre Bundesgerichtshof am 1. Oktober 1975 (hrsg.), 1975.

(d) ルップ・フォン・ブリュネック (Emmi Agathe Karola Margarete Wiltraut Rupp-von Brünneck, 1912.8.7-1977.8.18)

彼女は、1912年に、ベルリンで生まれた (Berlin-Lankwitz)。ベルリン、ケーニヒスベルク、ゲッチンゲン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学び、1938年に、第一次国家試験に合格。「ライヒ研修」(Reichsarbeitsdienst)に入った(航空伝令 Flugmelderin)。1939年から41年の間は、国防軍の航空伝令 (Flugmelderin) となった。1941年に、ベルリン大学に戻り、学術研究員。1943年から、ライヒ司法省で、試補および参事官となった。1945年から46年に、Sangershausen の区裁判官、Merseburg のラント裁判官。1947年に、ヘッセンの司法省に移った。1953年に、ヘッセンの州政府の参事官や管理官をした。1963年に、カールスルーエの連邦憲法裁判所の裁判官となった。1983年に、著作集「憲法と責任」(Verfassung und Verantwortung)を公にした。法律家で連邦憲法裁判所の裁判官のHans Rupp と結婚した。1977年に、カールスルーエで亡くなった¹⁵³⁾。

Die Verfassung des Landes Hessen, 1954.

Die Grundrechte im juristischen Alltag, 1969.

(e) Marie-Luise Hilger, 1912.8.17-1996.12.25

ヒルガーは、1912年に、ブレーメンで生まれた。1932年から、ハイデルベルク大学で法律学、国民経済学を学び、1933年には、ロンドンに研究滞在した。1936年に、キール大学で法律学を学び、1937年に、第一次国家試験に合格し、キール大学の助手。1939年に、ベルリン大学の Siebert の助手。1939年に、キー

152) Röwekamp① Leben, S.211; Würdigung GRUR 1980, 511 (Oppenhoff Walter); Nachruf NJW 2001, 206 (Erdmann Willi).

153) Lexikon, S.303; Juristinnen in D., S.231ff.

ル大学で学位をえた。

1952年に、ハイデルベルク大学とゲッチンゲン大学で講義をもった。1959年に、連邦労働裁判所の裁判官。1962年に、ゲッチンゲン大学の私講師もした。1973年から、連邦労働裁判所の部長裁判官となった。1996年に、亡くなった¹⁵⁴⁾。

(f) ガイサー (Maria Elisabeth (Marielies) Geysler, 1912/11/6-2008.6.26)

ガイサーは、1912年に、ヴェストファーレンのミュンスターで生まれた。2008年に、ミュンヘンで亡くなった。法律学を学び、1935年に、第一次国家試験、1939年に、第二次国家試験に合格、1939年に、外国為替監視、労働管理の職につく。1945年に、ミュンヘンの社会福祉局、1955年に、連邦社会裁判所の研究員、政府顧問官、1960年に、ノルトライン・ヴェストファーレンのラント社会裁判所の裁判官、1965年に、連邦社会裁判所の裁判官となった。1977年に裁判長。1980年に引退した。専門は、行政法と社会法である。連邦社会裁判所では、二人目の女性裁判官であり(最初は、Monika Schwarz)、女性裁判長である¹⁵⁵⁾。

(g) ドンネップ (Inge Donnepp, 1918.12.13-2002.7.31)

ドンネップは、1918年に、Unnaで生まれた。父は、弁護士であった。1937年から、英語とフランス語をハイデルベルクの通訳学校で学んだ。ベルリンとロシュトックの両大学で法律学を学び、1941年に、第一次国家試験、1947年に、第二次国家試験に合格。弁護士事務所に勤めた。1954年に、ミュンスターの社会裁判所の裁判官。1957年に、SPD に加入し、1975年から、ノルトライン・ヴェストファーレン州のラント議会議員、1978年に、州の司法大臣となった。1983年に、大臣の職を退き、1985年に、ラント議会の職も退いて、引退した。2002年に、Unnaで亡くなった¹⁵⁶⁾。

154) 祝賀論文集がある。Festschrift für Marie Luise Hilger und Hermann Stumpf (hrsg. v. Dieterich Thomas/Gamillscheg Franz/Wiedemann Herbert) 1983. 顕彰記事として、Würdigung RdA 1992, 334 (Gamillscheg Franz), Arbeit und Recht 1997, 72 (Dieterich Thomas); Röwekamp ① Leben Juristinnen, 2005, S.137.

155) Köbler, Wer war wer(前注97)参照)。

(h) コーライス (Annelises Kohleiss, geb.Bergmann, 1919.11.12-1995.6.6)

彼女は、1919年に、Kaiserslauternで生まれた。父は、牧師であった。国民経済学を学び、1942年に、ミュンヘン大学を卒業し、学位をえた。師は、Fritz Terhalleであった。さらに、法律学を学び、1949年に、ハイデルベルクで、第二次国家試験に合格した。1950年に、Wolfgang Kohleiss (1908 - 1966) と結婚した。夫は、バーデン・ヴュルテンブルクの司法試験委員会の長であった。1951年に、シュトゥットガルトで、ラント保険局の試補となった。1967年に、ドイツ女性学識者連盟 (Deutscher Akademikerinnenbund) に加入した。社会学の専門家であることから、多くの団体に係わり、年金法上の女性の社会的自律や女性の寡婦給付や離婚法に係わった。1967年に、著書 < Ist das sozial? > を公刊した。

1970年に、バーデン・ヴュルテンブルクのラント社会裁判所の部長となり、年金保険の部の長となった。1977年に、「女性と寡婦の社会保険の改革委員会」に属した。1973年に、ドイツ女性法律家連盟 (DJB) に加入し、1977年には、その連邦理事会の長となった。ほかにも、多くの組織に係わったが、1984年に、退職した。その後も活動を続けた (Deutscher Frauenrat)。1995年に、Rheinfelden で亡くなった¹⁵⁷⁾。

業績として、Sie heiratet ja doch. Ehe und soziale Sicherheit der Frau gestern heute und morgen, 1983.ほかに、演説集がある。

(i) Margarete Deutsch, 1919.12.3-2012.4.26

ドイチュは、1919年に、デュッセルドルフで生まれた。法律学を学び、第一次国家試験、第二次国家試験に合格し、ノルトライン・ヴェストファーレンの司法職についた。ラント労働裁判所の首席裁判官となった。2012年に、デュッセルドルフで亡くなった¹⁵⁸⁾。

156) Röwekamp① Leben, S.79.

157) DJB①, S.235ff.

158) Köbler, Wer war wer (前注97) 参照)による。Helene Deutsch (1884.10.9-1982.3.29) については、DBE Bd.(1995), S.505. こちらは、オーストリアのガリツィアで生まれた精神分析医である。フロイト (1856-1939) の助手となり、女性心理学の先駆者となっ

(j) ダールマン (Barbara Just-Dahlmann, 1922.3.2-2005.7.27)

ダールマンは、1922年に、ポーゼンで生まれた。1939年から、ブレスラウ大学で、文献学、哲学と歴史を学び、1941年から、フライブルク (ブライスガウ) 大学で法律学を学んだ。1943年に、第一次国家試験に合格し、フライブルク大学で助手。学位をえた。1948年に、第二次国家試験に合格し、裁判官となった。1979年に、マンハイムで上級検察官となった。1980年に、区裁判所の所長。2005年に、マンハイムで亡くなった。専門は、ユダヤ学である¹⁵⁹⁾。

Tagebuch einer Staatsanwältin, 1979, 4. A. 1979.

Simon, 1980, 2. A. 1981.

Aus allen Ländern der Erde, 1982.

Und er sprach zu den Richtern: Sehet zu was ihr tut, 1983.

Der Kompass meines Herzens, 1984.

Begegnungen mit Israel, 1984.

Die Gehilfen - NS-Verbrechen und die Justiz nach 1945, 1988.

Der fehlende Registrierschein 1986.

(k) ニーマイヤー (Gisela Niemeyer, 1923.9.25-2012.2.7)

ニーマイヤーは、1923年に生まれ、1977年から1989年、連邦憲法裁判所の裁判官となった。連邦憲法裁判所では、3人目の女性裁判官であった。2012年に、亡くなった¹⁶⁰⁾。

(l) ガイガー (Gisela Geiger-Nietsch, 1927.2.21-2013.3.9)

ガイガーは、1927年に、ドレスデンで生まれた。1946年から、ライプチヒ、ベルリン自由大学で、法律学を学んだ。1950年に、第一次国家試験、1954年に、ベルリンの宮廷裁判所で第二次国家試験に合格。1954年に、弁護士となった。1955年にベルリンで、社会裁判所の裁判官となった。1961年に、ヘッセン州の社会省で、政府顧問官、上級政府顧問官。1966年に、フランクフルト (マイン) の社会裁判所の裁判官。ヘッセンのラント社会裁判所の裁判官、1975年に、連

た。1935年に、アメリカに亡命し、1982年に、アメリカで亡くなった。

159) Röwekamp① Leben, S.163.

160) Köbler, Wer war wer(前注97) 参照)。

邦社会裁判所の裁判官。1989年に、引退した。2013年に、亡くなった¹⁶¹⁾。

(m) コーリッツ・ドールマン (Adelheid Koritz-Dohrmann, 1935-1999.10.17)

彼女は、1935年に、ベルリンで生まれた。ベルリンのフンボルト大学で学び、1964年に、弁護士となった。1975年に、公証人となった。女性法律家連盟の理事。1999年に、ベルリンで亡くなった¹⁶²⁾。

(n) ツヴァイアー (Marianne Zweier, 1931.6.8-2008.6.29)

ツヴァイアーは、1931年に生まれた。法律学を学び、第一次国家試験、第二次国家試験に合格。1959年に、ミュンヘン大学で学位をえて (Untersuchungen über die Vortat der Begünstigung, 1959)、バイエルンの司法職についた。バイエルン最高裁の裁判官となった (Bayerisches Oberstes Landesgericht)。2008年に、亡くなった¹⁶³⁾。

(o) リムバッハ (Jutta Limbach, geb.Ryneck, 1934.3.27-2016.9.10)

リムバッハは、1934年に、ベルリンで生まれた。祖母の Elfriede Ryneck は、ワイマール共和国の国民議会とライヒ議会で、SPD の議員であった。父の Erich Ryneck (1899-1976) は、1946年から48年、東ベルリンの Pankow 区の区長であった。のち西ベルリンに引っ越した。高等女学校をでて、教師となったが、法律学を学び、1958年に、第一次国家試験に合格し、1962年に、第二次国家試験に合格した。同年、SPD に入り、1963年から66年まで、ベルリン自由大学の法律学の研究員 (akademische Rätin)、1966年に、法社会学者の Ernst Eduard Hirsch の下で、合同会社の論文で博士の学位をえた (Theorie und Wirklichkeit der GmbH, =Die empirischen Normaltypen der GmbH und ihr Verhältnis zum Postulat von Herrschaft und Haftung, Duncker & Humblot, 1966)。法律家の Peter Limbach と結婚し、1970年に、Benjamin Limbach (のちにノルトライン・ヴェストファーレン州の法律専門大学長、同州の法曹教育の中央局長) を産んだ。1971年に、ハビリタチオンを取得した。

161) 顕彰記事がある。Würdigung NJW 11/2007, XVIII.

162) DJB①, S.241ff.

163) Köbler, Wer war wer(前注97) 参照)。バイエルン最高裁については、【法実務家】248 頁。

1972年に、ベルリン自由大学の教授、1982年に、ブレーメン大学の客員教授、1987年に、連邦家族省の家族問題の学術顧問団のメンバーとなる。1992年と93年に、連邦議会と連邦参議院の合同憲法委員会のメンバーとなった。

Walter Momper がベルリン市議会選挙で勝利をおさめたことから、州の司法大臣となった。1990年の東ドイツの解体をはさんで、1994年まで、この職にあった。旧東ドイツとの国境での越境に対する発砲事件については、刑事訴訟する見解に賛同した。

1994年に、連邦憲法裁判所の副長官、第2部の部長裁判官となった。同年、Roman Herzogの後任として、長官となった。2002年に、定年。2002年から2008年は、ゲーテ・インスティテュートの会長となった。2003年から、ナチスに収用された文化財の返還に関する諮問委員会の長。2016年に、ベルリンで亡くなった。

1998年に、オーストリア共和国の大金字名誉勲章をうけ、2002年に、連邦政府から、連邦功労賞をうけた。バーゼル、ロツテルダム、ロンドン、ヨーク、ブレーメンなどの諸大学から名誉博士号をうけた¹⁶⁴⁾。

Gemeinsame Sorge geschiederner Eltern, 1988.

Familie ohne Ehe (hrsg.), 1988.

Der aufhaltsame Aufstieg der Frauen in der Wissenschaft, 2.A., 1995.

Die deutschen Verfassungen (hrsg.Limbach, Roman, Dieter), 1999.

Im Namen des Volkes -Macht und Verantwortung der Richter, 1999.

Das Bundesverfassungsgericht, 2001.

(P) シュルフター (Ellen Schlüchter, 1938.4.26-2000.8.21)

シュルフターは、1938年に、ベルリンで生まれた。1958年から、フランクフルト(マイン)大学で法律学を学び、1963年に、第一次国家試験、1967年に、第二次国家試験に合格。1967年から74年、裁判官と検察官をした。1976年に、チュービンゲン大学で学位を取得し(Der Grenzbereich zwischen Bankrottdelikten und unternehmerischen Fehlentscheidungen, 1977)、1982年に、

164) Köbler/Peters, Who's who im deutschen recht, 2003, S.411; Deckenbach, Jutta Limbach: eine Biografie. Droste, 2003.

同大学でハビリタチオンを取得 (Irrtum über normative Tatbestandsmerkmale im Strafrecht, 1983)。1984年に、ケルン大学で正教授となった。1987年に、ヴェルツブルク大学教授、1995年に、ボーフム大学教授。2000年に、ボーフムで亡くなった。専門は、刑法、刑訴法である¹⁶⁵⁾。

Das Strafverfahren 1983.

Mittlerfunktion der Präjudizien, 1986.

Zweites Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität, 1987.

Kernwissen Strafprozessrecht, 1995, 2. A. 1995, 3. A. 1999.

Strafprozessrecht in aller Kürze, 1997, 2. A. 1999.

Strafrecht Allgemeiner Teil in aller Kürze, 1997, 2. A. 1998, 3. A. 2000.

(q) キルヒナー (Erika Reischauer-Kirchner, 1939.5.14)

キルヒナーは、1939年に、ケルンで生まれた。ボン大学とミュンヘン大学で法律学を学び、1964年に、第一次国家試験、1969年に、第二次国家試験に合格、フランクフルト (マイン) で弁護士となった。1973年に、裁判官。1986年に、Birkenfeldの区裁判所の所長。1988年に、ラインラント・ファルツ州の司法省の広報官。1990年に、コブレンツの高裁の裁判官。再統一後の1991年に、Gotha/Thüringenの区裁判所の裁判官。1993年に、Gera (Thüringenの東部) の区裁判所とラント裁判所の所長。これらは、東側の裁判手続の視察と統一のための後援作業である。1996年に、ラインラント・ファルツ州の司法省の次官。FDPの党員¹⁶⁶⁾。

(r) ザイベルト (Helga Seibert, 1939.1.7-1999.4.12)

ザイベルトは、1939年に、カッセル近郊の Witzenhausen で生まれた。1960年から、通訳学校で英語とフランス語を学び、マールブルクとベルリンの各大学で、法律学を学んだ。1964年に、第一次国家試験に合格し、Johns Hopkins

165) 祝賀論文集 Freiheit und Verantwortung in schwieriger Zeit, Festgabe, (hrsg. v. Duttge Gunnar) 1998, 追悼論文集 Gedächtnisschrift (hrsg. v. Duttge Gunnar), 2002. がある。追悼記事として、Nachruf NJW 2000, 3335 (Zieschang Frank).

166) Köbler, Wer war wer (前注97) 参照)。Johanna Kirchmann (1889-1944) については、DBE Bd.5 (1997), S.552.

大学の国際学部のポーロニア・センターで1年学び、1966年から67年、エール大学で学んだ。1970年に、第二次国家試験に合格し、同年に、SPDの連邦議会会派の法務部で働いた。ついで、連邦憲法裁判所の共同研究員となり、1974年から1989年まで、司法省で働いた。1989年に、連邦憲法裁判所の裁判官となった。5人目の憲法裁判所の女性裁判官であった。1998年に、健康上の理由で退職した。憲法裁判所の第一部に属したが、同部は、家族法の専門部であった。嫡出子と非嫡出子の平等や非嫡出子と母との関係、性転換後の名前の変更などの憲法上の判断をした。1999年に、フリッツ・バウアー賞をうけた。1999年に、ミュンヘンで亡くなった¹⁶⁷⁾。

(s) ライネッケ (Birgit Reinecke, 1944.4.8-2013.5.14)

ライネッケは、1944年に生まれた。法律学を学び、第一次国家試験、第二次国家試験に合格。1997年に、連邦労働裁判所の裁判官となった。2009年に退職。2013年に、ベルリンで亡くなった (Berlin-Zehlendorf)¹⁶⁸⁾。

(t) ヴェスラウ (Edda Weßlau, 1956.9.9-2014.4.12)

彼女は、1956年に、ニーダーザクセン東部の Wolfsburg で生まれた。1977年から、ハンブルク大学で法律学を学び、Gerhard Fezerの下で、刑法と刑事学の共同研究員となった。Demokratie und Recht (DuR) の編集に携わり (この雑誌には、SPDのFrank-Walter Steinmeier (現大統領) と Brigitte Zypries も携わった)、憲法擁護の立場である。法律誌 Kritische Justiz の編集にも携わった。1988年に、学位をえて、1994年に、ハピリタチオンを取得した。1995年に、ブレーメン大学の刑法の教授、2005年から、法学部長。2007年から2011年に、ブレーメンの国家裁判所の裁判官。2009年から、ヨーロッパ法政策センター (Zentrums für Europäische Rechtspolitik, ZERP) の所長。2014年に、ブレーメンで亡くなった¹⁶⁹⁾。

167) 顕彰記事として、Würdigung NJW 1999, 1840 (Limbach Jutta); Zeitschrift für das gesamte Familienrecht 1999, 909 (Schwab Dieter); DJB①. S. 245 ff.

168) Köbler, Wer war wer (前注97) 参照)。また、Sophie Reinecke (1745-1788) については、DBE Bd.8 (1998), S.215.

169) Streitbare Juristinnen, S.539.

(Jens von Wedel と共著) Ein Toter von Amts wegen?: Die Verstrickung des Verfassungsschutzes in den Mordfall Ulrich Schmücker. Initiative für einen neuen Schmücker-Prozess, 1980 u.1981.

Vorfeldermittlungen - Probleme der Legalisierung „vorbeugender Verbrechensbekämpfung“ aus strafprozessrechtlicher Sicht, 1989. (学位論文)

Das Konsensprinzip im Strafverfahren - Leitidee für eine Gesamtreform?, 2002, ; 2. Aufl. 2003.

(u) ブムケ (Ulrike Bumke, 1958.2.11-2016.2.20)

ブムケは、1958年に生まれた。法律学を学び、1995年に学位をえた (Die öffentliche Aufgabe der Landesmedienanstalten, 1995)。1998年に、ベルリン・ブランデンブルクの行政高裁の裁判官、2007年に、連邦行政裁判所の裁判官。2016年に亡くなった。まだ、58歳であった。最後のライヒ大審院長のブムケとの関係は不明である¹⁷⁰⁾。

(3) 以下の者は、比較的著名な弁護士や政治家である。

(a) ハックス (Susanne Hacks, ca.1930-?)

ハックスは、1930年ごろ生まれた。1973年に、ドイツ自動車クラブ (ADAC) の弁護士。

Hacks Susanne/Ring Ameli/Ring Peter, Schmerzensgeld-Beträge, 1. A. 1957, 22. A. 2004, 25. A. 2007.

Hacks Susanne/Wellner Wolfgang/Häcker Frank, Schmerzensgeld-Beträge 32. A. 2014.

(b) フラーメ (Marlies Vowinckel, geb.Flamme, ca.1938-2009.3.9)

1938年ごろ生まれ、2009年に、フランクフルト (マイン) で亡くなった。

(c) ヒンリヒセン (Silke Hinrichsen, 1957.2.5-2012.3.8)

ヒンリヒセンは、1957年に、フレンスブルクで生まれた。1976年から、コペ

170) Köbler, Wer war wer(前注97) 参照)。

ンハーゲン、キールの各大学で法律学を学び、1982年に、第一次国家試験に、1986年に、第二次国家試験に合格し、弁護士となった。とくに家族法が専門であった。2000年から2005年と、2009年に、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のラント議会議員であった。2012年に、病気のため亡くなった¹⁷¹⁾。

V むすび－歴史上の女性と専門職

以下は、歴史上名高い女性の学者や専門職である。とくに1 (5) は、法律家ではないが、ユダヤ系としてナチスに迫害された点は、多くの女性法律家と共通している。ほかにも、前述のアンナ・ギールケのような教育学者は、女子教育との関係で、法律家に先行している。

医学の分野は、比較的古くから差別が少なく、女性の高等教育も早かった。この点は、ユダヤ系の差別とも共通している。身分よりも、能力が重視されたのである。さらに、作家、著述家、芸術家（ピアニスト、画家、歌手）には古くから、比較的新しくはジャーナリストに、多くの著名な女性が存在する。専門家としての能力は、客観的に出るからである。

1 学 者

(1) ビルクハイマー (Charitas Pirckheimer, 1467.3.21-1532.8.19)

彼女は、1467年に、Eichstätで、裕福な上級市民の家系に生まれた。9人兄弟の中には、人文学者で画家のDürerの友人がいる。ともに教育をうけた。12歳で、ニュルンベルクの修道院 St.Klaraに入った。1483年ごろ、ラテン語の知識が優秀なことから、修道院学校の教師となった。1503年に、女子修道院長となった。1496年から、当時の著名人である人文主義者の S.Tucher、エラスムスなどと活発に手紙の交換をした。その卓越したラテン語の才能から、virgo docta (学識ある女性) の名をうけた。1524年から28年に、Denkwürdigkeiten (記憶に値すること) をまとめた。宗教改革 (1517年から)

171) Jahn, Bruno, Biographisches Handbuch der deutschen Politik, 2004, S.309.

時のニュルンベルクで、宗教的な対立を詳しく描写した。人文主義の影響を受けたが、宗教改革には反対であった。兄弟やメランヒトンの援助により、彼女の修道院は、ニュルンベルク市のプロテスタント評議会による世俗化を免れた。しかし、1525年後は、新たな修道女が入らないことから、修道院は消滅した。1532年に、ニュルンベルクで亡くなった¹⁷²⁾。

(2) モラータ (Olympia Fulvia Morata, 1526-1555.10.26)

彼女は、1626年に、イタリアのフェラーラで生まれた。修辞学や詩学の教授の娘であり、フェラーラ公のエステ家の家族の宮廷で、公女のコンパニオンとして育った。ドイツの人文主義者 K.Sinapius から、ラテン語、ギリシア語、哲学、文学を学んだ。早くから聡明で、15歳で、キケロの *Paradoxa Stoicorum* を講じることができた。ローマの異端審問所に対して、プロテスタントの告白をしたことから、フェラーラの宮廷を追われた。1550年に、ドイツの医師で人文主義者の A.Grundler と結婚した。夫の故郷の Schweinfurt で、ラテン語で、女性が教育や人の使命を論じる2巻の対話集 (Dialogue) を書いた。1554年に、皇帝軍により町が破壊されたことから、ハイデルベルクに越した。夫は、そこで医学の教授となり、彼女も、初めてのギリシア語の女性大学教師として公式に講義をする予定であったが、1555年に、亡くなった。poeta docta は、1558年に、発刊された。対話集のほか、詩、論文、手紙がある¹⁷³⁾。

(3) シュールマン (Anna Maria van Schurman, 1607.11.5-1678.5.14)

彼女は、1607年に、ケルンで生まれた。フランドルのプロテスタントの家系であった。カトリックのケルンだけでなく、ユトレヒトでも暮らした。兄弟とともに、ラテン語の教育を受け、当時の博識主義の影響から、10もの外国語を習った (アラビア語、シリア語、ギリシア語、ヘブライ語など)。哲学と神学、数学、自然科学、芸術と音楽も習った。父の教育が主であった。1636年に、ユ

172) Lexikon, S.281f 中世の著名な女性については、Shahar, *Die Frau im Mittelalter* (übers. Achlama), 1981. ただし、多数になるので、網羅的には立ち入らない。

173) Lexikon, S.246.

トレヒト大学が創設されたときに、当時、彼女は、市の最大のラテン語学者であり、10番目のミューズ(9柱とされる)、オランダのサッホーと呼ばれていたことから、祝賀詩を編んだ。彼女は、プロテスタントの神学の勉学を望んだが、女であるとして、入学はかなわなかった。例外として、講義室の中の覆われた小部屋で、(とくにデカルトに関する)講義を聴いた(デカルトとユトレヒトの神学教授ヴォエティウスとの論争が著名である)。1638年に、ラテン語の本 *Amica dissertatio* を公刊した。同書は、その後、しばしば女性でも学問をなしうることの証拠とされた。1660年代には、保守的なカルヴァン派の会派(J.de Labadie)に傾倒した。1678年に、オランダで亡くなった¹⁷⁴⁾。

(4) シュレッツァー (Dorothea Schlözer, 1770.8.10-1825.7.12)

彼女は、1770年に、ゲッチングェンで生まれた。父は、歴史家で教授の August Ludwig であった。年少の時から、包括的な教育をうけた。幼い時から利発で、語学に堪能で、数学、鉱物学、歴史、考古学、哲学の知識を有した。ゲッチングェン大学は、彼女に、1787年に、女性としてドイツで最初の哲学博士の学位を付与した。しかし、女性であることから、祝賀の学位授与式に参加できず、アカデミックな道にも進めなかった。1792年に、15歳年長のリューベックの商人で評議員の M.Rodde と結婚した。1810年に、夫が破産したことから、自分の相続財産で生活することを余儀なくされた。1825年に、フランスのアヴィニオンで亡くなった¹⁷⁵⁾。

(5) ヒンツェ (Hedwig Hintze, 1884.2.6-1942.7.19)

彼女は、1884年に、ミュンヘンで生まれた。父は銀行家であり、彼女も洗礼をうけたユダヤ人であった。1901年に、フランス語の教員の国家試験に合格、1904年から、ミュンヘン大学の聴講生となった。1910年に、ベルリン大学で、ゲルマニスティック、歴史、国民経済学を学んだ。1912年に、師であり、23歳

174) Lexikon, S.331.

175) Lexikon, S.318. シュレッツァーと、後注178)のエルクスレーベンについて、屋敷二郎「二人のドロテア」一橋論叢123巻4号635頁以下参照。

年長の歴史家 Otto Hintzeと結婚した。1923年に、学位をえて（学位指導は、F.Meinecke）、1928年に、歴史学の領域でハビリタチオンを取得した最初の女性となった（*Staatseinheit und Föderalismus im alten Frankreich und in der Revolution*）。その歴史観は、左派リベラリズムであった。私講師となったが、1933年に、ナチスにより教職を追われた。1935年まで、ロックフェラー財団の奨学金や他の手当をえて、フランスで活動した。1939年に、年長で亡命できない夫をおいて（ナチスの定義では、ユダヤ人と婚姻した者もユダヤ人とされる）、オランダに亡命した。ロッテルダムのアメリカ領事がビザを発給しなかったことから、ニューヨークでの講義は実現しなかった。1942年に、経済的、精神的状況が悪化し、同年に、オランダ、ユトレヒトで亡くなった。

1975年に、その学問的業績が再評価され、1998年に、ハビリタチオン論文は新たに出版された。1998年に、ドイツの歴史家連盟は、後援賞に、ヒンツェの名前を冠する決定をした¹⁷⁶⁾。

Friedrich Kessler (1901-1998) は妻がユダヤ系のことから、1934年に、アメリカに亡命した。亡命法学者には、こうした近親者の出自を理由とするものもある（独法109号102頁）。

2 医 者

(1) サラ (Sara, 1385-1445)

サラは、ヴェルツブルクのユダヤ人医師 Salkmann に、当時の治療法を習った。実務と理論の教育の後、ヴェルツブルクの都市評議会から、Salkmannの助手となることを公式に認められた。1419年に、彼女は、ヴェルツブルクの司

176) Lexikon, S.152f. ナチスの定義では、「ユダヤ人」の定義は広く、「ユダヤ人」と婚姻した者も「ユダヤ人」とされた。実存主義学者のヤスパース (Karl Theodor Jaspers, 1883.2.23 - 1969.2.26) は、妻がユダヤ人であったことと、ナチスに反対したことから大学を追われ、強制収容所に連行される寸前、住所地のハイデルベルクがアメリカ軍に占領されたことによって、連行を免れた。トーマス・マンも亡命した。これに対し、ハイデッガー (Martin Heidegger, 1889.9.26 - 1976.5.26) は、ナチスに入党したことから、戦後、教職を禁じられ、大学への復職は、1949年であった。

教 Johannes II から、Salkmannの後継者とされ、ドイツで最初のユダヤ人女医となった。1422年に、司教が、ユダヤ人共同体の者を逮捕したときには、高額的身代金を払って、その解放をえた。彼女は、取得した全財産をこうした解放のために使用し、ヴェルツブルクを去った。1445年ごろ、亡くなった¹⁷⁷⁾。

(2) エルクスレーベン (Dorothea Erxleben, 1715.11.13-1762.6.13)

彼女は、1715年に、Quedlinburg で生まれた。父は、Christian Polycarpで、彼女は、兄とともに語学と自然科学を父から教わった。実務的な医術の経験は、父とともにする往診によってえた。兄と同時に、ハレ大学で、勉学する機会をえようとしたが、女性として認められなかった。1738年に、<<Gründliche Untersuchung der Ursachen, die das weibliche Geschlecht vom Studien abhalten>> (女性が勉学を妨げられる原因の研究)を公刊した。これは、250頁の論文で、女性の勉学に対する男性の優位を打ち破ることを示唆するものであった。Quedlinburg のギムナジウムの校長が彼女のラテン語の能力に感銘して、彼女に勧めたことから、彼女は、1740年に、プロイセンの国王に、医学試験の受験を許すよう手紙を送った。1年後、Friedrich 2世(大王)は、女性の受験を認めた。しかし、彼女は、牧師で、5人の子持ちの Johann Christian Erxlebenと結婚した。家事のほか、医学の勉学をし、多くの患者からも医学上の意見を求められた。しかし、地域の医師の反感をかい、彼らは、彼女を告訴した。1754年に、博士論文(Academische Abhandlung von der gar zu geschwinden und angenehmen, aber öfters unsichern Heilung der Krankheiten)を書いた。同年、彼女は、ハレ大学の医学部の口述試験に合格した。1754年に、彼女は、ドイツで最初の女性の医学博士となった。死亡まで8年間、多くの実務をなした。1762年に、Quedlinburg で亡くなった。彼女の息子は、マールブルク大学の法学教授となった¹⁷⁸⁾。

177) Lexikon, S.308.

178) Lexikon, S.100f.前注175) 参照。簡単には、Hirsch, Erxleben, Dorothea, ADB 6 (1877), S.334f.; Buchheim, Erxleben, Dorothea, NDB 4 (1959), S.637f.

マールブルク大学のエルクスレーベン (①) については、マールブルク大学に関す

る別稿でもふれた。独法105号63頁以下。Gundlach, *Catalogus professorum academiae Marburgensis*, 1927, S.117 (188 Erxleben).また、同名のエルクスレーベンが2人いる(②③)。

① Johann Heinrich Christian Erxleben(1753.4.14-1811.4.19)は、1753年に、Quedlinburgで生まれた。ドイツで最初の女医 Dorothea Christine Eexleben (geb. leporin)の息子として知られている。1774年に、皇帝の公証人(宮中伯権能をもつゲッチンゲン大学の副学長により任命。沿革上、公証人の資格には皇帝から任命される者と教皇から任命される者がいたことによる。中世の過程で、その多くの権能は、ラント諸侯に帰属した)、ツェレとゲッチンゲンで弁護士をし、1778年に、ゲッチンゲンで法学博士、私講師となり、法実務も継続した。1783年に、マールブルク大学で法学部第4位の教授となった。マールブルク大学では、1783年から1811年の間、講義をもった。1788年に、副学長、同年、枢密司法顧問官、1795年に、副理事長。1797年に、カッセルのラント議会への大学代表となった。1811年に、マールブルクで亡くなった。Aemilius Ludwig Hombergk zu Vach (181)の義理の息子にあたる。パンデクテン、刑法、刑訴法、教会法、夫婦法、民訴法などを講じた(vgl. Steffenhagen, Erxleben, Johann Heinrich Christian, ADB 6 (1877), S.335; DBA 292,253ff; DBI 1, 507a)。以下の著作がある。Dissertatio inauguralis de eo quod iuris est circa fictam possessionem maxime,1778; Principia de iure pignorum et hypothecarum, 1779; Erläuterung der Frage - in wie fern die Gelegenheit zum Verbrechen die Strafe desselben mildere? 1779.

② Julius Karl Albrecht Otto Erxleben (1814-1887)は、1814年に、Schnepfenthalで生まれた。ゲッチンゲン大学で私講師、1841年に、チューリヒ大学の正教授、1854年に、ロシュトックの高裁判事、高裁の部長もした。1887年に、ロシュトックで亡くなった。著書に De contractuum innominatorum indole, 1835; Über die conditiones sine causa, 1850f.; Lehrbuch des römischen Rechts, 1854 などがある(vgl. Stintzing/Landsberg, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft* Abt. 3, Halbband 2 Noten 1910, 319)。

③ Carl Erxleben (1814.11.10-1884.6.7)は、1814年に、エルベ河畔の Lauenburgで生まれた1833年からゲッチンゲン、ベルリンの各大学で法律学を学び、Berlin, Amtsauditor Wischhafen (Niederelbe)で、試補、1840年に、Wischhafenや Hagenの区裁の試補、1842年に、ハノーバーの財務省の補助員、1848年に、ハノーバーの財務省の参与、1851年に、ハノーバーの財務顧問となった。1854年に、上級関税顧問。1862年に、ハノーバーの財務大臣、商業大臣もした。1867年に、ライヒ議会議員。

(3) レギーナ・シーボルト (Regina Josepha von, geb.Henning, Siebold, 1771.12.14-1849.2.28) 母

彼女は、1771年に、Geismar で生まれた。政府顧問官の G.Heilandと結婚し、娘 Heidenreich von Sieboldが生まれた。1795年に、夫の死後、医療顧問官の Johann Theodor Damianと結婚した。1806年から07年に、彼と彼の兄弟から、助産の教育をうけた。試験後に、助産婦となった。1813年に、種痘をする許可もえて、夫とともに、助産を行った。多大な業績から、1817年に、ギーセン大学から博士号 (honoriae artis obstetriciae) をうけた。彼女の博士申請は、医学部内に大きな議論をひきおこした。女性として博士をうけた最初は、Dorothea Erxleben で、彼女は2番目であった。彼女は、多くの侯家でも働き、コーブルクのケント公妃(のちのヴィクトリア女王(1819-1901)の母)の出産にも加わった。軍医少佐の A.Heidenreichと結婚した。死の直前まで、Darmstadt で働き、1849年に、Darmstadt で亡くなった¹⁷⁹⁾。

(4) ハイデンライヒ・シーボルト (Henriette Charlotte Theresia, geb. Heiland, Heidenreich von Siebold, 1788.9.12-1859.7.8) 娘

彼女は、1788年に、Heilingenstadt (im Eichsfeld) で生まれた。Regina v.Sieboldの娘である。母と義父の Johann Theodor Damianの両親によって、17歳から助産の教育をうけた。1811年から、ゲッチンゲン大学の講義をきき、1814年に、ダルムシュタットの大公医療教授団から、独立して助産をする許可をえた。1817年に、ギーセン大学から、Über eine Schwangerschaft außerhalb der Gebärmutter und über eine Bauchhöhlenschwangerschaft insbesondere で、博士号をうけた。1859年に、Darmstadt で亡くなった¹⁸⁰⁾。

1884年に、ハノーバーで亡くなった (vgl.Niedersächsische Juristen 2003, 339f.)。

179) Lexikon, S.339.

180) Lexikon, S.142.このシーボルト母娘は、江戸時代に来日したシーボルトの縁戚である。詳細は、女性法律家の歴史に関する別稿による。

(5) ヒルシュフェルド・チブルチウス (Henriette Hirschfeld-Tiburtius, 1834-1911.8.24)

彼女は、1834年に、Westerland (Sylt) で生まれた。牧師の娘として生まれ、若くして結婚した。30歳で未亡人となった。アメリカで医学を学んだイギリス人Blackwell に刺激され、とくに歯科を学んだ。プロイセンでは、学問をうけられなかったことから、1867年に、アメリカにわたった。特別の許可をえて、フィラデルフィアの Dental College で学び、1869年に、歯科医の試験に合格した。7年後に、ドイツに戻り、許可をえて、ドイツで最初の女性の歯科医となった。ただし、患者は、女性と子どもしか対象となしえなかった。C. Tiburtius と2回目の結婚をした。1911年に、亡くなった¹⁸¹⁾。

(6) レームス (Emilie Lehmus, 1841.8.30-1932.10.17)

彼女は、1841年に、Fürth で牧師の娘として生まれた。パリで語学を学び、まず教師となった。1870年に、チューリヒ大学で、ドイツ人では最初的女子医学生となった。1875年に、学位をえた。チューリヒで、F.Tiburtius と知り合い、1876年に、ベルリンの北部で、ともに診療所を開設した。女医としての診療所は、社会的に弱い女性と母を医学的に世話するものとなった。1900年に健康上の理由で、退職した。1932年に、エルランゲン近郊のGräfenbergで亡くなった¹⁸²⁾。

181) Lexikon, S.154.

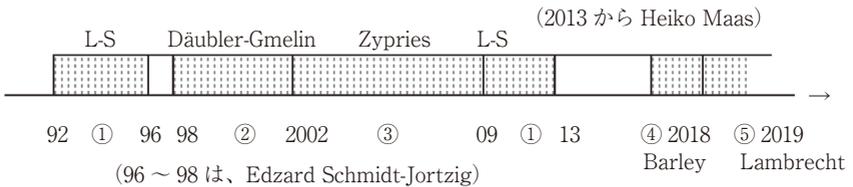
182) Lexikon, S.205.

また、Maria Gräfin von Linden (1869-1936) は、ヴェルテンベルク王国の大臣であった大伯父の援助で、1891年に、女性として初めて同国で最初のギムナジウムの卒業資格をえて、国王の許可をえて、チュービンゲン大学で数学、物理、動物学を学んだ。1895年に、自然哲学の学位をえて、1899年から、ボン大学の助手となった。ハピリタチオンを取得し、肩書だけの人的教授 (persönliche Titularprofessur) となり、講義はもたなかった (研究と演習だけ)。人や動物の寄生虫学、細菌学、化学療法などを研究した。1933年に、64歳で、定年を強制され、1936年に、リヒテンシュタインで亡くなった。種々の限定付であったが、ボン大学では最初の女性教授とされている。Vgl.Universität Bonn, Die Namenspatrone der Veranstaltungsräume und

3 女性司法相

ドイツの女性司法相は、1992年の Leutheusser-Schnarrenbergerが最初である。その後、若干の中断があったが、2020年の現在まで、5人の女性司法大臣が続いている。

女性司法大臣



(1) Sabine Leutheusser-Schnarrenberger (1951.7.26-)

ロイトホイザー・シュナーレンベルガーは、1951年に Minden で生まれた。ゲッチンゲン、ビーレフェルトの各大学で、法学を学び、1975年、1978年に、国家試験に合格した。1979年に、政府理事官となり、特許庁の部長、ミュンヘンの労働裁判所の名誉裁判官、連邦懲戒裁判所の陪席、1992年に、連邦司法相(FDP)となった(コール政権)。1995年に、通信傍受法に関する党の方針に従って辞任(1996年1月)。1997年から、弁護士。2009年に、再度、連邦司法相となった(メルケル政権)。ドイツの司法大臣の再任はまれである。彼女の前任は、同じFDPの Klaus Kinkel であった(その後外相)。2013年、メルケル大連立政権の成立に伴い、後任は、Heiko Maasとなった(SPD)¹⁸³⁾。

(2) Herta Däubler-Gmelin (1943.8.12-)

ドイブラー・グメリンは、1943年に、Presseburg/Bratislava で生まれた。

Apartments, 2010, S.21.

183) Köbler und Peters, Who's who, aa.O. (前注164), S.408. キンケルは、ドイツ債務法現代化法の1992年草案時の司法相である。Vgl. Abschlußbericht der Kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts, 1992のVorwortは、キンケルが書いている。

チュービンゲン大学、ベルリン（自由）大学で、法律学、政治学を学び、1972年に、第二次国家試験に合格した。1974年に、ブレーメン大学で学位をえて、弁護士となった。1972年に、SPDに入る。1992年に、ベルリン自由大学で非常勤講師。1996年に、同大学から、名誉教授の称号をうけた。1998.10.27-2002.10の間、連邦司法相（シュレーダー政権）。その在任中に、債務法現代化法が発効した（2002年）。2002年に、ブッシュ政権の外交政策を批判して辞任（同年10月）¹⁸⁴⁾。

Bildungsurlaub für Arbeitnehmer, 1974.

Müllerとの共著で、Wir sind auch noch da, 1985.

Zachert/Elitz との共著で、Gegen Gewalt und Rechtsextremismus- aber wie, 1994.

Speck との共著で、Sexueller Missbrauch, 1997などがある。

(3) Brigitte Zypries (1953.11.16-)

ツィープリスは、1953年に、カッセルで生まれた。父親は、商人であった。ギーゼン大学で法律学を学び、国家試験に合格した。同大学で、研究補助員となった。1985年に、ヘッセン州政府で、研究補助員となり、連邦憲法裁判所（Mahrenholz）に勤めた。1991年に、ニーダーザクセン州政府に勤め、参与員、1997年に、同州の女性・労働・社会省の次官、1998年に、連邦内務省の次官となり、2002年10月22日に、連邦司法相となった（シュレーダー政権、およびメルケル大連立政権）。司法相在任中、連邦憲法裁判所（BGH）の裁判官への就任を打診されたが、彼女はこれを断った。大陸型の裁判制度において、司法大臣の占める高い地位からすれば、当然の決断ともいえる¹⁸⁵⁾。

(4) Katarina Barley (1968.11.19-)

バーライは、1968年に、ケルンで生まれた。1987年から、ケルン、マールブルク、パリの各大学で法律学を学び、第一次、第二次国家試験、フランス法の

184) Ib., S.112.

185) Ib., S.820.

ディプロマを取得。1994年から、SPD に所属。1998年に、ミュンスター大学で学位をえた (Kommunalwahlrecht für Unionsbürger nach Einführung des Art. 28 Abs. 1 Satz 3 GG)。1998年に、ハンブルクで弁護士となり、1999年に、ラインラント・ファルツ州の学術局に勤務。連邦憲法裁判所や外務省、トリアーのラント裁判所の裁判官もした。2008年に、ラインラント・ファルツ州の司法省の参与、2013年に、連邦議会議員、議会のSPD の司法担当、2015年に、SPD の総務、2017年に、連邦家族・女性・少年相、SPD の会派理事、2018年から、連邦司法相兼連邦消費者保護相である。2019年に、EU議員となった。2人子どもがいる¹⁸⁶⁾。

(5) Christine Lambrecht (1965.6.19-)

ランプレヒトは、1965年に、マンハイムで生まれた。マンハイム大学とマインツ大学で法学を学び、1992年に、第一次国家試験、1995年に、第二次国家試験に合格。弁護士となり、私講師も勤めた (Berufsakademie in Mannheim)。1998年から、連邦議会議員、2013年まで、その法律委員会に属した。2011年から、連邦議会の会派の副会長、2013年から、連邦議会のSPD の会派の総務、2018年に、連邦財務省の次官。2019年に、連邦司法・消費者保護相となった¹⁸⁷⁾。

186) 連邦司法・消費者保護省のHPによる。2013年から (省庁再編)、連邦司法相と連邦消費者保護相は兼任である (Organisationserlass vom 17. Dezember 2013)。両省の法や政策には共通するものが多いことから、区分して齟齬をきたしたりする (日本的には縄張り争い) などは無用であろう。

187) 連邦司法・消費者保護省のHPによる (https://www.bmjv.de/DE/Ministerium/Ministerin/Minister_node.html)。連邦議会の人名録にも記述があり、こちらの方が詳細である (https://www.bundestag.de/abgeordnete/biografien/L/lambrecht_christine-521460)。独身で、子どもが1人あり、宗旨は、ルター派などということも記載されている。

